

多様な連携による持続可能な
まちづくり推進支援 委託業務

報告書

2024年3月

北海道ニセコ町

目次

(0) 本業務の背景と目的、内容.....	3
(1) まちづくり会社を主体とした多様な連携の推進体制の運用	6
① パートナーシップ登録制度の運用（連携コーディネーターの配置）	8
1-1-1. まちの課題の抽出	8
1-1-2. まちの課題を踏まえた制度設計及び制度の概要.....	18
1-1-3. パートナーシップ制度の周知・コーディネート業務.....	23
② 共感形成に向けた持続可能なまちづくりの取組・成果広報.....	31
1-2-1. 官民連携の街区開発事業「ニセコミライ」の広報媒体の作成.....	31
1-2-2. 官民連携の街区開発事業「ニセコミライ」の広報実績	38
③ パートナーシップ登録制度取組の広報.....	40
(2) 環境を基軸とした多様な連携のモデルとなる取組の検討・実証・効果検証（脱炭素・ 域内経済循環・移住促進など）、連携事業に向けた普及促進・人材育成、EV を活用したシェ アリングサービス交通の構築検討.....	50
① 官民連携による環境対策・移住促進対策（環境配慮型高性能住宅体験）の実証、成果 広報 52	
2-1-1. 移住住み替えの実証実験の実施と報告（継続事業）	52
2-1-2. 省エネセミナー、再エネセミナー報告（継続事業）	69
2-1-3. 省エネ診断報告（継続事業）	82
② 官民連携による建物環境対策（省エネ性能・新エネ導入）の事前検討制度に伴う優遇 措置の調査研究.....	88
2-2-1. 調査研究の概要.....	88
2-2-2. 調査研究の結果の取りまとめ	107
③ 多様な連携に向けた普及促進活動、人材育成.....	120
2-3-1. ニセコミライに関連したイベントの実施.....	120
2-3-2. ニセコミライに関連した人材育成、視察受入	123
④ EV を活用したシェアリングサービスの構築検討.....	124
2-4-1. カーシェアリング実証の概要とその趣旨、事業の目的について	124
2-4-2. 構築検討と実証実験の状況.....	125
2-4-3. 実証実験結果の取りまとめ.....	134

(0) 本業務の背景と目的、内容

本業務の背景

ニセコ町は、「環境創造都市」「町民が環境を生かすまち」を掲げ、環境を基軸に、町民と行政あるいは民間と行政など多様な主体・多様な連携のもと、これまで繰り返し実践してきた「自ら考え、行動する」自治をさらに磨き上げながら、地方創生および持続可能なまちづくりに向けた取組を進めている。こうした取組を進める上での地域課題とその解決の方向性について、ニセコ町は以下の様な認識を有している。

- ・ 将来的な人口減少に対する備えの必要
- ・ 20歳前後の世代の進学や就職による流出超過の抑制
- ・ 住宅不足による近隣自治体への転出の抑制
- ・ 地域全体での働き手不足という状況の改善
- ・ 地域外への消費支出の流出（とりわけエネルギー）の抑制による域内経済循環の向上
- ・ 基幹産業である観光、農業部門において付加価値をより加えることによる雇用の所得向上
- ・ 脱炭素という政策方針と上記の対策を融合させ、地域内経済循環率を高めること

一方で、ニセコ町は「環境モデル都市」「SDGs 未来都市」にも選定されており、近年の取組である「豊かな自然景観と環境を将来にわたって守り、継承してゆく」という方針には、日本全国、および海外からも賛同と共感が寄せられている。それゆえ、とりわけ食品産業を中心とする企業がニセコに事業拠点を移す／新たに設けるようになったり、付加価値の高いブランド化された観光業・宿泊業がニセコ町に投資を行う流れが出てきている。これらの事柄はそうした事業者へのサービスと付加価値を提供する中小企業者へと波及しており、商工会会員数の増加なども認められている。さらに、北海道新幹線、高速道路の整備など大型の公共事業によるインフラ整備も進んでいることから、ニセコ町における暮らしの魅力の向上と町民の地元に対する誇りにも良い影響を与えている。

こうした中、ニセコ町の第5次総合計画、総合戦略では以下の施策に重点的に取り組むとしている。

- ・ 「ニセコ町らしさ」の強化

- ・ 環境創造都市としてのニセコ町のアイデンティティの確立
- ・ 地域資源を生かした産業の育成と多様な働き方の実現
- ・ 交流人口、関係人口の拡大と居住環境の整備（ふるさと住民制度の有効活用、SDGs の文脈における企業版ふるさと納税による連携プロジェクトの実施）
- ・ 循環するまち、持続可能なまちづくりの方向性としての『相互扶助』の精神の強化
- ・ まちづくり基本条例の理念でもある住民自治、住民参加と情報共有の強化

このような「循環するまち」を目指すには、お互いに協力し合い、支え合いながら地域づくりを進めていく地域力の醸成が必要であり、ニセコ町においては2001年に制定した「まちづくり基本条例」にあるように、「住民参加」と「情報共有」の2大原則による自治のまちづくりを継続して実践しているところである。

加えてこの条例においてはさまざまな分野での連携についても規定し、「ふるさと住民」制度を運用するなど、町外からの知恵や意見をまちづくりに活用してきた。近年、SDGs への関心が高まる中、官民一体となりその連携において地方創生に取り組むことの重要性が高まり、関係人口創出の取組や企業版ふるさと納税をツールとした連携プロジェクトの幅広い分野での展開に期待が寄せられている。

以上で明らかのように、ニセコ町のまちづくりにおいては、単なる地域課題への対処ではなく、ニセコ町が持つ魅力、機会、強みを活かし、多様なステークホルダーの連携を促すことが求められている。本委託業務はこの趣旨において、ニセコ町のまちづくりを支援するものである。

本業務の目的

本業務の目的は、「環境」「持続可能性」「多様性」をキーワードとし、『共感』に基づき異なるステークホルダーの多様な連携を実現することにより、ニセコ町の持続可能なまちづくりの推進を支援することである。また、この過程で、ニセコが抱える地域課題の解決に資する具体的な取組を実行することも合わせて本業務の目的とする（以下はその対象例である）

- 脱炭素化への行動計画でもある「環境モデル都市第2次アクションプラン」の実行に益する取組を行うこと
- 自治体SDGsモデル事業である「NISEKO生活モデル地区、次世代型環境配慮街区の形成」の実行に有益な取組を行うこと

本業務を通じて、地方創生・SDGs の目標達成、「環境創造都市ニセコ町」「環

境を生かし、資源、経済が循環する自治のまち『サステイナブルタウンニセコ』の実現を最終的に目指すものである。

本業務の内容

本事業は、全国初の自治基本条例に基づく住民自治のまちづくりの実践、「環境モデル都市」や「SDGs 未来都市」の取組など、ニセコ町がこれまで取り組んできたまちづくりに対し、町民に加え、町外のニセコファン・ふるさと住民や企業からいただいている『共感』について、モデル・先導となる環境を中心とした多様な連携事業の積み重ね・発信によりその価値を高め、さらなる『共感』による多様な連携が自発的に創発され、好循環に結び付けることを企画したものであり、以下の各項目の実施により、多様な連携による持続可能なまちづくり推進支援業務を行うものとする。

(1) まちづくり会社を主体とした多様な連携の推進体制の運用

昨年度末までの検討状況

ニセコ町は、まちづくりの基盤として「共感」を重視しており、その取り組みは幅広い支持を集めている。この取り組みは、町内外の住民や企業など、様々な関係者からの共感を得ることを目指している。具体的には、町が掲げる方針やビジョンに対する共感が、国内外から広く寄せられており、これが町の発展や投資に結びついている。しかし、単に共感を増やすだけでは、まちづくりに必要な多様な連携を生み出すことは容易ではない。そのため、共感を具体的な制度設計に結びつける必要があると認識されている。

ニセコ町では、共感を基にした連携を促進するために、共感と連携の関係を明確化する作業が行われている。これにより、連携の目的や目指す姿を共有することで、より効果的なまちづくりが可能となる。具体的には、共感を「他者の考えや感情に対する共感」だけでなく、「町の課題解決に対する共感」として定義し直した。これにより、連携する主体が共通の目的を持つことが強調され、効果的な連携が生まれやすくなると期待されている。

また、ニセコ町が抱える課題やビジョンに対する共感を基にした連携は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献すると考えられている。とくに地域経済の活性化や人口減少対策など、町の課題解決に向けた連携が SDGs の目標達成に直結するとされている。さらに、連携の目指す姿は2030年以降も継続していく長期的な視野に立って検討されており、その意味で SDGs の目標は連携の定義に含まれていない。

以上の背景や議論を踏まえて、多様な連携の目的と目指す姿を以下のように定めた。

【目的】

ニセコ町の課題を解決し、ニセコ町をより魅力あるまちにすることへの共感を起点として、自治体や企業、団体がそれぞれ保有する技術・ノウハウ・リソース（人材および資金）を互いに持ち寄り、ニセコ町が抱える課題を共に解決していくこと

【目指す姿】

特定のテーマへの連携をきっかけとして、もしくは純粹にお互いを知るための

場を通じて、町内外を問わず企業・団体間での新たな出会いが生まれ、それが新しい事業機会や官民交流、ひいては新たな雇用や住民サービスの創出に繋がるなど、ニセコ町のまちづくりを起点として町・企業・団体・住民の各ステークホルダーがそれぞれ自分達にとってのメリットを享受し、WIN-WIN の関係を構築している状態

本年度の取組

本年度の多様な連携の推進に向けて、前述の目的と目指す姿を踏まえて協議をしたところ、ニセコ町が抱える課題を共に解決していくことが連携の最大の目的であり、この課題を明確化や具体化していくことが体制構築及び運用していく上で最も重要であるという結論に至った。そこで、次の章以降で、まちの課題の抽出に向けて検討やヒアリング調査を行った内容や結果を列挙し、それらを踏まえた制度設計、また並行していくつかの企業や団体と連携体制構築に向けた折衝を行った内容について取りまとめを行った。

① パートナーシップ登録制度の運用（連携コーディネーターの配置）

1-1-1. まちの課題の抽出

昨年度までの制度設計の検討において、多様な連携による取組を推進していくパートナーシップ登録制度とったツールを最大限活用していく目的は、ニセコ町の課題を解決し、ニセコ町をより魅力あるまちにすることへの共感を起点として、自治体や企業、団体がそれぞれ保有する技術・ノウハウ・リソース（人材および資金）を互いに持ち寄り、ニセコ町が抱える課題を共に解決していくことであると定義している。それゆえ、まずはニセコ町が抱えるまちの課題を明確にしておくことが重要であると考えた。そこで、委託者と協議の上、町内の主たる事業者やまちのステークホルダー（関係者）向けに、現在、それぞれの立場で感じている「まちの課題」について、「御用聞き」という形で、個別にヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリング調査については、委託者であるニセコ町担当者と受託者の連携コーディネーターが中心となって実施した。

（1）ヒアリング目的

一般に、課題の抽出や言語化を進めていく上で、アンケートのような定量的な調査も有効ではあるが、テーマが抽象的かつ幅広い場合においては、調査に当たっての仮説を策定するために、質的調査（インタビューや参与観察など）を行うことが有効であるとされている。

本事業の仕様の中では、委託者であるニセコ町役場の担当者が、まちの課題を抽出していくとなっていたものの、昨年度までの本事業の検討経緯において、町外事業者のみならず、町内事業者への参画や巻き込みも重要であることも踏まえ、連携コーディネーターとニセコ町役場担当者が軸となって町内の主たる事業者やまちのステークホルダー向けに御用聞きという形でインタビュー調査を行った。

今後連携コーディネーターが軸となって本制度を推進していくにあたり、多様な町内のから得られた生の声を活かせるようにしつつ、町内への本制度の認知拡大や将来的な巻き込みを目指して、今年度は総勢で13件、各平均して1時間以上の個別インタビューを実施した。

（2）対象及び手法

まちの課題の個別ヒアリングについては、以下の対象と方法で実施した。

<対象>

本事業とは別事業である第六次ニセコ町総合計画策定業務や、第三次ニセコ町環境基本計画策定業務において、それぞれでアンケート調査を実施した内容を参考に、まちの課題として多く挙げられたテーマを軸に、関連する町内の主たる事業者や公的機関などを対象とした。

上記のアンケート調査を踏まえて、まちの課題として、多く挙げられたテーマとしては、「住民参加／情報発信／情報収集」「商工業」「農業」「開発に対する不安」「観光」「住環境／コミュニティ」「教育／子育て」「医療／福祉」「交通」を選定し、その上で、多様な連携という本事業を活用することで現実的に解決が見込みやすいテーマやコラボレーションが期待できるかを軸に、ヒアリング先の選定に優先順位を設定した。

<手順>

ただ闇雲に「まちの課題は何か」と言った抽象的な回答を設定し、意図と異なる回答になることを防ぐために、まず冒頭で本事業で検討しているパートナーシップ登録制度の概要案、目的、背景などを説明をし、その上で、以下の質問項目を軸に会話を掘り下げ、ヒアリングから出た意見に応じてインタビューを掘り下げていった。ヒアリング先に依頼文と兼ねてヒアリング時に使用した説明資料を以下に添付する。

<質問項目（例）>

- ・ 検討中の本制度の概要と今後の見通しについて説明した上での質疑、および意見交換
- ・ 本制度によって期待できると感じたこと（多様な連携により解決できそうな／解決していきたい課題や連携をしたい企業や業種など）
- ・ 事業者等の立場から見て感じる現状のニセコ町の課題について
- ・ 一町民として感じる現状のニセコ町の課題について
- ・ 多様な連携が広がった先にある理想的なニセコ町やまちのイメージについて
- ・ その他、各事業者等の意見を踏まえた個別の質疑、および意見交換

ニセコ町パートナーシップ制度導入に向けたまちの課題に関するヒアリングについて

2023年5月

ニセコ町企画環境課・ニセコまち

1. 背景

R4年度から地方創生推進交付金を活用し、ニセコ町/ニセコまちで多様な連携の構築事業を推進している。その事業の柱の一つに、ニセコ町と企業・団体等と、まちづくりに関する特定のテーマやプロジェクトについて協働し、新たな価値創出を目指すための合意や体制（仮称：ニセコ町パートナーシップ制度）の構築について、今年度の施行を目指している。パートナーシップ制度の参加対象として、ニセコ町が抱えるまちづくりの課題解決に共感をしていることを条件にしていきたいが、その上で、現状のまちの課題について、既存のアンケート調査の分析を進めている。加えて、町内事業者等の皆様に、現在感じているまちの課題についてインタビューをさせていただき、パートナーシップ制度の実用性を高めていきたいと考え、ご協力をいただきたい。

2. パートナーシップ制度概要(案)

名称	ニセコ町パートナーシップ
形式	ニセコ町と企業/団体との協定を締結
更新	1年ごと（双方からの申し出が無い限り自動更新）
制度の目的	ニセコ町や企業・団体が単独では対応できない課題をパートナーシップによって解決に導くと共に、成功事例の広報を通じて企業や団体のブランド価値を高めること
対象	民間企業、他自治体、NPO法人、教育機関など
企業等のメリット・インセンティブ例	地域課題の解決のための新規事業や商品開発のフィールドや情報提供、拠点進出に向けた関係性構築等 専用WEBサイト等への掲載、プロジェクト事例の紹介などの広報活動 町内テレワーク拠点の活用リモートワーク環境の利用促進支援 ニセコ町の視察の際のアテンドや、ニセコミライ等への宿泊費用の補助 他のパートナー企業、地域企業、プロジェクト等の相互紹介や、ニセコ町が企画する交流イベント「ニセコ企業サミット」（仮称）等のイベント参加権 従業員向けの研修実施、地域課題解決人材育成（人材派遣制度の活用） 企業のSDGsやCSR活動、並びにESG活動の価値の共創

3. ご質問事項

- ・事業者等の立場から見て感じる現状のニセコ町の課題について；
- ・一町民として感じる現状のニセコ町の課題について；
- ・パートナーシップ制度の導入で期待したいことについて（連携による解決できそう/していきたい課題、連携をしたい企業や業種など）；
- ・多様な連携が広がった先にある理想なニセコ町やまちのイメージについて；

以上

図：まちの課題ヒアリング時に使用した依頼文章

(3) 結果

各事業者等の機密情報及び個人情報を含むため、詳細な調査結果の開示はできないが、インタビュー結果の概要や抜粋を掲載する。なお、個社及び個人の特定がなされるよう、固有名詞を省いたり、詳細な数字を大まかな数字へと意図的に改変するなど趣旨が変わらない範囲で一部の情報を修正している。

その上で、「まちの課題」として出た意見と、本制度に関する意見との大きく2つに分け、それぞれ近いテーマごとに意見を集約したものを示す。

■まちの課題として出た意見

<住民参加／情報発信／情報収集>

- ・ 住民参加の観点において、町民が情報収集、あるいは行政が情報発信する機会や場がコロナ禍の影響もあって不足していると感じている
- ・ 住民に対してもさながら、町内の事業者に対しても情報収集／発信する機会が減っていることが課題。町外企業の進出が増えてくるにつれて、町外に意識が行きがちである
- ・ 住民や事業者が増加しているゆえに、公的業務の人員に対して事務量が増えていくことや、施設や敷地のスペースが不足しているのが課題。気軽に声をかけあったり、顔を出しやすい雰囲気や余裕が薄れてきている
- ・ ニセコ町は外に門戸を広げていることで良さもあるが、一方で公的業務の職員や事務局の負担は多くなっていることについて懸念している

<商工業>

- ・ 企業の担い手不足や人材不足も著しいが、町内会や自発的／公的組織などの役を担う人材も不足している
- ・ ニセコで働く上で従業員向けの娯楽が弱い（都会に人が流れがち）ことがネックになることが多い
- ・ ニセコはダブルワークをする人も多いが、一方が給与を釣り上げて独占するような状況が続き、パイの取り合いになっている
- ・ 町内事業者いずれの業種でも人手不足が課題感として強く、観光需要が戻ってきているが対応しきれていない
- ・ 人材の流動化は急務である。特に若手の単身世帯は、副業のようなさらに働ける環境を提供していけば、地域の労働力不足を解消しつつ、本人の収入アップや、さらに多様な経験を積むことができる。役場も含めてこうした取り組みは町として取り組むべきである

- ・ 地域の外に販売していくような業種や事業者がまだまだ少ないことが課題である
- ・ 地域にとって価値がある、あるいは地域を支えるインフラの役割を担う事業者や機能は残すべきだが、事業承継は課題になっていると感じている

<農業>

- ・ 農業分野において人手不足は深刻である。収穫作業時などの出番さんのような存在は大きいですが、どの農家さんもギリギリである
- ・ 農業分野では他の仕事をしている方が多い。例えば除雪やスキー場関係、JR保線など。それゆえ人材はいるものの労働力が不足しがちである
- ・ 農家さんで結婚したいという男性のニーズは多いが、出会いがなくこうした話題をしにくいという声もある
- ・ 農業の6次化を推進していくにあたり、町内のホテルや飲食店での利用の促進は品質の統一や安定的な供給などの課題はあるものの可能性はある

<開発に対する不安>

- ・ 山の開発が増えていることは農業分野において影響が大きい。例えば雨水排水経路を農業用水に流したいという要望が少なくない。水質の問題はさながら、そもそも用水路としてそうした使われ方を想定していないので、トラブルになりやすい

<観光>

- ・ 道の駅の現状には課題を感じている。駐車場で渋滞になったり、まちとしては冬の観光需要が多くあるにも関わらず店のラインナップなどが弱い
- ・ 観光分野については、オーバーツーリズムになっていることを痛感している。結果としてニセコを嫌いになる観光客が増えてしまうのではないかと心配
- ・ 飲食店が不足しているが、出店をする手前のような開業前に挑戦できる場所や機会があると良い

<住環境／コミュニティ>

- ・ 事業者同士で共同の社員寮を建築するべきではないかという声があがるくらい、住環境が不足しているので新規雇用ができない
- ・ ニセコに移住をしたいという人は決して少なくないが、住む場所や事業者であれば空き店舗がないというハードルがネックに感じている。すでに地域の

中にいる人も探している状況でまちの課題である

- ・ 外国人労働者も増えているが、外国人コミュニティのつながりが弱い
- ・ 外国人と日本人が混ざりあった団体やコミュニティがあると良いが今は不足している

<教育／子育て>

- ・ 冬の子どもたちの屋内の遊び場がないことはまちの課題である
- ・ 子育て支援の取り組みの中でも送迎や配車が課題になっている。特に北海道の冬の送迎は不安も感じることが多い
- ・ 地域の企業や事業者が福利厚生の一環で、まち全体で子育て支援する仕組みができると良いのではないか
- ・ 子育て支援として子どもの一時預かりなどをする場所がないのも課題
- ・ 子育て支援は取り組み内容が充実すると、移住者が増えやすい。特に家族世帯転出が多い理由はもっと分析が必要で、対象者の声を聞くべきである。子育て支援は、自身が子育てを終えると興味関心が徐々に薄れてしまい声が届かないことが多い。また、子育て支援と言っても子どもの年齢で需要が全く異なるので必要な支援やニーズも刻一刻と変わっていき、課題の共有が難しいと感じている
- ・ 子育て支援で単にお金を支援するだけでなく、お母さん同士のつながりやコミュニティを育み、孤独にさせないことが重要
- ・ 子育て世代に寄り添っていくことが重要。どこに声を発してよいかわからないことが多く、匿名アンケートの自由欄に記載するという声をよく聞く。声を集約したり意見を聞く機会がもっとあっても良い
- ・ 核家族化が進み祖父母が子どもを見る家族も減ったことも子育て支援の必要性が増えている背景にある。また、祖父母も現役で働いている家庭も多く、ニセコは観光関係が多く、サービス業は土日・祝日に勤務なので、そのタイミングで預けられる場所や機会が限られているのが課題

<医療／福祉>

- ・ 町全体で調理員が不足している。宅配サービスも検討しているが、施設の垣根を超えて融通を利かすことはできないだろうか
- ・ 介護施設はこれから高齢者が増えていくことを見越すと、大幅に不足していると感じている。とくに在宅介護や高齢者が集えるサロンのような場所が不足している

<交通>

- ・ バスのスケジュールや利用方法がわかりにくく難しいと感じてしまう
- ・ ニセコ町の課題として、買い物が不便に感じる事が多く、自家用車がないととくに不自由が多い
- ・ 冬の観光ピーク時は乗り合いバスやタクシーが捕まらず、住民の足が観光に取られてしまっている
- ・ 海外からの労働者も増えてきているが、住む場所が十分ではないのに加え、勤務時間外の移動手段が課題

<その他>

- ・ 町内の施設や組織だけでは対応が追いついていないので、近隣町村との連携や共有化をせざるを得ない
- ・ ニセコ町の課題にフォーカスをするときりがないので、ポテンシャルというキーワードに置き換えるのが良いのではないか
- ・ まちの魅力を高める要素としての芸術やアートといった側面は、現状のニセコ町は弱いと感じている
- ・ 外国人労働者は、短期滞在者や単身者も多いが、上水道の契約や国民健康保険などの手続きを知らない方が多い
- ・ 引っ越ししてきた方向けの転入・転出ガイドが欲しい。手続きの案内がわかりにくく、また、行政側も転入出が多いため事務量が負担である
- ・ ニセコ町の課題としては、一人あたりのゴミの量が他の市町村と比べ2倍以上になっていると聞いたことがある
- ・ ニセコは降雪が多い地域なので、除雪や雪の課題解決は連携のテーマになるのではないか

■本制度に関する意見

- ・ 綺羅街道など既存の商店街の活性化や人の流れとの連携をするべき
- ・ 町内事業者同士で人の融通しているケースはあるが、もっと町内での連携が増えれば人手不足も解消できる範囲もあるはずである
- ・ 実際に空き家がないわけではないので、不動産リノベーションをしていく事業者との連携が深められると良いのではないか
- ・ 子育ては未来投資というキーワードを軸に、連携事業を進めて欲しい
- ・ SNS が発展し、直接会わなくても良い環境が増えてきたがゆえに、コミュニティが希薄になってきたとも感じていて、物理的な距離を問わずに交流がで

きるのは良い面と悪い面あると感じている

- ・ 町外との連携も重要ではあるがまちの課題解決という観点においては、町内事業者の方が当事者として危機感や困り事があるので重要視するべきである
- ・ 新しく進出してくる企業と従来からニセコで営業している事業者がいる。昔からの付き合いであれば企業連携と言われるまでもなくすでにやっているケースは多いが、新規の方との交流機会になると良い
- ・ 自社で抱えるほどではないものを、会社間を超えて共有する仕組みが課題解決のヒントになるのではないかと。雇用についても以前は自社雇用の選択肢しかなかったが、今では在籍出向や派遣制度、業務委託という働き方も一般化しつつあり、人材の多様性や流動性が重要である
- ・ ニセコ町とのパートナーシップについて、ニセコ町民にも何かしらの利益があり見える化ができると浸透しやすいのではないかと
- ・ 「お互い様」というのが制度化されるようなものが良い。例えば役職などもそうだが、複数頼まれてやっているが大変ではあるが、最終的には自分に返ってくる人が多いと信じて引き受けている
- ・ 提携事業者については誘致したいテーマや業種を打ち出していくことができたなら良いのではないかと
- ・ 町内の企業の人員不足に対して、例えば町内のスキー施設と提携をして福利厚生でリフト券がもらえるような仕掛けを期待したい。こうした取組を、町を上げてやることはできないだろうか
- ・ 高齢者事業団のような人材を派遣する仕組みが町内であれば良いと思う
- ・ ニセコは多くの人に来て多様だというのが、実感がなく結局は地元の人しか知らないということも多い。この制度でつながりが増えることは歓迎したい
- ・ まず対面で集まる機会を作ることが重要。ちょっとした世間話から話が進展する事が多い。そういった機会を提供することを期待している
- ・ 町内進出している企業も増えている中で、進出している企業や昔からある町内企業同士の交流を促す機会は必要と考える
- ・ カジュアルな異業種交流会が必要。さらに、学校の先生や議員、役場職員など多様な交流を促す機会は今だからこそ必要である
- ・ ニセコ町は農業と観光の町ではあるが、この2つ以外の分野についても町外企業との関係性を強めていくべき
- ・ 大型の除雪機械や建設機械も多いが、現在町内で大型車両を整備する拠点や工場がないので誘致するテーマとして面白いのではないかと
- ・ とくに技術者を採用していく必要があるので、大学などと提携し、活用して

いけると良い

- ・ 町外企業との連携で地域の事業者が活性していくことは歓迎したい
- ・ 地域の事業者と連携を深めて子どもたちや大人へ地域の理解を深めていく取組はもっと必要である
- ・ 現状、地域外の大学や高校などとの連携を進めているが、さらにそういった関係性は強固のものにしていきたい
- ・ 中体連などのような子どもの全国大会への費用は北海道からの支援を除くと町が負担していることが多い。こういった費用の負担などの応援を、企業版ふるさと納税の活用も見越して連携ができると良い
- ・ 学校の教職員や先生方も地域企業とのつながりや関係を深めていくためにも交流を促進したいと考えている
- ・ 自治体との連携や協定も考えていくべき。国内の自治体同士では、例えば同じスノーリゾート地域であればライバルと見られることはあるが、グローバルに目を向けると国外こそライバルであり、協力体制を築き連携を深めていくことは重要だと考える
- ・ 企業連携では、大きな会社の上層部や会社経営者だけでつながるのみならず、企業の若手同士の交流も促進できると効果的ではないか
- ・ ニセコに IT 企業の誘致はもっと積極的に行うべきではないか。IT 系はテレワークなどの観点でも相性が良いはずである。一部の業務については地元で雇用にもつながるのではないか
- ・ 大学や高校との連携を深めて、サテライト授業が受けられる選択肢が増えても良いのではないか
- ・ サマーキャンプのような子どもを1ヶ月くらい預けてプチ移住体験ができるのは良いのではないか
- ・ ホテルなどの事業者と（移住促進の立場のような自分との）連携が増えると移住の話もしやすい
- ・ 人材不足だからこそ、まちの人事部のような組織があり、気軽に情報共有ができると良いのではないか
- ・ 地元の仕事をつくる、みたいなブランディングを出していければ U ターンも増えるのではないか
- ・ ニセコが好きというキーワードでつながって、例えば、ニセコの町内は主に若手、町外は経営者と直接繋がれる機会になってインキュベーションの流れができれば面白いのではないか
- ・ 今の現役世代は「個」の意識が強いと感じている。団体や組織といった強み

と、個の強みを出し合えるようになると良い

- ・ すべてを行政がやるのではなく、民間同士や民間の行政的役割が増していき、結果として行政の関わりが小さくなっていくことを期待したい
- ・ 同業種内の結びつきも弱いので、まずは同業種同士の交流促進ができる機会も期待したい

(4) 総括

まちの課題については、各アンケート調査等からテーマとして選んだ「住民参加／情報発信／情報収集」「商工業」「農業」「開発に対する不安」「観光」「住環境／コミュニティ」「教育／子育て」「医療／福祉」「交通」のいずれの分野についても、課題に感じている声は多く、それぞれのテーマにおいて個別的、具体的な意見から、アンケート調査や事前の仮説では想定できなかった意見まで幅広く集約することができた。また、パートナーシップ登録制度についても、総じて肯定的な意見や歓迎する声が多く、とくにコロナ禍で各種イベントや事業者同士の交流機会が失われたこともあり、町内事業者同士の結びつきを強める取組に期待する声も多くあった。

一方で課題として寄せられた意見の中には、パートナーシップ登録制度による多様な連携だけでは解決できない課題も多くあり、町内事業者からの切実な意見や課題に対して、何らかの手当は別途検討をしていく必要性も感じられた。とくに、地域内の人材に関する課題はいずれのテーマであっても共通して挙げられることが多く、喫緊のまちの重要課題だと言えるだろう。本事業からは外れるものの、この課題については、例えば総務省が推進している「特定地域づくり事業協同組合」のような制度の検討を、ニセコ町役場では別途検討を進めており、いずれかのタイミングでは、本事業と相互連携をしていき、“多様な連携“が深まっていく良い機会と捉えていくのが良いだろう。

またヒアリングの中には、まちの課題を設定することで企業連携の門戸を狭める要因になりうるのではないかと、という課題を具体化することに対して懸念する意見も頂戴した。また、これまでのニセコ町らしさを踏まえ、制限や限定をしすぎることは新しいアイデアや事業機会の損失の可能性もあることから、ある程度、解決していきたい課題のテーマを設定しつつも、企業からのエントリーがあったタイミングでは、仮にテーマとそぐわない趣旨であっても一度は受け付け、審査のプロセスで協議を重ねていくのが良いのではないかと、といった結論に至った。

いずれにせよ、今年度のまちの課題のヒアリング調査によって、まちの課題や、

どのような企業連携の制度がありうるのか、その制度によって得たい成果は何かについて、一定程度明らかになった。一方、これらの取組は、どこかの段階で終了するものではなく、パートナーシップ登録制度の進捗や社会情勢の変化によって随時変化し続けていくものである。来年度以降、本制度が具体的に進んでいく中でも、引き続き、インタビュー調査やアンケート調査など、「まちの課題」の解像度を高め、そして専用サイト等で発信をしていくことが、効果的な連携促進にもつながるはずである。また、本年度ヒアリング調査先の候補でありながら回りきれなかった箇所も少なくなく、同時に、ニセコ町役場内で部署間を超えた連携の必要性も考えると、ニセコ役場の各部署、およびその担当者にもヒアリング調査を行っていくことも有力であると結論付けた。

1-1-2. まちの課題を踏まえた制度設計及び制度の概要

昨年度末までの制度設計の検討状況

本章の冒頭で明確にした連携の目的と目指す姿を踏まえ、その目的および目指す姿を実現するための具体的な制度として、パートナーシップ登録制度を設計した。

パートナーシップ登録制度は、ニセコ町と企業・団体、もしくは自治体同士がニセコ町のまちづくりに関する特定のテーマ・プロジェクトについて協働し、新たな価値創出を目指すための合意、ならびにその体制として検討した。

前述の通り、ニセコ町では「町の抱える課題解決に対する共感」をベースに多様な連携を創出させていこうという考えがあるため、本登録制度も企業側にとってただの“ラベル”になることなく、実際に新しい価値の創出を目指した実効性のあるものにしたいという思いがある。

それゆえ具体的に制度設計を検討するにあたっては、それぞれの制度の目的、位置づけ、パートナーシップ登録の条件（選定プロセスや対象企業）、企業や団体側のメリット、体制等に関する論点を詰めていく必要があった。制度設計にあたって検討した論点は以下の通りであった。

- この制度は何を目的とし、「多様な連携」においてどのように位置づけられるのか
- パートナーシップ登録の条件は何か
 - ✓ どのような企業・団体を本制度の対象とするか
 - ✓ どのようなプロセスを経て、パートナーシップ登録を認定するか

- ✓ 上記のプロセスは、町内企業と町外企業で差をつけるべきか
- パートナーシップに登録された企業や団体は、どのようなメリットを得られるのか
 - ✓ パートナー企業・団体同士が交流を深められる場をどう用意するか
- パートナー企業との連絡や各種調整は誰が行うか
 - ✓ 連携コーディネータと役場との役割分担をどのようにすべきか

パートナーシップ登録制度の名称についての検討

昨年度の段階ではパートナーシップ登録制度の名称については決定に至らず、今年度早々に決定をする方針となっていた。本制度の目的や目指す姿、そして解像度が高くなった「まちの課題」を踏まえて、どういった名称が良いかの議論を重ね、最終的には、「ニセコオフィシャルパートナー」という制度の名称で決定をした。また、こうした企業連携の取組をより促進させていくために、多様なステークホルダー（関わる全てのみなさま）との技術・ノウハウ・人的及び資金的リソースの共有と連携を通じて、持続可能なまちづくりを目指す基盤づくりを行うことを目的とした関係構築の仕組みを「ニセコハートラボ」と定義した。ニセコハートラボの由来は、ニセコへの愛やまちづくりへの共感の象徴としてハート（Heart）と、ラボ（Labo）は研究室や実験室といった意味を持つ言葉で、ニセコ町を舞台に実証実験を重ね、地域内外の企業や団体と様々な方法でコラボレーションをしていきたいという思いを込めた。

これまで想定された制度ではオフィシャルパートナーのみであったものの、ニセコ町と企業や団体との関わりとして、従来から取り組んでいた寄附と人材派遣も合わせて考えていく方針となり、ニセコ町役場の企業団体向けの窓口としてニセコハートラボが位置づけられることとなった。寄附や人材派遣については、将来的に本事業で取り扱う計画ではあったが、本章③で取りまとめる専用WEBサイトでもメニューを掲載するなど先駆けて取り組んだ。

以下にニセコハートラボとして、ニセコ町との関わり方を図解し、それぞれの概要について説明する。



図：ニセコハートラボにおけるニセコ町との3つの関わり方

オフィシャルパートナー（パートナーシップ登録制度）

昨年度に制度設計の検討を行った情報と今年度の検討で変更になった内容を反映して、以下の通り概要を取りまとめた。

名称	● オフィシャルパートナー
形式	● 協定
更新	● 1年ごと（双方からの申し出が無い限り自動更新）
目的	● ニセコ町や企業・団体が単独では対応できない課題をパートナーシップによって解決に導くと共に、成功事例の広報を通じて企業や団体のブランド価値を高めること
「多様な連携」における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体とパートナー企業、またはパートナー企業同士（特に町内企業と町外企業）が出会うきっかけを創る ● 新たな出会いを通じて、新しい事業機会や官民交流に繋げる
対象企業や団体	● 民間企業、自治体、NPO法人、教育機関 （住民団体は対象外）
選定プロセス ※詳細を図：町内企業／団体のパー	<ul style="list-style-type: none"> ● ニセコ町内企業／団体の場合： <ol style="list-style-type: none"> 1. まず役場に連絡し、もしくは役場側から企業／団体に連絡し、具体的な企画を役場と一緒に考えていく 2. 考えた内容を企画書にまとめ、ニセコ町に提出 3. 企画書の内容をニセコ町側で確認。必要に応じてブラッシュアップ

<p>トナーシ ップ登録 認定まで の流れ を参照</p>	<ol style="list-style-type: none"> 4. 町長・副町長と面談し、パートナー登録を決定 5. 協定書締結 <ul style="list-style-type: none"> ● ニセコ町外企業／団体の場合： <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用 WEB サイトからオフィシャルパートナーのエントリー申請（企画内容の概要案を A4 一枚程度にまとめた企画概要書類と企業紹介などの情報を添付資料とする） 2. 初回審査をオンラインで実施。町のニーズと企業／団体側のソリューションとのすり合わせ、価値観の確認等を実施（町の課題解決に「共感」頂けているか） 3. 現地視察の実施（3 時間程度を目安に、ニーズに合わせて工程はアレンジ。旅費交通費は申請者負担） 4. 現地視察を踏まえ、具体的な活動計画・体制を企画書として提出し、継続的に関係者で協議を行う 5. ニセコ町が、第二回目の審査及び最終審議を行う（参加者は、町長・副町長・関係部署・企画環境課を想定） 6. パートナー登録決定、協定書締結
<p>周知の方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専用 WEB サイトを構築し周知 ● 上記の選定条件・選定プロセスを可能な限り募集要項としてオープンにする。ただし初年度は敷居が高くなり過ぎないように留意する
<p>企業側の メリッ ト、 インセン ティブ (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専用 WEB サイトへの掲載、ニセコ町によるプロジェクトの紹介、実施レポートでの紹介など、継続的な広報支援 ● ニセコ町とオフィシャルパートナー協定を結ぶことによる、CSR 活動や企業ブランディングに寄与 ● 企画内容の実施についてニセコ町及び関係部署、ニセコ町連携コーディネーターを中心に伴走して継続的な支援の実施 ● ニセコ町が主催する関係企業や団体との定期的な交流イベントを実施する中で活動の紹介や住民や地域企業との交流や意見交換の場を設ける ● 将来的なニセコ町への企業進出等の際のご相談や町内企業や団体の紹介の実施

<p>運営方法 および連 携コーデ ィネータ ーの 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり会社は、連携コーディネーターとして多様な連携促進の実務を主に担う <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用の WEB サイトの構築およびその管理運営 2. パートナシップ登録申請の受付およびニセコ町への連絡・調整 3. ニセコ町が実施するパートナー登録審査プロセスへの同席、参考意見の提供 4. オフィシャルパートナー締結後のパートナー企業のプロジェクト推進の伴走支援 5. ニセコ町が主催する各種イベント（企業サミット等）の企画とニセコ町との連携 ● ニセコ町は、パートナーシップ登録申請の内容に対して審査・承認を行うと共に、多様な連携を生み出すための企業側へのメリット提供に関する実務を主に担う
--	---

寄附

ニセコ町では、国にさきがけ 2004 年からふるさとづくり寄附事業に取り組んだこともあり、「ニセコ町への想い」や「まちづくりに共感」をいただいた方から寄附を通してまちづくりに参加・応援いただくことを推進してきた。2020 年度からは、企業向けにこの取組対象を広げ、企業版ふるさと納税の制度を活用した企業からの支援を受け入れてきた。ニセコハートラボというニセコ町と企業との関わり方の一つとして、寄附を軸の一つに置くことで、より支援の輪が広がることを見越している。なお、本事業範囲外のため蛇足ではあるが、ニセコ町では将来的なふるさと納税の仕組みをより効果的に活用するための基金の設立準備を進めている。企業版ふるさと納税の活用促進に向けた体制の検討については、昨年度の事業で検討、調査を行っているため、詳細は昨年度の報告書が参考になる。

人材派遣

ニセコ町では、これまでも積極的にキャリア採用（社会人経験者）を実施し、企業や団体からの人材派遣や人材交流も積極的に受け入れてきた。そこで、企業や団体との多様な連携の方法の一つとして、人材派遣を明確に打ち出すことで、ニセコ町が目指す持続可能なまちづくりの促進や、人材交流、人材派遣が活発になることを狙っている。また、国が推奨する企業版ふるさと納税の人材派遣型や、

地域活性化起業人といった制度を活用しやすいような情報や事例を示し、企業が負担する経費負担の支援や税制優遇を受けるメリットも打ち出している。

1-1-3. パートナーシップ制度の周知・コーディネート業務

仕様書では周知・コーディネート活動の期間としては、2023年5月下旬～2月と定めていた。しかしながら、本事業を進めていく中で、委託者との協議の上で、拙速に制度を整備していくよりも、まず、まちの課題を深掘りし、その上で、制度設計のブラッシュアップを丁寧に行い、担当部署以外も含む役場内の合意形成を得ることを優先する方針となった。その結果として、パートナーシップ登録制度の運用に向けたコーディネート業務を開始できるタイミングは当初予定からは大きく後ろ倒しとなった。

一方で、パートナーシップ登録制度（1-1-2.の制度設計で、パートナーシップ登録制度は、オフィシャルパートナーと名称を整理。以下、オフィシャルパートナー（制度）。）が正式にスタートする前の段階から、テストマーケティングも兼ねていくつかの関係性のある企業との折衝や、委託者からの要望で、本事業とは別事業の地域内外の企業交流イベントに参加し、業務提携を目的としたニセコミライ視察の受け入れなど、継続した周知・コーディネート業務を実施した。ここでは、オフィシャルパートナー制度の運用だけに限らず、周知・コーディネート業務の主な取組や成果について説明する。

■今年度の主な企業訪問や折衝状況

サツドラホールディングス株式会社

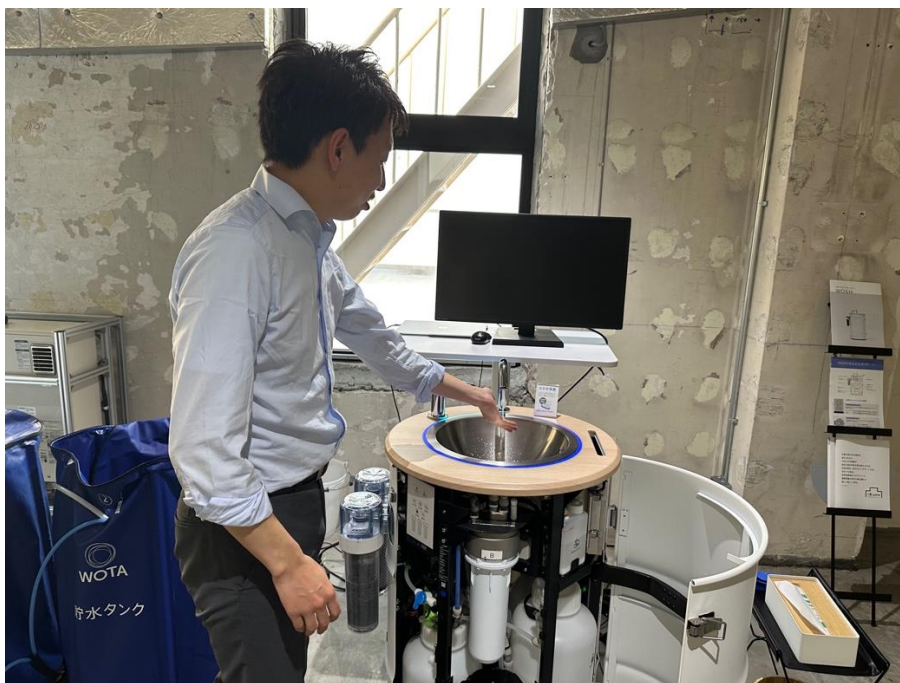
まちづくり会社である株式会社ニセコまちと2022年8月に包括連携協定を結んだサツドラホールディングス株式会社（以下、サツドラHD社）。サツドラHD社は、北海道札幌市を本社に置き、北海道を代表するドラックストアのブランドである「サツドラ」を運営する他、地域向けのポイントカード事業、決済サービス事業、教育事業、電力販売事業等のグループ会社を運営している。また、最近では、地域に根ざした取り組みと課題解決による相互発展を目指して、健康・福祉、交通といった分野にも進出するなど北海道を代表する企業の一つである。

ニセコまちとは、ニセコミライにおける相互の連携という点で包括連携協定を結び、ニセコミライの近隣に位置する店舗を拠点にした活用、ニセコミライ内の交通配車アプリ等におけるソフト事業の連携、将来的な遠隔医療の実証実験を睨

んだ提携を行っていたが、ニセコ町全体での実証実験を見据えて、何らかの連携機会を探っていた。また、ニセコ町において、交通分野や教育分野においては、まちの課題と感じていることもあり、数回の打ち合わせを経て相互が持つ強みや課題が一致することも確認をし、担当者同士での具体的な情報交換などの場を設定し始めている。

WOTA 株式会社

小規模分散型の水循環システムの開発と普及を推進している WOTA 株式会社（以下、WOTA 社）は、東京都中央区に本社を置く水問題に悩む自治体と実証実験を行っているベンチャー企業である。ニセコ町が抱える課題の一つとして、上水道の安定的な供給が挙げられ、また老朽化した水道インフラは財政負担を大きくするなど悩ましい課題の一つである。これらの問題解決の可能性を鑑みて、担当者とコンタクトを取り、実際に東京のオフィスに行き情報交換を重ね、ニセコ町やニセコミライにおける何らかの実証実験や事業展開の可能性について打ち合わせを行った。その他にも、別のルートがきっかけでニセコ町の上下水道課との協業などの検討も行った。



写真：WOTA 社による装置の説明様子

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

ニセコ町へ地域活性化企業人の制度を活用し、デロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下、デロイト社）のグループ会社から現在2名の人材派遣を行っている。同社から人材派遣とは別に教育分野での事業展開などニセコ町と何らかの連携を模索している。ニセコハートラボへの申請の可能性も見越して、ニセコ町担当者とデロイト社の担当者として打ち合わせの場を設けた。結果的にはニセコハートラボのみならず、幅広いニセコ町との連携も見据えて協議を進めている。



写真：デロイト社及びニセコ町担当者との打合せ

旭化成ホームズ株式会社

まちづくり会社である株式会社ニセコまちと2022年3月に包括連携協定を結んだ旭化成ホームズ株式会社（以下、旭化成ホームズ社）。旭化成ホームズ社は、東京都千代田区を本社に置き、都市部を中心に住宅を通じて安心して豊かな暮らしを実現することを掲げ、戸建住宅や集合住宅事業を中心に事業展開している日本を代表するハウスメーカーの一つである。

ニセコ町が出資している株式会社ニセコまちとは、ニセコミライにおける相互の連携という点で包括連携協定を結び、まちづくりに関する幅広い分野での情報交換や、ニセコまち、および今後建築予定の賃貸住宅実現のためのSPC（特定目的会社）への出資などによる事業推進支援などを行っている企業である。このように、ニセコまちを通してニセコ町とは関係性がある中で、ニセコ町へのさらな

る関わり方として、企業版ふるさと納税を通じたニセコ町のまちづくりの関与の可能性の検討や、その他の連携など見据えて、継続的に旭化成ホームズ社の社員の方もニセコ町へ視察に来られるなど、打ち合わせや協議などの交流機会を重ねている。



写真：旭化成ホームズ社、およびニセコ町担当者との打合せ

ニセコ町と共感をベースに地域課題の解決を共にしたいと考える企業・経営者向けのマッチングイベント（ニセコラボ）への参加

2023年10月4日～5日に、本事業とは別事業ではあるものの、多様な連携という枠組みと関連したイベントとして「ニセコラボ」が開催された。ニセコラボは、ニセコ町とコラボ実証実験の取組として、委託者であるニセコ町とニセコラボ事業の受託者である合同会社ニセコベースキャンプによって企画運営され、約20名が参加した。委託者であるニセコ町役場と協議の上、連携コーディネーターとして本イベントに参加し、ニセコハートラボの今後の展開の参考にしつつ、連携に興味がある会社との交流を深めた。

その後、2024年1月にニセコハートラボの専用WEBサイトをリリースした際に、イベント参加者へ優先的に告知活動を行ったところ、すぐに本イベントに参加した3社からオフィシャルパートナーへのエントリー申請があり、初回審査へ進んだ。また、エントリー以外にも個別にニセコ町へ再訪問したり、民間事業者同士での交流が生まれるなど関係企業の創出に寄与することができた。



写真：ニセコラボイベント参加の様子

なお、上記に記載した企業以外との折衝も行った。この際、オフィシャルパートナー制度に対する意見、ニセコ町との企業連携に対する意見として、以下の声が寄せられた。なお、いずれの意見も、個社及び個人の特定がされないよう、固有名詞を省いたり、詳細な数字を大まかな数字へと意図的に改変するなど、趣旨が変わらない範囲で一部の情報を修正している。

- ・ ニセコ町は共感を大事にしてきたことは理解できたが、どのテーマに共感をしてもらいたいのかをもっと知りたい
- ・ ニセコ町と提携するメリットやインセンティブがないと企業側の立場としては、どういう理由でニセコ町を選ぶかが難しいと感じた
- ・ 企業連携では、ある程度大きな会社を想定しているのか、それとも中小企業や個人事業主のような小規模も想定しているのか
- ・ ニセコ町を知らない外の立場からすると、どういったことが現在まちの課題であり、それらに対してどういった働きかけを期待されているかを知りたいと感じた
- ・ ニセコに実際に来てみて、ニュース等で見える情報とのギャップを感じた
- ・ 行政に対して例えば土地の融通や相談をすることができるのか（現状、企業進出も考えてはいるが大きめの土地がないことから）
- ・ 現状も公共施設の有効活用や利便性の向上、付加価値を向上させるといった取組も可能か

オフィシャルパートナーエントリー申請後の流れ

2024年1月にニセコハートラボ専用WEBサイトを公開後は、原則としてオフィシャルパートナー制度の申込については、専用WEBサイトを通して申請者からのエントリーを受けることとした。

その後、本年度は3社からエントリー申請があり、3社とも初回審査を実施した。3社それぞれとのやり取りを踏まえ、委託者と協議の上、初回審査の基本的な流れを以下のように整理した。これを軸に、各社個別の状況に合わせてカスタマイズして対応をするようにした。

オフィシャルパートナー締結までのフロー



図：オフィシャルパートナー締結までのフロー (WEBサイトより引用)

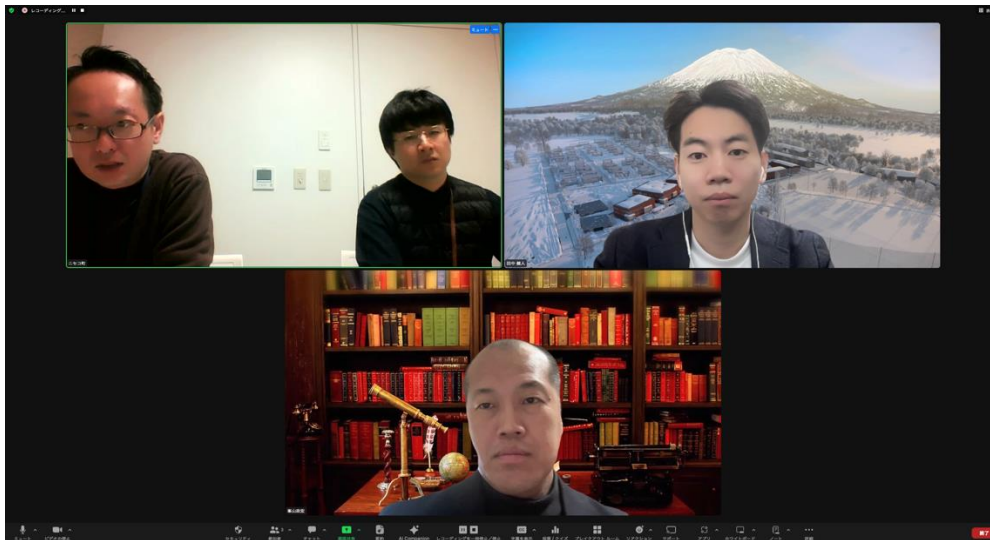
■オフィシャルパートナー 初回審査の進め方 *オンラインで60分程度

1：ニセコ町担当者から、ニセコハートラボ、オフィシャルパートナー制度の説明
*ニセコハートラボの趣旨や、初回審査後のフローの説明（特に申請者の負担でニセコ町へ視察に来ることの確認）、最終的な企画申請では、企画書類に入れていただきたい項目の説明、決裁権者の賛同を得られているかの確認を行う

2：申請者から企業紹介、企画内容の概要案を説明
*自己紹介と合わせて最大30分程度を目安

3：ニセコ町担当者、連携コーディネーターからの質疑や、意見交換
*ニセコ町へ具体的に期待すること、企画実行に関しての想定リスクやボトルネックなどを確認する

4：ニセコ町担当者から、この後の流れのアナウンス
*初回審査の結果を後日通知し、審査通過であれば具体的にニセコ町へ視察に来るタイミングや内容の調整を行う（視察は概ね3時間程度を、企画内容に合わせてアレンジを想定）



写真：オフィシャルパートナー初回審査の様子（ニセコ町役場担当者・連携コーディネーター・エントリー申請者による面談）

パートナーシップ登録制度（オフィシャルパートナー制度）への参加状況

仕様書では、今年度の目標としてパートナーシップ登録制度（オフィシャルパートナー制度）への参加を2社程度見込んでいた。しかし前述の通り、制度の運用開始時期が委託者の意向で後ろ倒しとなったため、周知期間が短くなった。そのため、委託者と協議の上、本年度はオフィシャルパートナー制度に参画する見込みが2社程度あれば良いと確認された。

2024年3月現在、ニセコ町との包括連携協定や企業版ふるさと納税の実績、人材派遣といったオフィシャルパートナー制度以外での関わりで、すでに何らかの実績があり、オフィシャルパートナーとして検討や協議をしていきたいとしている企業が2社、さらにオフィシャルパートナー制度の申請を受け、初回審査を通過した企業が2社の合計4社が、現状のオフィシャルパートナーの締結の見込み企業としてある。

参考までに、本年度の活動の中では、ニセコ町とのオフィシャルパートナー締結に限らず、企業版ふるさと納税、人材派遣を検討している、もしくは「ニセコミライ」をテーマとした企業連携を目的とした協議を行った企業・団体数は、30社以上あった。そのうち数社は、企業版ふるさと納税を行うなど何らかの取組が実施された。ニセコ町との関係企業が増えたことから、ニセコハートラボの取組みによって、多様な連携が促進され、持続可能なまちづくりの実現に貢献する機会は着実に増えている。来年度以降も、こうした地道な企業との関係構築活動を継続して行うことで、結果的に、オフィシャルパートナー制度に参画する企業が出てくることはもちろん、企業版ふるさと納税や人材派遣などの実績も増えていくことが期待される。同時に、それらの取組や成果を、丁寧に広報・発信をしていくことで、継続的な関わりや新規企業や団体との折衝が増えるなど、多様な連携の好循環の流れを作っていくことが必要不可欠である。

② 共感形成に向けた持続可能なまちづくりの取組・成果広報

官民連携で推進をしている次世代型環境配慮街区モデル「ニセコミライ」の取組について、広く情報発信や広報活動を行っていくことは、本事業の主題である多様な連携を促進していく上でも鍵となる。本節では、今年度の取組として、ニセコミライの取組内容をまとめた広報媒体の制作、および広報活動の結果として、今年度の代表的なメディア掲載実績について取りまとめる。

1-2-1. 官民連携の街区開発事業「ニセコミライ」の広報媒体の作成

(1) 「ニセコミライ」に関する WEB サイト

ニセコミライの取組内容をまとめたWEBサイトの制作を行った。これまで、分譲住宅の販売用のサイトを先行的に構築していたが、実際に住民が暮らし始め、さらに今後、賃貸住宅等の募集や街区のイベントがより活発になっていくことを見据えて、ニセコミライの入口となるような位置づけのWEBサイトを構築した。多様な住民が集う街区をイメージし、敷居が高すぎず、わかりやすく丁寧で整ったデザインをコンセプトとした。

また、将来的には住民専用のページ／機能をメニューに整備し、ニセコミライ都市 OS（住民の暮らしの質を高めていく仕掛けのプラットフォーム）への導線も設計した。次年度以降、都市 OS の運用を開始した際、住民が利用しやすいことを前提とした。

ニセコ ミライ

ニセコミライとは
入居をお考えの方へ
お知らせ/イベント
アクセス
お問い合わせ



CONCEPT

NISEKO 生活・モデル地区 ニセコミライ

ニセコ町の市街地に隣接する9haの敷地で、最大で450人程度が暮らす新しい街区（まち）をつくります。ニセコ町の長年の地域課題であった住宅不足、そして産業を支える人手不足を解消し、地域内の経済循環を強化しながら、気候変動に対応するための省エネと再エネを強かに促進する街区を計画しています。

[詳しくみる](#) →



NEWS

お知らせ

[詳しくみる](#) →



図：「ニセコミライ」に関する WEB サイトトップページ

(2) 「ニセコミライ」に関するチラシ

ニセコミライの取組内容を、特にニセコ町内、および周辺の地域住民へ広く周知する方法としてニセコミライに関するチラシを作成し、新聞折込などを活用したポスティングを行った。なお、分譲住宅のみが先行している現段階において、分譲住宅の購入検討者以外にとってはニセコミライへの関心が高まらないことが課題の一つである。これを踏まえ、実際に問い合わせとして寄せられた声を紹介するという方法で、高性能賃貸住宅の宿泊体験の案内では、将来的な賃貸住宅等の案内、ニセコミライの敷地で行っているイベントの告知などが効果的に行えるような工夫を行った。

NISEKO 生活・モデル地区
ニセコミライ

ニセコで始まる、新しい生活の選択肢。
地域の課題解決と住む人にとって快適な住環境づくりを目指します。
厳しい冬の寒さのニセコでも、最小限の光熱費で部屋の隅々まで暖かく、
集合住宅ゆえに除雪の負担を軽減した生活様式を提案します。

ニセコミライの色々な Q&A
お寄せいただいた皆様のご質問を一部紹介
ニセコまちにお問い合わせいただいた貴重なご意見・ご質問は今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

住みたいけど価格が…
(町内/男性)
急激な物価高騰による建築工事費の大幅な値上がり(原価で約3割アップ)により、販売価格を上げざるを得ない状況となってしまいました。その中でも、私たちも民間企業としてリスクを取りながら、事業が継続していける利潤を確保しつつ、最大限、価格の抑制もしてまいりました。引き続き、資材の調達コストの削減など努めてまいります。

購入を検討していたが今後の予定は?
(町外/男性)
状況にもよりますが、現在、分譲 A 棟とほぼ同じ建物の企画で分譲 B 棟の販売に向けて準備を進めております。年内には改めて販売のご案内ができるように協議を進めております。また、将来的には別の企画で分譲棟の計画も検討しており、最新の情報について詳しく知りたい方は個別にお問い合わせくださいませ。

ニセコミライ以外の相談に乗ってもらえるか?
(町内/女性)
ニセコミライ以外の住宅の改修や住み替えなどの相談ももちろん可能です。また、以前から行っておりましたが、**建物の省エネ診断(建物のエネルギー性能や消費状況の数値化)を行い、光熱費等のコスト削減の方法の相談**なども行っております。

実際の部屋を見たい
(町外/女性)
現在、分譲 A 棟の建築工事を行っており、2024 年春には完成し、1 部屋はオーナー様にご協力いただき、一定期間についてはモデルルームとして見学ができるように準備を進めております。また、ニセコミライとは別の場所にはありませんが、同様のコンセプトの高性能集合住宅が完成しておりまして、**現在、この集合住宅のモデルルームにて個別に見学や夏と冬時期は宿泊体験も検討**しております。建物の快適さや省エネ性、間取りのイメージなどを体感していただくことができます。ご興味があれば、お問い合わせくださいませ。

賃貸住宅は想定していないのか?
(町外/男性)
当初から賃貸住宅や、シェアハウスやエネルギーセンター・ランドリーカフェといったコミュニティ施設も計画しておりました。当初、分譲棟を先に行い、得られた利益を元手に賃貸住宅の整備を進めていく計画をしていましたが、建築費高騰等を踏まえて全体の計画の変更や建物の見直しを行っております。**なるべく早い時期には賃貸住宅の実現を目指せるように努めてまいります。**ニセコミライ以外にもニセコエリアにおける高性能住宅の賃貸情報などもございますので、ご興味がある方は個別にお問い合わせくださいませ。

ニセコミライを見に行っても良いか?
(町内/男性)
現在、建築工事や造成工事を行っており、工事用車両が行き交う状況で非常に危険ですので関係者以外は立入禁止をお願いしております。一方で、不定期ですが、**ニセコミライの敷地を活用したイベントなども企画**しておりまして、ニセコミライのことを詳しく知りたい方はもちろん、イベントを楽しみたい方に気軽に参加いただいております。ニセコまちの WEB サイトや SNS などで発信しておりますので、ぜひそちらも合わせてご確認ください。

図：「ニセコミライ」に関するチラシ

(3) 「ニセコミライ」のパースの作成・修正

ニセコミライの街区全体の設計変更に伴い、最新の設計図面を基にした鳥瞰図（パース）の作成・修正を行った。また、分譲 B 棟の販売開始に合わせて分譲 B 棟のパースの作成を行い、各種広報媒体の制作に活用した。



図：ニセコミライ 分譲 B 棟パース（一例）

(4) 「ニセコミライ」の事業案内用パンフレット修正・増刷

昨年度までに制作したニセコミライの取組内容を紹介する A4 サイズ 16 ページの事業案内パンフレットについて、内容を最新の情報に修正した上で、今年度は合計 2,000 部を印刷し、委託者であるニセコ町とニセコミライ実施主体の株式会社ニセコまちの両者が活用できるようにした。



図：ニセコミライ 事業案内パンフレット（一部）

(5) 「ニセコミライ」 英語版資料作成

(4) で制作した事業案内用パンフレットについて、ニセコ町及びニセコエリアは外国籍の住民の割合も多いことから、英語の翻訳作業を行った上で、英語版の資料も作成し、300部を印刷した。



図：ニセコミライ 事業案内パンフレット 英語版（一部）

(6) 「ニセコミライ」ソーラーカーポート空撮

今年度、ニセコミライの敷地内に、ニセコ町としては初となる大規模太陽光パネル、および蓄電池を設置した集合駐車場（ソーラーカーポート）建築工事が行われた。このソーラーカーポートは、本事業とは別に北海道とニセコ町からそれぞれ補助を受けて建築され、今後、ニセコ町内において太陽光発電の普及のモデルケースとなることも想定されることから、視察資料や各種広報媒体で活用できるように、ドローンによる空撮を行った。なお、工事完成時期と、積雪時期が重なったため、工事完成直前であつ積雪がないタイミングを見計らって撮影を行った。



図：ニセコミライ ソーラーカーポート 空撮写真（一例）

1-2-2. 官民連携の街区開発事業「ニセコミライ」の広報実績

(1) マスメディア取材実績

1. テレビ番組掲載実績：1 番組

- ・ 2024 年 3 月 7 日「ニセコ町 環境に配慮した新しい街区で視察会 集合住宅を公開」(NHK 北海道)

2. 新聞記事掲載実績：5 記事

- ・ 2023 年 4 月 7 日「ニセコミライ 安全願い起工式」(北海道新聞)
- ・ 2023 年 5 月 12 日「ニセコまち・高橋社長に聞く 4 工区に 450 人定住見込み「住んだ人に感動を」」(北海道新聞)
- ・ 2023 年 10 月 31 日「焼きいも作り 住民交流 ―ニセコミライ 大豆収穫もー」(北海道新聞)
- ・ 2023 年 12 月 23 日「環境配慮型マンション受け付け開始」(北海道新聞)
- ・ 2024 年 1 月 19 日「ニセコまち 1 工区分譲・賃貸棟着工へ 24 年度ニセコミライ整備」(北海道建設新聞)

3. 雑誌掲載実績：1 記事

- ・ 2023 年 10 月 22 日「世界に誇るリゾートが発信。最新のまちづくりは SDGs から (北海道ニセコ町)」(宝島社 田舎暮らしの本)

(2) WEB メディア取材実績：3 記事

- ・ 2023 年 6 月 6 日「北海道・ニセコ町に新しい街区を作る。官民連携プロジェクト「ニセコミライ」が目指すまちづくりとは?」「ニセコ町の「第二の役場」が役割を担う、株式会社ニセコまちが見据える官民連携の理想的あり方」(Sustainable Smart City Partner Program)
- ・ 2023 年 7 月 7 日「北海道ニセコ町が「SDGs なまち」に変貌中」(ESSE Online)
- ・ 2024 年 1 月 19 日「最強断熱賃貸、氷点下の北海道ニセコ町でも冷暖房費が月額 5,000 円! 積雪 2.3m まで耐える太陽光パネル掲載も 3 月に登場」(SUMMO ジャーナル)

借りる | リフォーム・内装 | 住まいの雑学 | これからの住まい・暮らし

田方 みき

2024年1月19日 (金)

最強断熱賃貸、氷点下の北海道ニセコ町でも冷暖房費が月額5000円！積雪2.3mまで耐える太陽光パネル搭載も3月に登場

📧 ポスト

📞 LINEで送る

🔖 ブックマーク 288



(撮影/久保ヒゲキ)

ここ数年、夏の暑さも冬の寒さも厳しく、電気や灯油、ガス料金の高騰による冷暖房費のアップが家計を直撃している。そんな今、注目したいのが冷暖房費や光熱費が共益費に含まれ、一定額でまかなえてしまう賃貸・分譲集合住宅。しかも、その料金は一般の住宅に比べかなり安いそう。「来月のエアコン代はいったいくらになるのだろう」という心配から解放される、住まいの仕組みについて取材した。

冬の平均気温が氷点下の北海道ニセコ町に、エアコン1台、一定額で暖房費がまかなえる賃貸集合住宅が誕生

スキーリゾートとして世界的に注目を集める北海道ニセコ町。冬季（12月～3月）の平均気温は氷点下で、1月は平均マイナス6度まで下がる。エアコンは暖房にはパワー不足。多くの家が灯油ファンヒーターを使用している。中には、冬のはじめに点火したら、春が来るまでスイッチは切らない、という家も。その結果、このエリアの一般的な木造一戸建てでかかる暖房費は月3万～4万円程度。広さや暮らしなどによっては月5万～7万円というケースもある。



図：SUUMO ジャーナル取材記事のキャプチャー画像：

<https://suumo.jp/journal/2024/01/19/199897/>

人気記事ランキング

- | 総合 | 借りる |
|----|---|
| 1 | 車椅子での家事動線など追求したら、リノベがバリアフリーの家の最適解だ…
借りる |
| 2 | 「SUUMO住みたい街ランキング2024 関西版」梅田が西宮北口と大差…
借りる |
| 3 | 最強断熱賃貸、氷点下の北海道ニセコ町でも冷暖房費が月額5000円！…
借りる |
| 4 | 「下関って何にもない、ダサイ」我が子のひと言に奮起。空き家再生で駅前…
借りる |
| 5 | 室温18度未満で健康寿命が縮む!? 脳卒中や心臓病につながるリスクは…
借りる |
- [借りる] 人気記事ランキング一覧を見る



③ パートナーシップ登録制度取組の広報

本節では、本事業の(1)①パートナーシップ登録制度の運用で整理した制度、および取組の広報的な成果について紹介する。

まず、前年度までの制度が開始する前段階の取組・成果広報の検討としては、以下の3つの点が課題として挙げられていた：

- (1) 多様な連携に関する各制度が不整備のため踏み込んだ取組・広報活動が行いにくい
- (2) 企業からの営業活動が主目的の問い合わせも多く、効果的な対応が充分ではない
- (3) 多様な連携におけるそれぞれの取組について、継続的なPR・広報活動が行えていない

これらの課題解決を前提としながら、新しい取組となる本制度を町内外に効果的に広報し、制度のブランディングを推進するために、今年度は次の情報発信の取り組みを実施した。

(1) 共通ロゴマークの制作

制度の名称が定まったタイミングで、今後、本制度を象徴する共通化したロゴの作成を優先して行った。今後あらゆる本制度に関する情報発信を強化していく上で、一貫したロゴマークはブランディング戦略上、優先して取り掛かる必要がある。いくつかデザインを提案しながら関係者と協議の上、次の通り制作をした。本制度の名称の由来と合わせてロゴマークのコンセプトは以下の通りである。



図：ニセコハートラボ ロゴマーク

ロゴマークコンセプト：

ニセコ町を象徴する羊蹄山から始まるライン（線）は、山の頂上から、街全体を包み込んでいく様子を反映し、羊蹄山を迂回してニセコ町の中央を流れる尻別川と、ニセコへの愛やまちづくりへの共感の象徴として「ハート（Heart）」を組み込み、ニセコ町に関わるすべての人が安心して心豊かに暮らし続けるまちづくりを目指すという意味を込めました。

また、「ラボ（Labo）」は、研究室や実験室といった意味を持つ言葉で、ニセコ町に共感をいただいた多様なステークホルダーと共に、ニセコ町を舞台に実証実験をして、地域内外の企業や団体と様々な方法でコラボレーションをしていきたいという思いを込めました。

（2）専用 WEB サイトの構築

（1）ロゴマークを軸に、今後、ニセコ町内外の企業や団体向けの専用 WEB サイトとして、ニセコハートラボ（多様な連携）の専用サイトを構築し、2024 年 1 月に公開した。WEB サイトの構成として、トップページその他、ニセコハートラボの基本情報、そして、多様な連携の関わり方として 3 つ掲げているオフィシャルパートナー、寄附、人材派遣のそれぞれの概要と必要資料、そして申込の導線が完結するようなページ、さらに、よくある質問やお問い合わせフォームといった WEB サイトに必要なページコンテンツを整備した。

企業版ふるさと納税などの情報は既存のニセコ町役場 WEB サイトにも掲載ページがあるものの、個人版のふるさと納税の情報などに埋もれがちであり、本サイトは企業向けの情報サイトとして特化した位置づけで、さらにそれぞれのページで情報が集約されることで、担当者が説明や案内をする上での時間短縮も期待している。

今後の方針としては、まず、各企業との取組が進捗していくにつれて、その取組の過程や結果について、継続して丁寧に取り上げていく更新コンテンツを想定している。例えば、オフィシャルパートナーを締結した企業とのプロジェクトの進捗を発信していくことや、企業版ふるさと納税をいただいたことでどのような事業やニセコ町の課題解決に寄与したかを取り上げていく。その結果、該当企業とのさらなる連携が深まることや、連携事例が増えていくことで、新規の企業との関わりが増えていくことを見込んでおり、その様子や取り組みを町内外に丁寧に発信していくことは、本節冒頭で取り上げた企業連携における情報発信の課題解決の重要なポイントである。



すべての人が安心・豊かに暮らし続ける
持続可能なまちづくりへ

INFORMATION

新着情報 2024年01月20日

第一回 ニセコラボ。の開催レポートが公開されました

お知らせ一覧



前例なんて、なくてもいい。
まちに暮らす人を大切にする想いがあれば、
手探りでも挑戦する人を応援したい。
人口減少、人手不足。
直面する大きな課題を、次なるまちづくりの機会へ変える。
ニセコ町に暮らすすべての人が、安心して、
心豊かに暮らし続けることができる。
私たちは、そんなまちづくりを目指します。

ニセコ町

札幌市



ニセコ町は「共感」をベースにしたまちづくりを大切に取り組んでいます。ニセコ町が考える持続可能なまちづくりや目指す姿や想いに共感をいただいた多様なステークホルダー（関わる全てのみなさま）と、技術・ノウハウ・人的及び資金的リソースの共有と連携をしていくことを目的とした企業や団体との関係構築の仕組みを「ニセコハートラボ」として推進してまいります

ニセコハートラボについて

ニセコ町は国にさきがけ2004年からふるさとづくり寄付事業に取り組んできました。過度な返礼は実施せず、いただいた寄付金をニセコ町の価値を未来に引き継ぐ事業へと大切に使用してきました。2020年度からは、国の優遇制度も活用し、ニセコ町のまちづくりに共感いただける企業様からの寄付についても多様なパートナーシップの一環として受け入れております

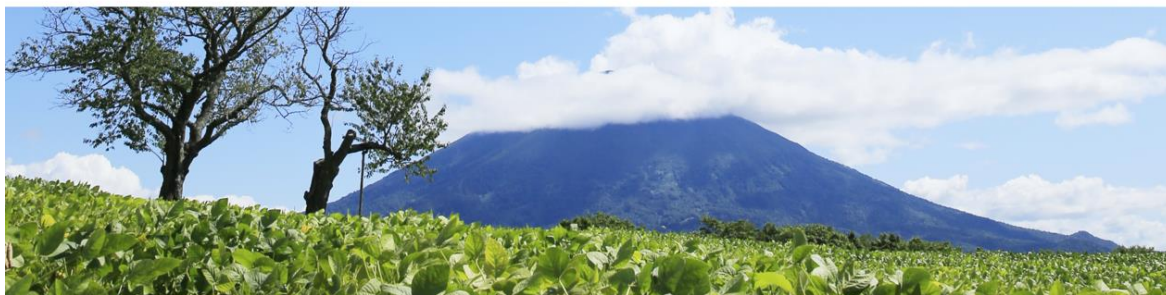
企業版ふるさと納税について



図：ニセコハートラボ 専用 WEB サイト トップページ

ABOUT

TOP > 基本情報



ニセコハートラボ立ち上げの背景と目指す姿

ニセコ町は、これまでも「共感」をベースにしたまちづくりを大切に取り組んでまいりました。共感を得るのは、町内の住民のみならず、町外でのニセコファンや企業も含む幅広い関係者を意図しており、「豊かな自然観と環境を将来にわたって守り、継承してゆく」という近年の町の方針には、国内外から幅広い共感の声が寄せられ、そうした声が、私たちが目指すまちづくりに結びついています。



こうした取り組みをより促進させていくために、多様なステークホルダー（関わる全てのみならず）と技術・ノウハウ・人的及び資金的リソースの共有と連携を通じて、持続可能なまちづくりを目指す基盤づくりを行うことを目的に、「ニセコハートラボ」という企業や団体との関係構築の仕組みを新しくスタートしていきます。

人口減少・少子高齢化が各地で進む日本において、私たちニセコ町も例外ではなく、いずれは減少へ転じることが見込まれています。そんな中、ニセコ町の持続可能なまちづくりへの強い想いに共感して下さる自治体・事業者の皆さまとの協働・共創の機会づくりを進め、町民や多様なステークホルダーが、安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

ニセコハートラボのロゴについて



ニセコ町を象徴する羊蹄山から始まるライン（線）は、山の頂上から、街全体を包み込んでいく様子を反映し、羊蹄山を迂回してニセコ町の中央を流れる尻別川と、ニセコへの愛や、まちづくりの共感をもとに、地域を作っていくイメージでロゴをデザインしました。ニセコへの愛やまちづくりへの共感の象徴として「ハート（Heart）」を組み込み、ニセコ町に関わるすべての人が安心して心豊かに暮らし続けるまちづくりを目指すという意味を込めました。また、「ラボ（Labo）」は、研究室や実験室といった意味を持つ言葉で、ニセコ町に共感をいただいた多様なステークホルダーと共に、ニセコ町を舞台に実証実験をして、地域内外の企業や団体と様々な方法でコラボレーションをしていきたいという思いを込めました。

図：ニセコハートラボ 専用 WEB サイト基本情報ページ

OFFICAL PARTNER

TOP > オフィシャルパートナーとは



ニセコ町のまちづくりに共感をし、 これからの未来を共創していくパートナーを求めています

ニセコ町は、これまでも「共感」をベースにしたまちづくりを大切に取り組んでいます。共感を得るのは、町内の住民のみならず、企業だけではなく、町外のニセコファンや企業も含む幅広い関係者を意図しており、「豊かな自然景観と環境を将来にわたって守り、継承してゆく」という近年の町の方針には、国内外から幅広い共感の声寄せられ、そうした声々が、私たちが目指すまちづくりに結びついています。

こうした取り組みをより促進させていくために、多様なステークホルダー（関わる全てのみならず）と技術・ノウハウ・人的及び資金的リソースの共有と連携を通じて、持続可能なまちづくりを目指す基盤づくりを行うこと目指していくべく、私たちが目指す姿に共感をしていただき、ニセコ町を起点に共に創りあげていくパートナーを求めています。パートナーは、「オフィシャルパートナー」と定義し、ニセコ町とパートナーシップ協定を結び、ニセコ町のまちづくりにおける正式なパートナーとして迎え入れると同時に、ニセコ町役場担当者及び関係部署、ニセコ町連携コーディネーターが寄り添ってパートナーの事業等の支援や協力を行っていきます。



オフィシャルパートナーのメリット

- 1 ニセコ町とオフィシャルパートナー協定を結ばさせていただきますので、御社のCSR活動やブランディングに寄与いたします
- 2 協定締結後も、企画内容の実施についてニセコ町及び関係部署、ニセコ町連携コーディネーターを中心に伴走して支援、協力をいたします
- 3 ニセコ町WEBサイトや当サイト、視察対応時の資料などにおいて、オフィシャルパートナー企業をご紹介させていただきます
- 4 今後、ニセコ町が主催する関係企業や団体との定期的な交流イベントを実施する中で活動の紹介や住民や地域企業との交流や意見交換の場も設けさせていただきます
- 5 その他、将来的なニセコ町への企業進出等のご相談や町内企業や団体の紹介も行います

図：ニセコハートラボ 専用 WEB サイト オフィシャルパートナーページ

DONATION

寄付金



ニセコ町のまちづくりに共感をいただける 寄附金をお受けしています

ニセコ町は、国にまきがけ2014年からふるさとづくり寄付事業に賛同協賛してきました。この事業は、ふるさとへ入り込める「ニセコ町への思い」を寄付金という形で応援することによる、暮らしをよりよくする参加型制度です。これまでお預かりした寄附金は一貫して道路や公園は無料ですが、いただいた寄付金を教育・文化活動や環境保全などニセコ町の発展を未来に引き継ぐ事業に大切に使用してきました。

2020年度から、ニセコ町のまちづくりに共感をいただける企業様も、企業様として新たにこの期間の制度に加え、企業も参加型パートナーシップによる優待あるふるさとづくりも実施いたしますと考えています。ニセコ町のパートナーとしてまちづくりを応援していただける企業様の応募も心からお待ちしております。

企業版ふるさと納税の制度をご活用ください

企業版ふるさと納税とは、地方公共団体の地方自治プロモーションに於いて企業が寄附を行った場合に、法人関係者の所得税が控除される仕組みです。2020年度の制度変更により、控除税額が最大5割（以前は3割）になるなど、より利用しやすくなりました。※制度（他の軽減効果が最大約1割）、法人別（令和2年度4月1日）以降に開始する法人の事業年度から適用となります。

- 優待制度の適用期限は、令和2年度から令和4年度までの3年間
- 10万円以上の寄付が対象
- 企業が所在する地方公共団体への寄付は対象外
- 寄付の代理として経済的利権を受けることは禁止



図：ニセコハートラボ 専用 WEB サイト寄附ページ

TEMPORARY STAFF

TOP > 人材派遣について



移住者が多く、多様性が町の魅力の一つでもあるニセコ町だからこそ、ニセコ町役場にも多様性に富んだ人材が活躍しています。これまでも積極的にキャリア採用（社会人経験者）を取り入れるほか、企業や団体からの人材派遣や人材交流も積極的に受け入れております。ニセコ町が目指している持続可能なまちづくりの実際の現場に人材派遣することで、人材育成の場として活用ができるほか、国が推奨する制度を活動することで、企業が負担する経費負担の支援や税制優遇も受けることもできます。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ります。

詳細については[企業版ふるさと納税ポータルサイト](#)をご覧ください。

地域活性化起業人

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置です。

詳細については[総務省地域活性化起業人HP](#)をご覧ください。

人材派遣受入の実績

派遣元企業	所属課室・役職	期間	利用制度	取り組みの成果
株式会社JTB	商工観光課・参事	H30.4.1~R5.3.31	地域活性化起業人	観光協会の体制強化、教育旅行やMICE、インバウンド受入れ体制の強化に貢献
株式会社日本旅行	商工観光課・参事	R2.4.1~ R5.3.31	地域活性化起業人	観光協会の体制強化、教育旅行やMICE、インバウンド受入れ体制の強化に貢献
株式会社CHINTAI	総務課・参事	R3.10.1~R5.9.30	地域活性化起業人	ニセコ町の新たな広報PR活動の開拓、プログラミング学習や音楽文化イベントなど、新規事業の取り組みに貢献
全日本空輸株式会社	商工観光課・参事	R4.4.1~R6.3.31	地域活性化起業人	持続可能な観光地域づくり、広域的な観光政策に貢献

図：ニセコハートラボ 専用 WEB サイト人材派遣ページ

(3) ニセコハートラボのチラシ制作

(1) ロゴマーク、および(2)の専用WEBサイトの内容を元に、ニセコハートラボを説明するチラシの制作・印刷(500部)を行った。チラシの制作意図は大きく2つあり、1つは、ニセコ町内、および役場内における周知を広げていくためであり、本チラシをベースに各役場部署や地域の事業者や団体等へ案内をしやすいことを期待している。もう1つは、ニセコ町には恒常的に町外からの視察や企業の表敬訪問が多くあるため、そういった対応時に、その他の視察資料と合わせて配布して、その場で説明をしやすいためである。

今後の方針は、オフィシャルパートナー、企業版ふるさと納税、人材派遣などの企業連携の事例が増えていったタイミングで、実際の企業連携の実例や企業担当者の声などを掲載し、さらに説得力のある内容のチラシの制作をすることだ。



NISEKO
Heart Labo

ニセコ町・企業・団体
共感型のまちづくり

共感をカタチへ
ニセコハートラボを立ち上げました。

ニセコ町は、これまでも「共感」をベースにしたまちづくりを大切に組み込んでまいりました。共感を得るのは、町内の住民のみならず企業だけではなく、町外のニセコファンや企業も含む幅広い関係者を意図しており「豊かな自然景観と環境を将来にわたって守り、継承してゆく」という近年の町の方針には、国内外から幅広い共感の声が寄せられ、そうした声が、私たちが目指すまちづくりに結びついています。



ニセコハートラボは、
まちづくりに関するパートナーを募集します。

3つの関わり方

オフィシャル
パートナー

寄附

人材派遣



その他に、ニセコ町とだけの連携にとどまらず、町内企業とはもちろん、ニセコ町とつながりの深い企業や団体同士での交流や連携の機会も多く増えていくことも見えています。ニセコ町がきっかけで、さらなる企業や団体間での交流が深まっていくことは、私たちが目指す一つの姿でもあります。

ニセコ町連携コーディネーター



株式会社 ニセコまち

各種相談や伴走支援します

〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見168-2

お問い合わせ先

ニセコ町 企画環境課自治創生係

Copyrights (C) NISEKO Town all rights reserved.

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 TEL: 0136-44-2121 FAX: 0136-44-3500

<https://nisekohheartlabo.com/>

詳しくはホームページをご覧ください。ニセコ町 ハートラボ



図：ニセコハートラボ チラシ表面



ニセコ町が目指す持続可能なまちづくりとは

ニセコ町は、「環境創造都市」「町民が環境を生かすまち」を掲げ、環境を軸に、町民と行政あるいは民間と行政など多様な主体・多様な連携のもと、「自ら考え、行動する」自治を磨き上げながら、地方創生および持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。また、2001年に制定した「まちづくり基本条例」にあるように、「住民参加」と「情報共有」の2大原則による自治のまちづくりを継続して実践しているのも特徴です。また、「環境モデル都市」「SDGs 未来都市」にも選定されており、近年の取組である「豊かな自然景観と環境を将来にわたって守り、継承してゆく」という方針には、日本全国、および海外からも賛同と共感が寄せられています。



画像提供：株式会社ニセコまち

ニセコ町のまちづくりに共感をし、 これからの未来を共創していくパートナーを求めています

オフィシャルパートナー

持続可能なまちの未来へ

ニセコ町を起点に共に創りあげていく
オフィシャルパートナーを募集します

オフィシャルパートナーのメリット

1. CSR 活動やブランディングに寄与

ニセコ町とオフィシャルパートナー協定を結ばせていただきますので、御社の CSR 活動やブランディングに寄与いたします

2. 連携・併走・支援・協力

協定締結後も、企画内容の実施についてニセコ町及び関係部署、ニセコ町連携コーディネーターを中心に併走して支援、協力をいたします

3. Web サイト等からパートナーをご紹介します

ニセコ町 WEB サイトや当サイト、視察対応時の資料などにおいて、オフィシャルパートナー企業をご紹介します

4. 定期的な交流イベント

今後、ニセコ町が主催する関係企業や団体との定期的な交流イベントを実施する中で活動の紹介や住民や地域企業との交流や意見交換の場も設けていただきます

5. ニセコ町への企業進出等のご相談

その他、将来的なニセコ町への企業進出等のご相談や町内企業や団体の紹介も行います

オフィシャルパートナーの詳細は、
ニセコハートラボ公式サイトをご覧ください。

<https://nisekoheartlabo.com/officialpartner/>



寄附

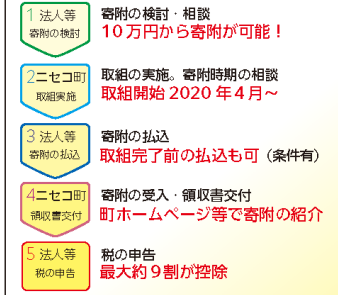
企業版ふるさと納税の制度 をご活用ください

2020 年度から、ニセコ町のまちづくりに共感していただける企業様とともに、個性あるふるさとづくりに取り組んでいます。企業様の応援を心からお待ちしています。

2020 年からは最大約 9 割控除に！



【企業版ふるさと納税の流れ】



- 現在税制度の適用期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間
- 10万円以上の寄附が対象
- 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- 寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止

寄附の詳細は、ニセコハートラボ公式サイト
をご覧ください。

<https://nisekoheartlabo.com/donation/>



人材派遣

多様性がニセコの魅力 企業や団体との人材交流

移住者が多く、多様性が町の魅力の一つでもあるニセコ町だからこそ、ニセコ町役場にも多様性に富んだ人材が活躍しています。これまでも積極的にキャリア採用(社会人経験者)を取り入れるほか、企業や団体からの人材派遣や人材交流も積極的に受け入れております。ニセコ町が目指している持続可能なまちづくりの実際の現場に人材派遣することで、人材育成の場として活用ができるほか、国が推奨する制度を活動することで、企業が負担する経費負担の支援や税制優遇も受けることもできます。

企業版ふるさと納税 (人材派遣型)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ります。

地域活性化起業者

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置です。

人材派遣の詳細は、ニセコハートラボ
公式サイトをご覧ください。

<https://nisekoheartlabo.com/temporarystaff/>



図：ニセコハートラボ チラシ裏面

(2) 環境を基軸とした多様な連携のモデルとなる取組の検討・実証・効果検証（脱炭素・域内経済循環・移住促進など）、連携事業に向けた普及促進・人材育成、EV を活用したシェアリングサービス交通の構築検討

【本業務の背景】

ニセコ町は、「環境創造都市」「町民が環境を生かすまち」を掲げ、環境を基軸に、町民と行政あるいは民間と行政など多様な主体・多様な連携のもと、これまで繰り返し実践してきた「自ら考え、行動する」自治を行ってきた。

人口は約 5,000 人で微増傾向が続いているが、人口ビジョンでは生産年齢人口の減少が見込まれており、20 歳前後の世代の進学や就職による転出超過、住宅不足による近隣町村への転出など、地域全体で働き手不足の状況は続くものと見込まれる。

また、町内で生産・自給可能なものが限られるため、消費・投資での町外への流出が多く（約 13 億円）、特にエネルギー消費支出（約 14 億円）が顕著である。また、基幹産業である農業と並ぶ観光業では、町民が給与所得を稼いでいるものの、必ずしも雇用者の所得向上にはつながっていないため、脱炭素の視点も取り入れながら、地域資源を生かした産業を強化し、地域内循環率を高め、最終的には雇用者の所得の向上につなげていく必要がある。

【目的】

上述したニセコ町の課題を解決し、ニセコ町をより魅力あるまちにするために、以下のキーワードに代表される取り組みを、ニセコ町においてどのようにまちづくりや町政、そしてまちづくり会社による自治体 SDGs モデル事業の展開において取り込んでゆけるのかを、調査検討・実証・効果検証する：

- ・脱炭素の取り組み推進
- ・域内移住（住み替え）、および域外からの定住促進
- ・域内経済循環の向上

【目指す姿】

ニセコ町においては、環境を基軸に住民自治によるまちづくりに注力し、これまで「環境モデル都市」や「SDGs 未来都市」に選定され、その方針・取組に対

し様々な『共感』をいただき、「ふるさと住民」制度のほか、自治体 SDGs モデル事業「SDGs の理念を取り入れた次世代型環境配慮街区の形成」の実施主体として官民専門家連携のまちづくり会社の設立、企業版ふるさと納税を活用した連携プロジェクトの展開などを図っている。

とくにまちづくり会社による自治体 SDGs モデル事業の展開においては、事業理念・内容等への賛同・共感のもと、民間活力・ネットワーク形成により、新規に多様な連携・相互作用が生まれつつあり、その内容は自治体 SDGs モデル事業に限らず、まちづくりの多分野を舞台とした実証へと展開が期待される状況となっており、すでに一部は企業版ふるさと納税の活用にもつながっている。

この流れをしっかりと継続展開し、豊かな自然環境・景観、活発な観光投資や企業進出、多くの起業・移住、環境に対する明確な町の方針といった地域特性・魅力を生かしながら、『共感』による多様な連携が創発され、それらによる更なる連携・好循環に結び付けることにより、地方創生・SDGs の目標達成、「環境創造都市ニセコ町」、「環境を生かし、資源、経済が循環する自治のまち『サステイナブルタウンニセコ』」の実現を目指す。

【業務内容】

多様な連携のモデルとなる取組を、検討・実証・本格運用など段階的に実施する。脱炭素・域内経済循環・移住促進などにつながる取組として、官民連携により、建物の省エネ化の推進・エネルギーコスト削減・快適な暮らしの実現に向けた実証・効果検証を進めながら、地域内での新たな制度導入についても官民で連携して取組む。さらにシェアリングサービス（EV カーシェア）の導入も行い、地域コミュニティ活動の活性化も企図する。

① 官民連携による環境対策・移住促進対策（環境配慮型高性能住宅体験）の実証、成果広報

2-1-1. 移住住み替えの実証実験の実施と報告（継続事業）

【業務内容】

高断熱・高气密住宅への住み替えを促進するため、環境配慮型高性能住宅モデル住宅を活用して居住体験を実施する。居住体験は当初5～10件程度の実施予定だったが、予想以上の反響があり30件近くに増加した。

とくに外気環境の厳しい夏季・冬季に実施できるように配慮し、個人情報に抵触しないように感想等を取りまとめた。

また、通年の居住環境データを取りまとめ、既存住宅と性能を対比するなどした資料を取りまとめた。

【環境配慮型高性能住宅での宿泊体験】

ニセコ町内にすでに建設されている環境配慮型高性能住宅（ニセコスタンダード住宅）を賃貸で確保し、ニセコミライへの移住促進に向け、住替え相談、移住相談を実施した。具体的にはニセコ町内にお住まいの住み替え希望者を主体に、一部は町外のニセコ町への移住希望者を対象にして高性能住宅に案内し、体験宿泊を行っていただき、実際に性能を体感してもらったうえで、ヒアリングとアンケートによって、その感想、移住や定住にあたっての課題を抽出した。

本業務で確保した環境配慮型高性能住宅は、外皮断熱性能 U_a 値 $0.26\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ （断熱等級は6）であり、窓は高性能トリプルガラスの樹脂サッシ（ダブルLOW-E、アルゴンガス封入）を採用した、ニセコ町気候変動対策条例（2025年度に成立を検討中）におけるニセコスタンダード住宅に該当する。



図：宿泊体験用の環境配慮型高性能住宅のリビングとダイニング



図：宿泊体験用の環境配慮型高性能住宅の寝室



図：エアコン1台で3LDKを暖冷房する方式（ランドリーを機械室にして、そこからの暖気・冷気を循環させる方式）

【移住住み替え・定住に向けた宿泊体験と体験者へのアンケート】

以下のようなチラシを作成し、町内各所に掲示、および株式会社ニセコまちのSNS等での告知を行い、移住住み替え・定住に向けた宿泊体験者を募った。


昨年度までのコロナ禍では、感染防止対策の観点から、隔離距離を取り、マスクを着用した上で、短時間での滞在体験、およびヒアリングにならざるを得なかったが、今年度は、本来の趣旨である実証について、宿泊体験という形を取ることができた。

また、株式会社ニセコまちが推進するSDGsモデル街区「ニセコミライ」構築事業についての認識が、過去の本事業を通じてかなり広まっており、宿泊体験の受付と同時に希望者が殺到した。本来の当業務の目的から大きく外れた希望者（単にホテル代わりに使いたい等）、および受付対応可能量を超えた後から希望さ

れた申込者には、お断りの制限をすることになったが、それでも 30 組を超える希望者の宿泊体験を受け入れた。

宿泊体験は、夏と冬の期間、2023 年 7～8 月、および 2023 年 11 月を中心に、高性能住宅の性能をより具体的に体験いただける時期に集中して行ったが、希望者が多かったため、上記の時期を超えた方の受け入れも可能な限り実施した。

高性能住宅 居住体験会を行います！




「ニセコミライ」の建物と同じ性能を持つ、曾我地区の高性能賃貸住宅「NISEKO BOKKA」にて、夏の期間の居住（宿泊）体験会を開催します！33 坪の広さがありますが、エアコン 1 台で夏は涼しく、冬は暖かく、快適に暮らすことができます。ぜひこの機会に体感してみてください。

実施日程	2023 年 7 月～8 月までの間のご一泊
対象	どなたでもご参加可能 ※未成年のみでの参加は不可
体験費	無料 ※居住体験終了後、アンケートにご回答いただきます。
体験住宅	ニセコ町曾我 889-1 NISEKO BOKKA 101 号室 3LDK (110 平米) の間取り、大人で 3～4 名まで宿泊可能。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ご宿泊日程については、ご希望の日程候補をうかがったのち、調整させていただきます。日程に余裕を持ってお問合せ頂ければ幸いです。 宿泊体験に関する内容や注意事項等については、お申込のご連絡をいただいた後に、詳しくご説明させていただきます。

【お申込・お問合せ】
(株)ニセコまち (担当: 佐々木・高橋)
TEL : 0136-55-6087
E-mail : info@nisekomachi.co.jp

高性能住宅 宿泊体験会を行います！



「ニセコミライ」の建物と同様の性能を持つ、曾我地区の高性能賃貸住宅「NISEKO BOKKA」にて、冬の期間の宿泊体験会を開催します！ご宿泊いただくお部屋は 33 坪の広さがありますが、エアコン 1 台で夏は涼しく、冬は暖かく、快適に暮らすことができます。ぜひこの機会に体感してみてください。過去の宿泊体験会では大変ご好評をいただき、多くの方を受け入れることが難しかったため、今回はニセコ町内にお住まいの方を優先的にご案内させていただきます。ご理解のほど何卒宜しくお願いいたします。

実施期間	2023 年 11 月 6 日～11 月 末 まで
対象	どなたでもご参加可能 (ご一泊まで) ※未成年のみでの参加は不可
体験費	無料 ※居住体験終了後、アンケートにご回答いただきます。
体験住宅	ニセコ町曾我 889-1 NISEKO BOKKA 101 号室 3LDK (110 平米) の間取り、大人で 3～4 名まで宿泊可能。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ご宿泊日程については、ご希望の日程候補をうかがったのち、調整させていただきます。日程に余裕を持ってお問合せ頂ければ幸いです。 宿泊体験に関する内容や注意事項等については、お申込のご連絡をいただいた後に、詳しくご説明させていただきます。

【お申込・お問合せ】
(株)ニセコまち (担当: 佐々木・日野浦)
TEL : 0136-55-6087
E-mail : info@nisekomachi.co.jp

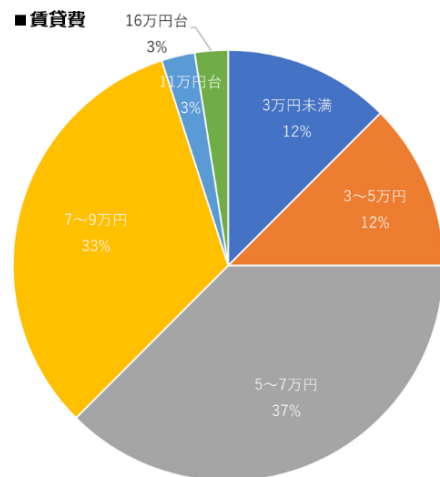
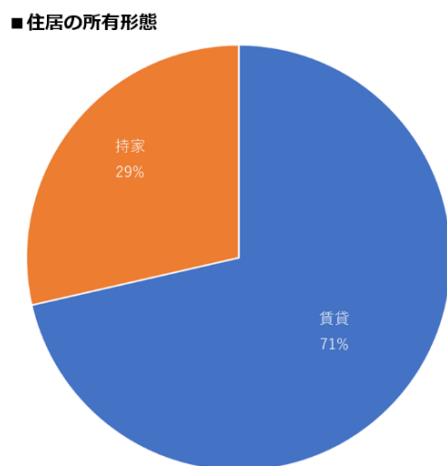
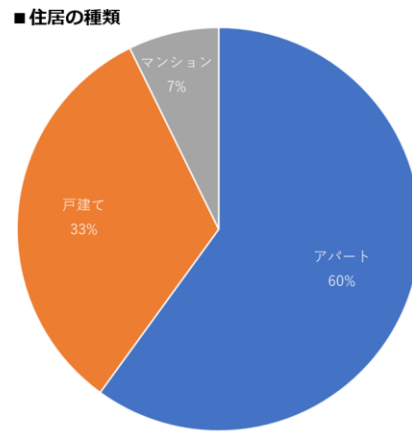
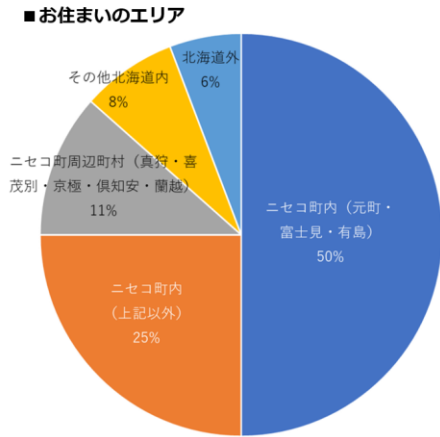
図：町内各所に掲示し、SNS で告知するために作成したチラシ

今回はニセコ町民を中心に、周辺町村の方に限定して宿泊体験を行っていただき、アンケートに回答していただいた。同時に可能な限りチェックアウト時に感想をヒアリングした。一部、ニセコ町民に関係されている道内・道外の方の宿泊体験も受け付けた（例：親がニセコ町民、その子供世帯が現在は都市部に居住されているが、ニセコ町に戻る予定があるため、里帰りのタイミングで宿泊体験されたいなど）。

以下にアンケート、およびヒアリングの結果を取りまとめた。アンケート回答者は、47 名だった。

◆ 宿泊された方の属性

75%がニセコ町民、 70%が賃貸アパートにお住い、 70%が賃貸費5～9万円台



◆ 宿泊体験の参加理由

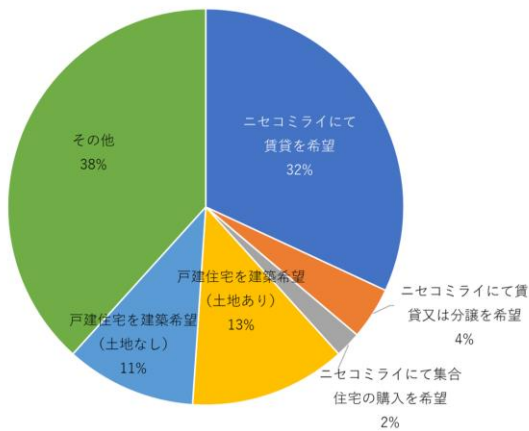
宿泊体験の参加理由として、

- [ニセコミライにて賃貸を希望] が32% (15人)
- [ニセコミライにて集合住宅購入を希望] が2% (3人)

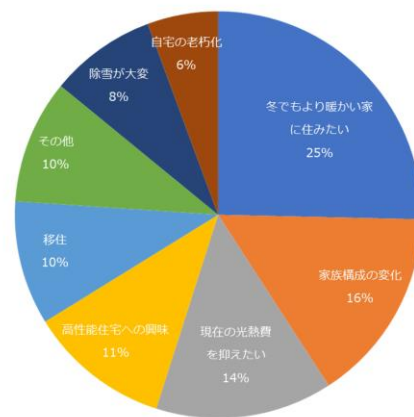
住替え等の理由として、

- ・住宅性能に関する
[暖かい家に住みたい][光熱費を抑えたい][高性能住宅への興味]の合計が50% (36人)
- ・生活環境の変化に関する
[家族構成の変化][移住]の合計が26% (18人)

■ 宿泊体験に参加された理由



■ 参加理由の詳細

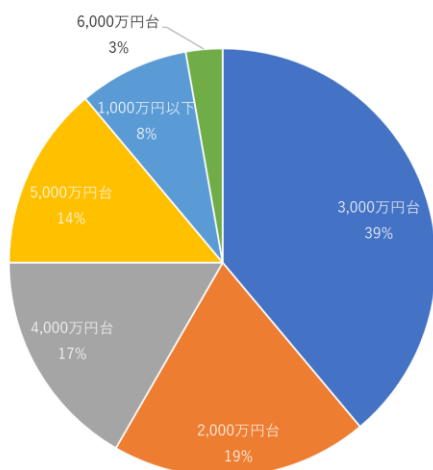


◆ 希望される住宅購入の価格帯

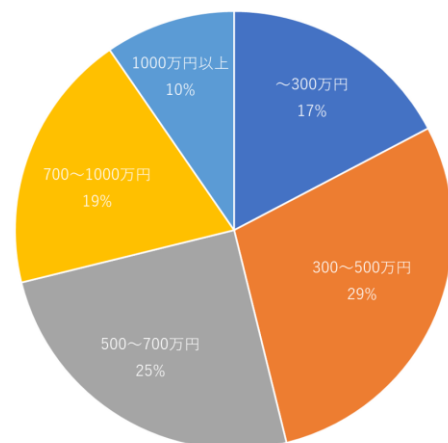
住宅購入の希望価格帯として

- 「3,000万円台」が39% (14人)
- 「4,000万円台」が34% (12人)

■ 住宅購入時の希望価格帯



■ 世帯年収



◆希望の間取り・広さ

希望する間取りについて

3LDKが 50% (24人) ※2LDK又は3LDKを含む

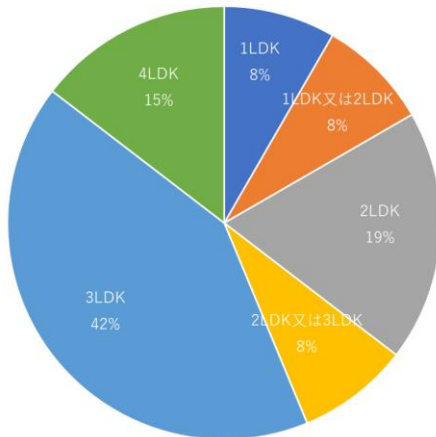
2LDKが 27% (13人) ※1LDK又は2LDKを含む

希望する広さについて

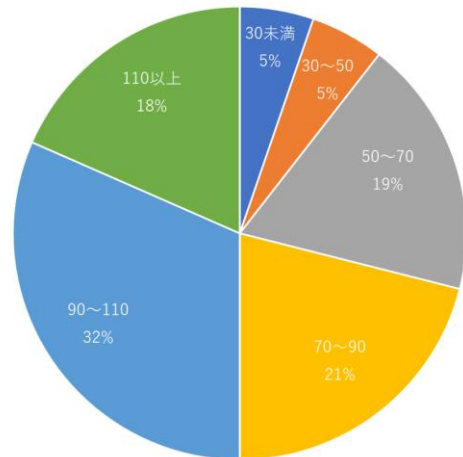
50～90㎡が 40% (15人)

90～110㎡が 32% (12人)

■住宅購入時に希望する間取り



■住宅購入時に希望する面積



◆家づくりで優先したいもの

1位 間取り

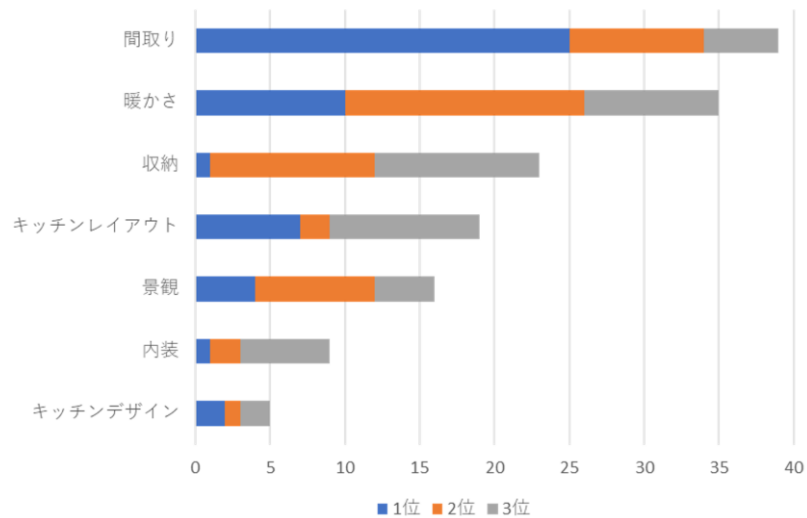
2位 暖かさ

3位 収納

[間取り][暖かさ]の合計 51% (39人)

※優先したいものとして、1位～3位に選択された項目を集計

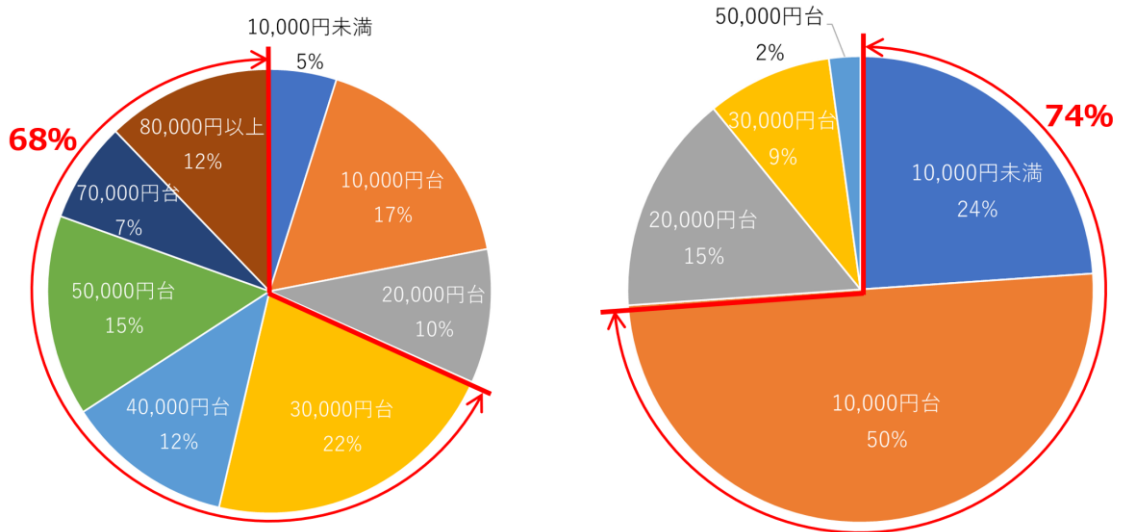
(アンケート項目：キッチンレイアウト、キッチンデザイン、間取り、内装、暖かさ、景観、収納)



◆現状のお住いのエネルギー利用料金（電気+ガス+灯油）

冬季：68%が毎月30,000円以上

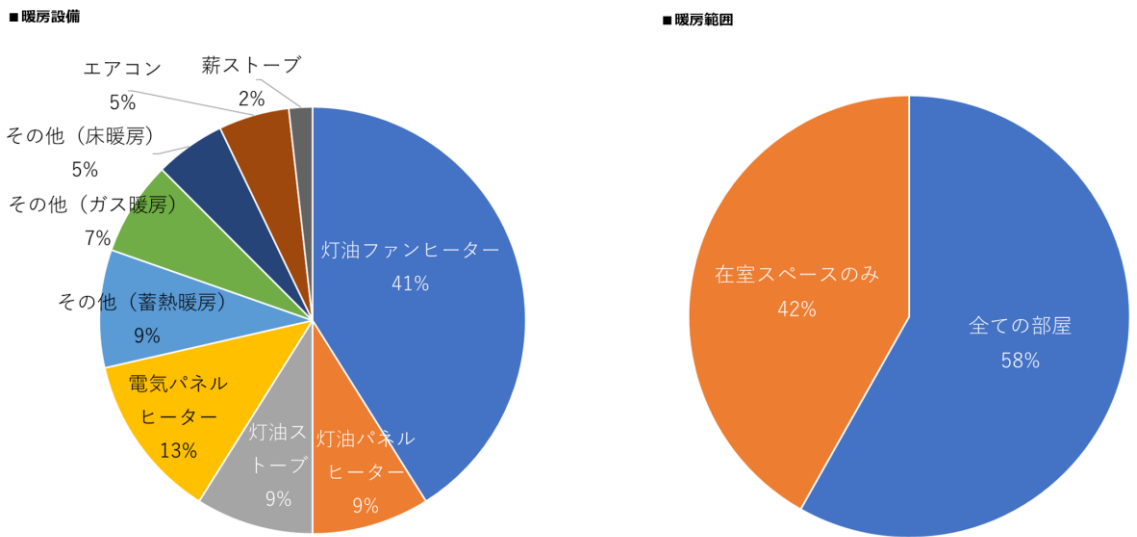
冬季以外：74%が毎月10,000円台（または未満）



（参考）モクレニセコA棟のエネルギー利用料金＝定額9,500[円/月]

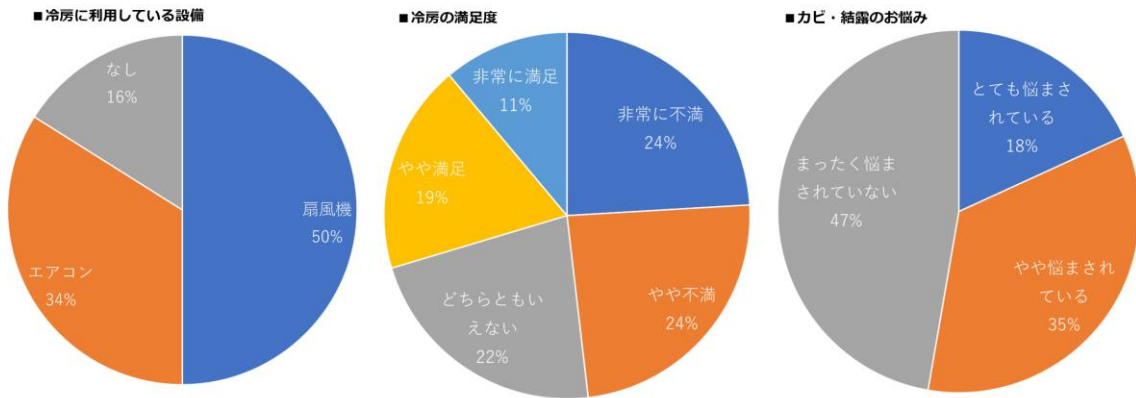
◆現状のお住いの暖房設備と暖房範囲

暖房設備について
灯油の利用が59%（33人）



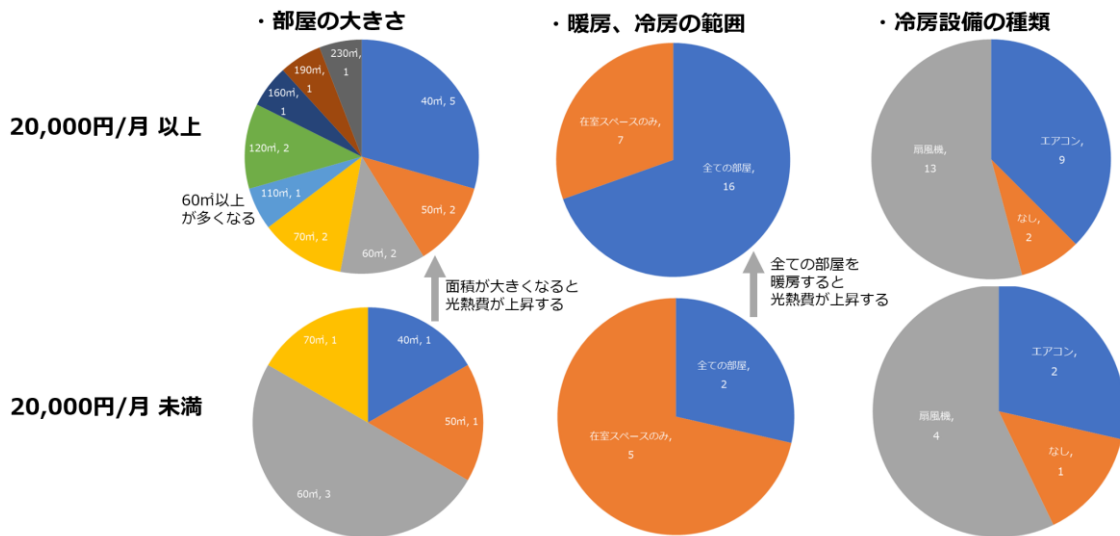
◆冷房設備と結露のお悩み

エアコンの導入は30%程度、カビ・結露に悩まされている方が53%となっている



◆考察：回答者のエネルギー利用料金の差の要因

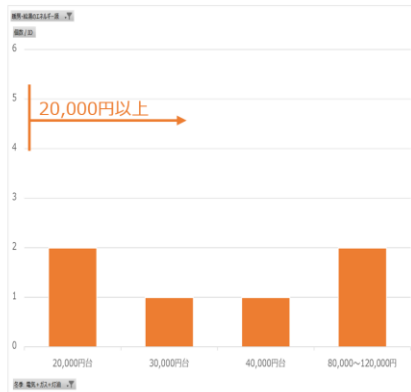
冬季は多くの世帯（77%）で20,000円/月以上のエネルギー利用料金が発生する
20,000円/月未満とするには暖房範囲を限定するなどの工夫が必要となる



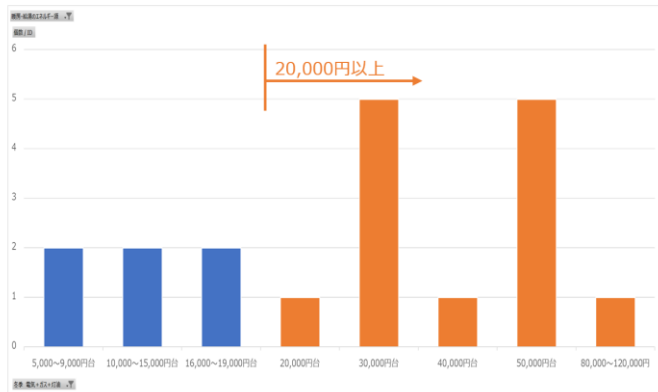
◆考察：エネルギー源（電気・電気以外）による利用料金の差 1 / 3

暖房・給湯ともに電気を使用する場合、他のエネルギー源に比べて最低料金が高めになるが、突出して高額な値は出ていない

暖房・給湯ともに電気



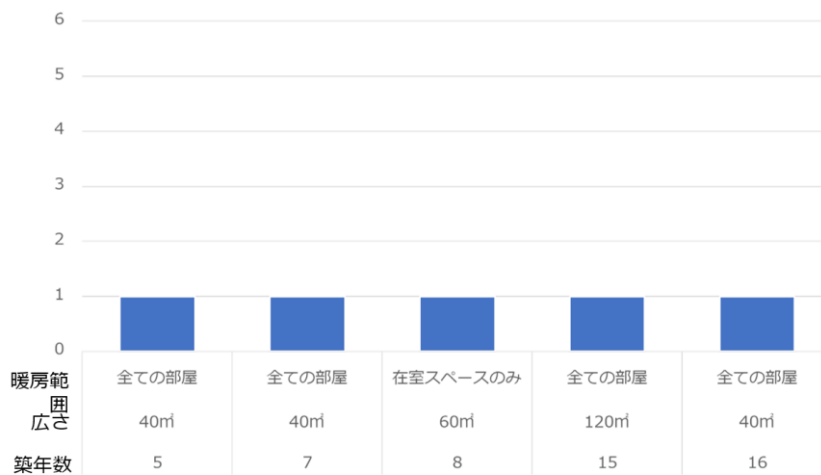
暖房・給湯ともに電気以外



◆考察：エネルギー源（電気・電気以外）による利用料金の差 2 / 3

暖房・給湯ともに電気を使用する住宅は、築年数が小さく、全館暖房している割合が大きい

暖房・給湯ともに電気



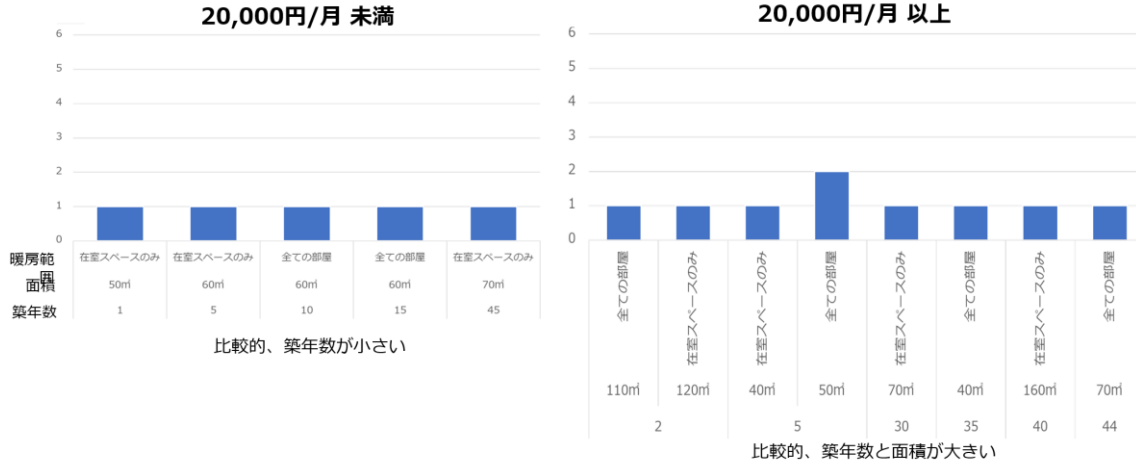
- ・暖房範囲が「全ての部屋」の割合が高い
- ・比較的、築年数が小さい

◆考察：エネルギー源（電気・電気以外）による利用料金の差 3 / 3

暖房・給湯ともに電気以外を使用する住宅の傾向

- ・ 築年数・面積が小さいと20,000円/月未満
- ・ 築年数または面積が大きいと20,000円/月以上

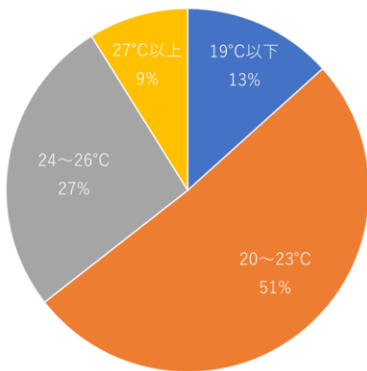
暖房・給湯ともに電気以外



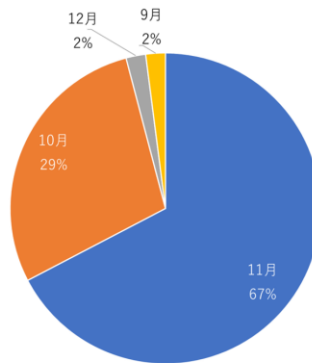
◆考察：エネルギー料金に関する要素

暖房設定温度は、80%が20～25℃となっており極端に高い設定ではない
暖房期間は約70%が10月～4月となっている

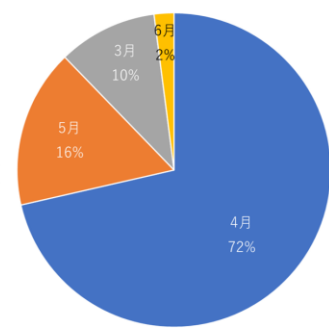
■ 暖房の設定温度



■ 暖房を利用開始月

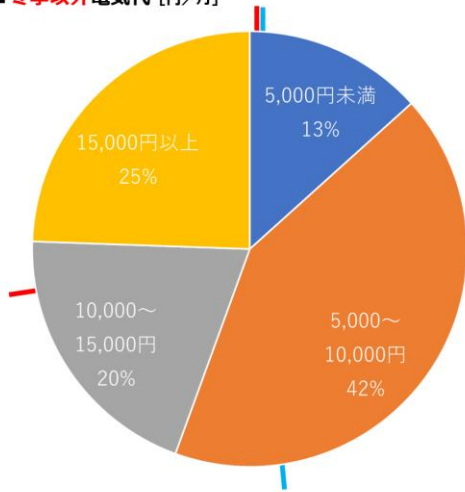


■ 暖房を利用終了月

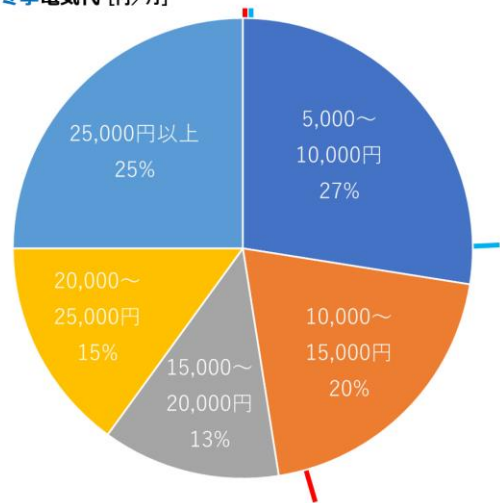


◆考察：電気料金、ガス料金、灯油料金

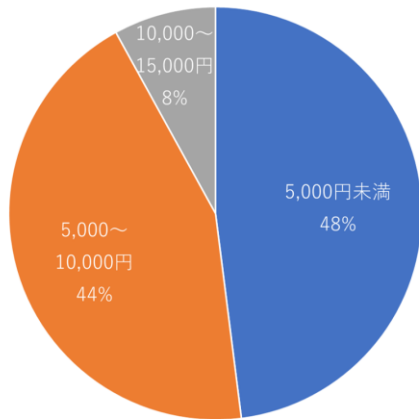
■冬季以外電気代 [円/月]



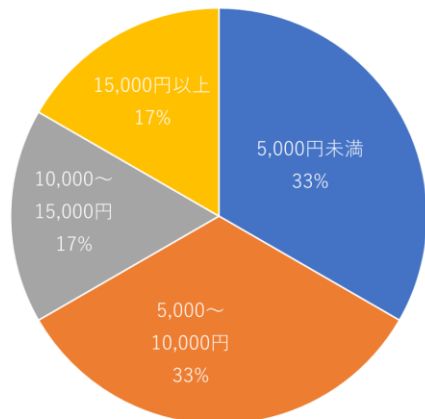
■冬季電気代 [円/月]



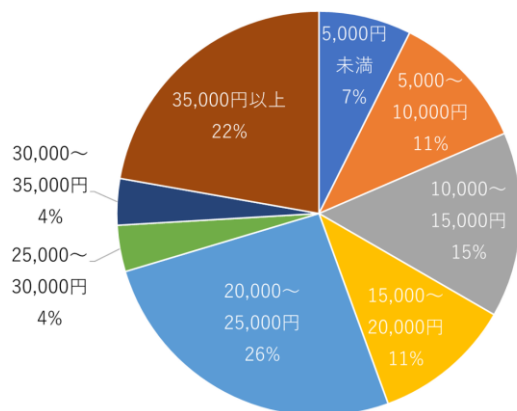
■冬季以外ガス代 [円/月]



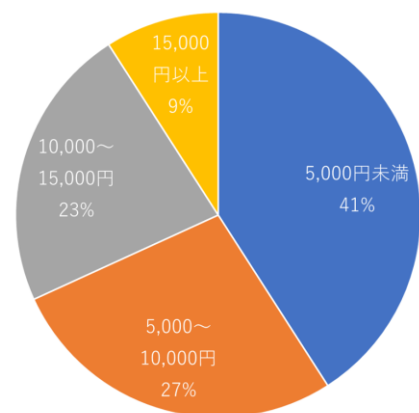
■冬季ガス代 [円/月]



■冬季 灯油代 [円/月]



■冬季以外 灯油代 [円/月]



◆除雪排雪費（世帯が直接依頼し、費用負担しているケースのみ）

除雪排雪を委託されている方は、年収500万円以上の割合が大きくなっている

除排雪費[円/年]	住居の大きさ[m ²]	世帯年収	件数
20,000	32	～300万円	1
50,000	200	-	1
55,000	116	1,000万円以上	1
70,000	40	1,000万円以上	1
110,000	180	700～1,000万円	1
150,000	165	500～700万円	1
計			6

回答数 6件/戸建全12件

◆宿泊体験の感想・要望

室温・湿度に対する賞賛の声が8件、網戸と遮光ブラインドの要望が7件

■賞賛

- ・室温、湿度が快適だった 8件
(小型エアコン1台で家中快適な温度で驚きました)
(寝ている間の温度変化をほとんど感じなかった)
- ・周囲の音が入ってこない(静か) 2件
- ・冬の暖かさを体験してみたい 2件
- ・間取りがいい 2件
- ・窓が大きく開放的 1件
- ・高性能を活かした趣味の家を造りたい 1件
(ガレージハウス)
- ・将来こんな家に住みたい 1件
- ・耐震と断熱の高い家が理想 1件
- ・景観がすばらしい 1件

■改善要素

- ・網戸が必要 4件
- ・ブラインドを遮光にしてほしい 3件
- ・室内の風の音が気になった 2件
- ・玄関から共用部の声が聞こえる 2件
- ・キッチン周りの壁紙は防水がいい 1件
- ・キッチンにコンセントがあるとよい 1件
- ・体が大きい男性や走り回る子ども達には少し暑いと感じる 1件

移住（町内住み替え）・定住（域外からの移住）に向けた宿泊体験を実施したが、その4割近くは、SDGs モデル地区であるニセコミライへの居住に関心を持っていただいていることが分かった。その中でも賃貸住宅への期待は圧倒的だった。

残りの3割近くの方は、ニセコ町内で将来、戸建て住宅を建築したいと希望されており、その際、省エネや暖冷房について関心を持たれた方々であった。

大多数の方は、体験されてみて、高断熱・高气密の性能について、ポジティブな感想とともに、エアコン1台のみで暖冷房できることに驚かれていた。

本事業の第一目的である、脱炭素の取り組み推進については、現状のお住いのエネルギー消費行動を把握することができ、後述するような省エネルギーでの暮らしが高気密・高断熱で可能であることを実際に知識として知っていただき、体験いただき、ポジティブな評価をいただけたことで、果たされたと考える。

第二の目的である、SDGs モデル街区であるニセコミライへの域内移住（住み替え）、および域外からの定住促進についても、実証に使用された本住宅の高性能仕様と同等の住宅が、分譲でも、賃貸でも供給されることが十分に告知され、興味と関心を引き付けることができた。

ただし、宿泊体験への参加者は、比較的若い世帯（これから家を建てよう、家族を持とう、小さなお子さんがおられるといった年代）に偏った。したがって、お子さんが巣立たれ、世帯人員が小さくなったことで、現状の住まいの大きさ・間取りと居住人員がミスマッチしはじめている高齢者世帯における町内住み替えのニーズについての意見収集は叶わなかった。こうした世帯の方を、「告知」という方式で自発的に申し込みいただき、居住体験していただくのは難しい。とはいえ、本事業の枠組みの中で、そうした個人情報を含む対象者のデータを役場等から入手して、個別に勧誘し、宿泊体験へと誘導してゆくことは現在の委託事業の形態では困難である。この部分を解決することは、今後の課題だと思われる。

とはいえ、比較的若い世帯の方々の中でも、公営住宅等の賃貸に居住されており、将来所得の上昇が見込まれるようなの方々、あるいは世帯構成が変化し、居住者とお住いのミスマッチが将来見込まれる可能性のあるの方々へのニセコミライへの住み替えの訴求は行うことができた。これも、ニセコ町の地域課題であるため、本実証の成果として果たされたと思われる。

第三の目的である域内経済循環の向上については、本実証のみではそれほど大きな結果を残すことはできなかったが、域外に依存する化石エネルギーからの脱却という文脈であれば、第一の目的で十分に果たされた。

同時に、働き手不足という地域課題を解決する趣旨であれば、今回の実証のようにニセコ町内居住者を主なターゲットとするのではなく、域外からの移住希望者をメインにする必要がある。この部分については、次年度以降の実証の目的をどのように設定するのか、発注者側であるニセコ町役場において、議論が必要であろう。

- ・ エアコン有りの家庭（ただし主要な居室のみ） : 7 件/25 件
- ・ 結露やカビに悩まされている家庭 : 8 件/25 件
- ・ 在室の部屋のみを暖房している家庭 : 11 件/25 件

- ・ 暖房用エネルギー代金の平均 : 2.5 万円×5.4 か月 = 13.5 万円
- ・ 暖房用エネ消費量（発熱量 kWh 換算）: 1,069.9kWh×5.4 か月 = 5,777kWh
- ・ 暖房時の居室の設定温度の平均 : 22.2°C

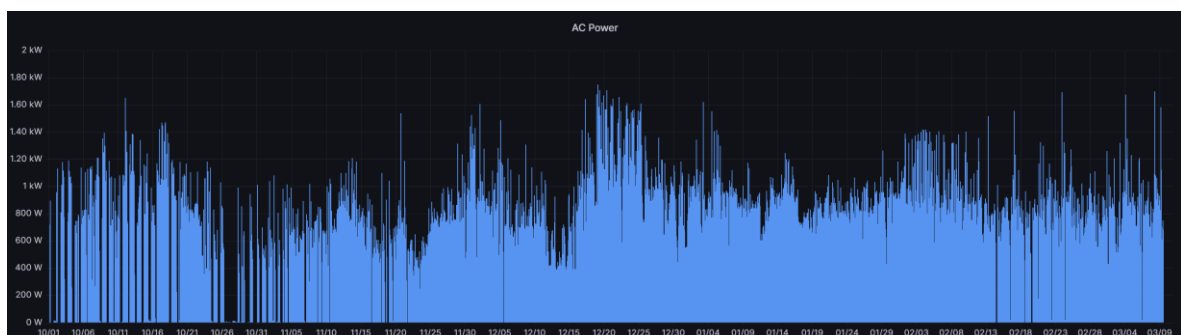
- ・ 冷房用エネルギー代金の平均 : 0.3 万円×2 か月 = 0.6 万円
- ・ 冷房用エネ消費量（kWh） : 63.2kWh×2 か月 = 126.4kWh

★5：高性能賃貸住宅（2LDK、2人世帯）における暖房・冷房のエネルギー消費量と光熱費は、HEMS からのデータによって、以下の通りとなった：

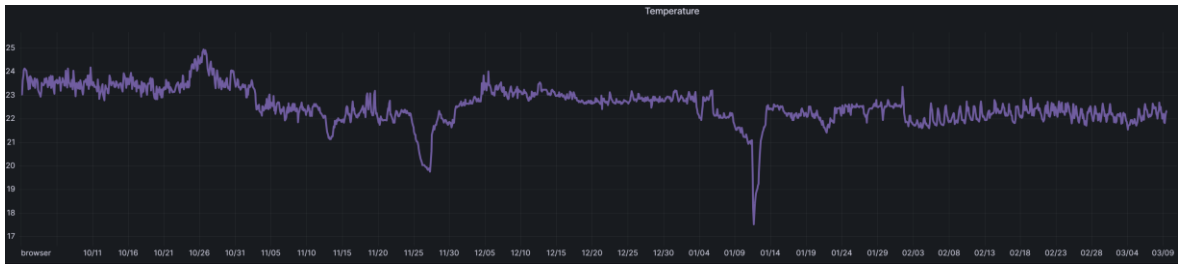
- ・ 既存住宅の平均延べ床面積 56 m²よりも、**約 1.2 倍**の 66 m²の大きさ
- ・ 電気エアコンによる暖冷房／**全館連続 24 時間空調／結露・カビ一切なし**

- ・ 暖房用エネルギー代金 : 6.0 万円（既存住宅の **44%**）
- ・ 暖房用エネ消費量（電気 kWh） : 1,500kWh（暖房期間 5.3 か月）

- ・ 冷房用エネルギー代金の平均 : 0.5 万円（既存住宅の **83%**）
- ・ 冷房用エネ消費量（電気 kWh） : 126.8kWh（**全室空調、除湿**）

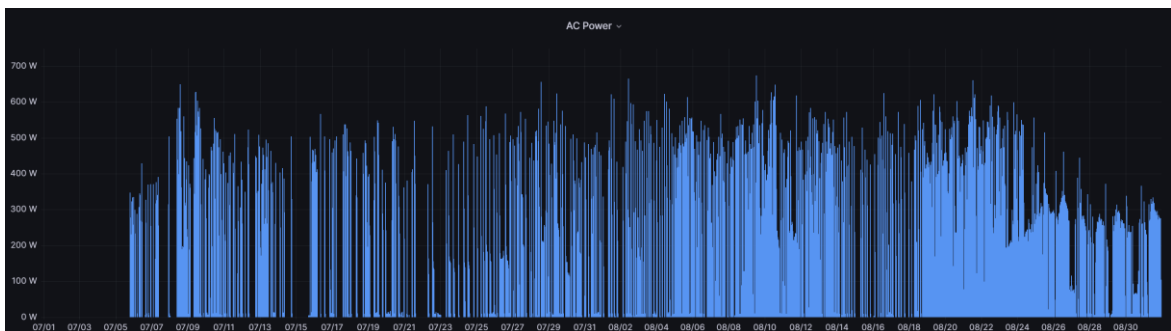


高性能賃貸住宅の冬季のエアコン消費電力（単位：kWh/h）

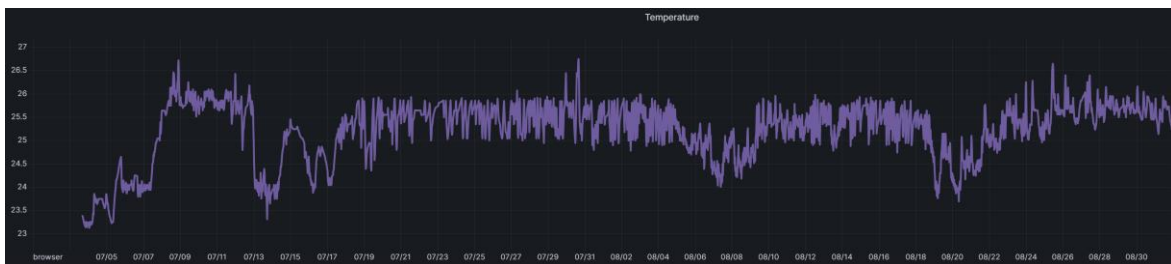


図：高性能賃貸住宅の冬季の居室温度（単位：℃）

※24 時間連続で、全室、常時 22～24℃の温度設定の範囲に留まる（1/11～12 日は、窓の修理のため窓が開いている時間が多く、室温が大きく下がった）



図：高性能賃貸住宅の夏季のエアコン消費電力（単位：kWh/h）



図：高性能賃貸住宅の夏季の居室温度（単位：℃）

※24 時間連続で、全室、常時 25～26℃の温度設定の範囲に留まる（7 月初旬の室温のばらつきは、この建物が 4 月から供用開始の新築で、全館空調の設定等、調整を行っていたため。8 月下旬には外気温が少し和らぎ、室温が低下したため、空調を弱めの設定とした）



図：高性能賃貸住宅の夏季の居室相対湿度（単位：％）

※24 時間連続で、相対湿度は 55～70%程度の範囲に留まる

ここまで、既存の住宅と高性能賃貸住宅における光熱費、快適性、およびエネルギー消費量について、推計して対比した。

2023年の夏は、観測史上最高の猛暑を記録するなど、来るべき温暖化した後の世界を少しだけ体感する年となった。それゆえ、エアコンによる冷房について町内では大きな議論となっており、エネルギー消費量はますます増加してゆく状況である。

そうした社会背景の中で、既存の住宅の性能を上回る高性能住宅における宿泊体験、およびエネルギー消費量の測定と取りまとめは、今後の住宅における性能の必要性を計る指標の一つとして、大きな意義があった。

今後、高齢化してゆくニセコ町において熱中症などの健康被害は、冬場のヒートショックによる健康被害と同様に、社会的に大きな課題となってゆくことが想定されている。

その中で、SDGs モデル街区ニセコミライにおいては、スタンダードとなる住宅性能の部屋を確保し、夏場、冬場に町民に体験していただき、その体験からご自身のお住いの性能やエネルギーに対して、省エネ改修や省エネ・高性能での新築、あるいは高性能な建物への住み替えなどを検討していただく機会は、今後も継続してゆく必要が十分にあると思われる。

その意味で、次項以降の省エネセミナー、省エネ診断などの取り組みについては、非常に有意義であると考えられる。

2-1-2. 省エネセミナー、再エネセミナー報告（継続事業）

【業務内容】

ニセコ町内の既存建物の省エネルギー改修を促進するため、省エネセミナー、再エネセミナーを2回実施した。その際には参加者等から踏み込んだ省エネ検討、再エネ導入検討の希望があった場合に、無料での省エネ診断の提供について案内した。

昨年度の事業では、光熱費の高騰から、とりわけ観光事業者において省エネ化を促進する機運が見られたため、省エネセミナーの開催にあたっては、とりわけ観光事業者を対象とした。

【省エネセミナー：2023年7月11日実施】

北海道が、道内の中小宿泊事業者の方々の負担軽減を図るため、省エネルギー化および省力化に資する設備導入支援を行う「宿泊業環境整備緊急対策事業」を実施する情報を6月末に入手した（応募期間は7月10日～8月4日）。そのため、商工観光課、および一社サステナビリティ・コーディネーター協会と連携し、町内の宿泊事業者にお声がけして、この補助金の概要についての説明と併せた形で、宿泊事業における省エネの有効性、対策の方策、効果などを説明する省エネセミナーを実施した。SNSと町内各所へのチラシの掲示、連携先と歩調をあわせた形で直接的な声かけの成果として、過去の開催よりも多い19名が集まった。

セミナーは2部構成とした。前半部では、近年の化石燃料資源の価格動向について解説し、将来の光熱費への影響について説明した。それから市場においてゲームチェンジが始まっている太陽光発電、EV、および高効率ヒートポンプという3つの技術動向について解説を行った。

こうした省エネ化の前提となる基礎情報の提供を行った後、後半部では、主に宿泊施設、簡易宿泊施設において、対策ができる省エネの取り組みについて、とりわけ補助金の要件であるエネルギー消費量で10%以上省エネ効果のある設備の交換・更新などについて事例を用いて説明した。

追加情報として、あらかじめ道に問い合わせをして得られた事前情報の中で、補助金申請作業における注意事項や推奨される更新設備などについての情報提供を行った。

省エネセミナー & 省エネ補助金の説明会

省エネルギー設備導入に対する補助金が始まります！！（締切8/4）
補助金を活用して省エネ設備へ交換し、ランニングコストを抑えることができる良い機会です。

今回、**宿泊事業者における省エネ対策のセミナー**と、これから募集が始まる**宿泊事業者向けの補助金のご案内**をする説明会を開催します。ぜひお気軽にご参加ください。


日時 7/11 (火) 13:30～
場所 ニセコ町民センター2階 研修室2
参加費 無料
申込 不要（直接会場にお越しください）


概要


- ・エネルギー価格に対抗する省エネ対策
- ・北海道の補助金紹介
- ・省エネ診断ご案内


講師 (株)ニセコまち/村上敦・高橋達朗

(省エネ対策の効果が高い設備例)


冷房・暖房


給湯


冷凍・冷蔵庫


照明

(主催) 株式会社ニセコまち (ニセコ町からの委託事業)
(問合せ) TEL: 0136-55-6087 / E-mail: info@nisekomachi.co.jp

北海道 中小宿泊事業者のみなさまへ

省エネ設備 & 省力化設備 の導入支援!

宿泊業

環境整備緊急対策事業支援金のご案内

中小宿泊事業者の方々の負担軽減を図るため、省エネルギー化及び省力化に関する設備導入支援を行う「宿泊業環境整備緊急対策事業」を実施します。

対象事業者 新設築法の営業許可受付整備をしている道内に宿泊施設を有する中小宿泊事業者 (ホテル・旅館、無宿務用)

申請受付期間 2023年 **7/10 (月)～8/4 (金)**
※申請状況により第2回募集もある場合があります。

対象となる設備・要件	省エネ設備の導入	省力化設備の導入
対象となる設備	・テレビ・エアコン・LED照明 ・客室用冷蔵庫・業務用冷蔵庫・冷凍庫 ・ストーブ(灯油/ガス/電気) ・高性能ボイラー等	・自動チェックイン機・自動機械 ・キャッシュレス決済システム・配膳ロボット ・モバイルオーダーシステム・接客機 ・予約管理システム・清掃ロボット等
対象要件 (全ての項目を満たすこと)	・既存の設備の代替となるもの ・省エネルギーを効果的に使用するもの ・更新後の年間エネルギー消費量が、更新前と比較して10%以上低減するもの	省力化設備導入により業務量の削減等負担軽減が見込まれること
共通事項	いずれの場合も、申請した施設で使用するものに限り、また消耗品は対象外となります。	

補助金上限額 3/4以内 上限 500万円

申請受付期間 2023年7月10日(月)～8月4日(金)

申請方法 電子申請 ※インターネット環境が無い等電子申請ができない場合は、事務局へお問い合わせください。

011-803-0123

北海道宿泊業環境整備緊急対策事業支援金事務局 (受付時間 平日9:00～17:30 休日 2023年8月30日(木)まで)

図：観光事業者を中心に配布した省エネセミナーのチラシ（左）、北海道の補助金のお知らせ（右）

※北海道の補助金の専用 WEB サイト：<https://shukuhaku-hkd2023.jp/>

タイムリーな話題でもあり、補助率が 3/4 以内、上限は 500 万円までという有利な補助内容もあって、町内の中小規模の観光事業者、および簡易宿泊業を営む多くの町民の参加し、質疑応答も盛況のうちにセミナーを終えることができた。また、この中から後述する省エネ診断の問い合わせが 2 件あった。

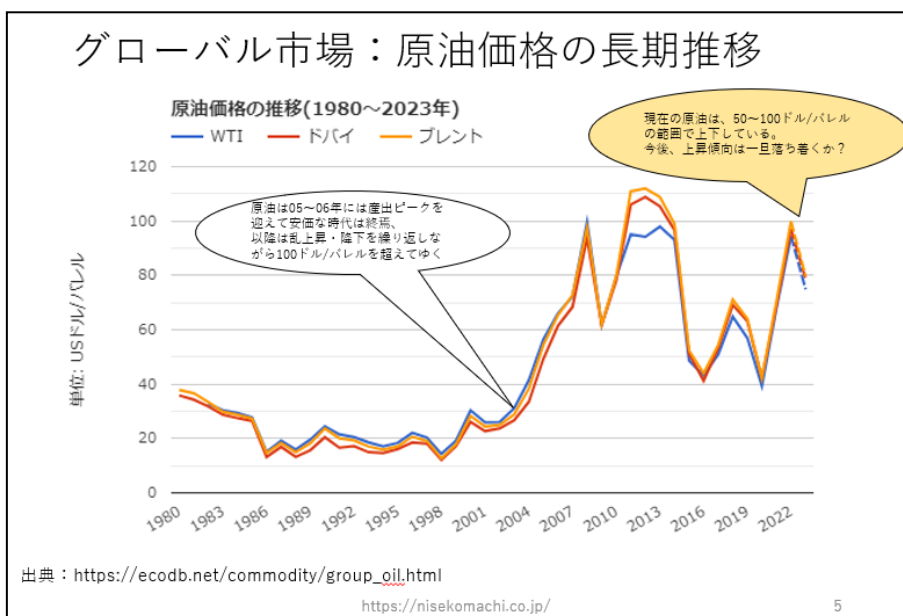


図：省エネセミナーの様子。19 名の中小の宿泊事業者、簡易宿泊所を営む町民が集まり、熱心に質問をされた

以下に具体的な省エネセミナーの内容を取りまとめた：

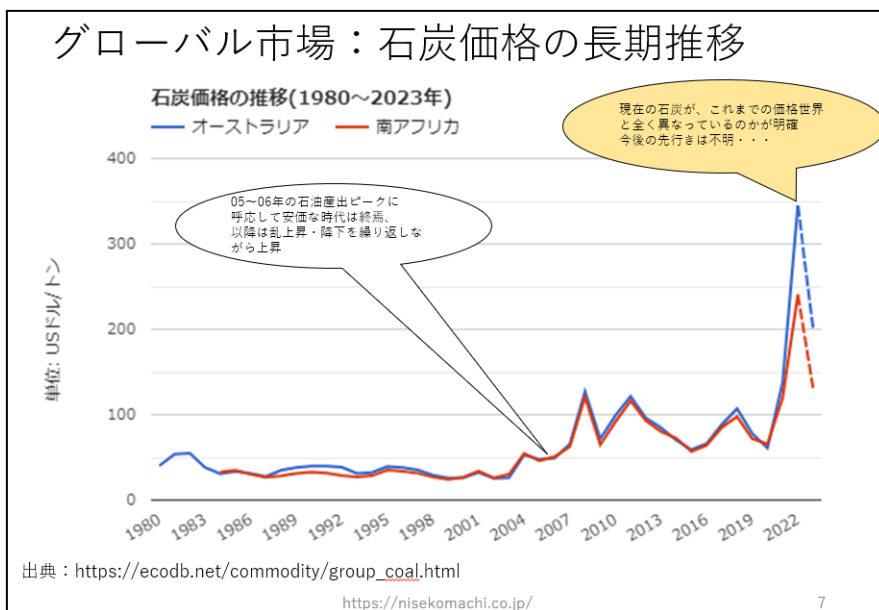
エネルギー価格の動向

日本国内では、お金の価値（物価・給与所得）がほとんど変わっていないが、諸外国では 30 年間で 200～300% ぐらい増えている。その分、本来は円が相対的に強くなり続けていないと、日本国内の国際的な立ち位置での購買力は弱くなる。燃料価格も米ドル建てで上昇しているが、他国での購買力は強まっているため、そこまで国民生活を圧迫していない。しかし、円安の影響で、日本の場合は非常に割高となっている（以下図参照）



日本における発電では、石炭火力発電の割合は高く 3 割近くあり、北海道では 4 割近くが石炭による発電となっている。そのため石炭価格の上昇は電気料金の上昇に直結することになる。この石炭の価格は歴史的には、数ある化石燃料の中で最も割安で安定していたが、2007～2008 年ぐらいから石油が 1 バレル 100 米ドルを超えてくると石炭の価格も乱高下し始め、最近のウクライナ危機で大きく上がった状況である。現状のアナリスト等の見通しでは、「いまは、たまたま高いけれど少し我慢すると安く安定する」というのはほぼ幻想であり、これから先もっと高くなると考えられている。それに応じた経営戦略を練っていかないと、エネルギー利用によるコスト負担の増大が経営を圧迫する（以下の図参照）。

現状の 2023 年度には、日本では補助金によって燃料価格が抑えられているが、補助金がなくなった先にどうやって省エネや太陽光発電などの再エネを活用してエネルギーを使わなくて済むような対策をとるか、今の時点で考えることが重要となる。



建物における再エネ・省エネの動向

現状では、10年以内ぐらいの短期で投資回収できる省エネ対策は限られており、影響が大きく最も優れている対策は、太陽光発電の導入となる。ニセコミライでは豪雪地帯でも採算がとれる太陽光パネルを導入する計画なので、宿泊事業者のみなさんにも実例として見ていただき、どのくらいお金がかかって、どういう取り付け方をして、どういう企業に依頼するとできるのかを実例で示していきたい。

太陽光発電で得られる電気は約 15 円/kWh、電力会社から買うと 40~50 円/kWh ぐらいがニセコ町では一般的である。その差は歴然であるため、できる限り太陽光で発電して、その電気を直接有効利用するために熱（給湯・暖冷房）に利用したり、蓄電池や電気自動車へ貯めて活用することが経済的に有利となる。ニセコは豪雪地帯であったため、太陽光発電については導入の気運が高まっていなかったが、市場に豪雪地帯対応のモデルが一般的なシリーズで登場しているので、この状況は、ここ数年で変わるだろう。

既存建物では、屋根裏（小屋裏）への断熱材吹き込み、壁への断熱材付加という形で断熱改修し省エネ建築とすることが有効である。また、内窓を付けるなり、高性能のドアに交換することも有効である。

新しい建物を建てる場合には今の技術でできる限りの最高水準の高断熱・高气密の省エネ建築（ニセコスタンダード基準、 U_a 値 = 0.28W/m²K 以下）を取り入れることが重要となる。

ある程度断熱・気密が採られている住宅の場合、エアコンでの暖房が可能となり、太陽光発電とも、真夏の灼熱化の状況とも相性が良い。FF 式ファンヒータか

らエアコンに変えることはCO2を大きく削減でき、光熱費も下げる効果がある。最近では夏季の温度、湿度が高くなっているため、エアコンによる冷房・除湿も魅力の一つである。

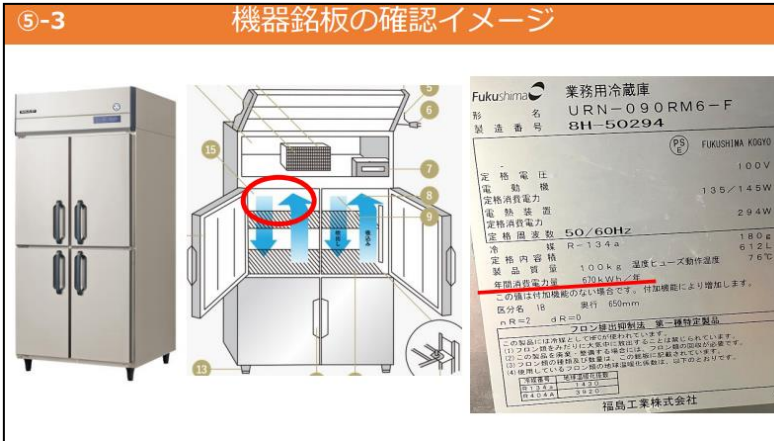
給湯においては、タンクスペースの確保が必要となるが、エコキュートという電気ヒートポンプ式の給湯器を導入する場合、省エネにもなり、太陽光発電からの電気をお湯の形で貯めておく効果もあり、費用対効果も見合う。

また、雪国に対応する車種が現時点では豊富にはないが、電気自動車を普及させることでかなり省エネの推進が可能となり、太陽光発電と電気自動車を組み合わせることで設置することができれば非常に良い投資になる。

その他、今回の補助金でも対象となる以下の図の省エネ対策のカタログを紹介・説明した：

<p>省エネを最大化するための対策カタログ (民生部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> LED照明への完全切り替え 冷蔵庫(冷凍設備)の省エネ型への更新 換気計画の適正化とメンテ(掃除)、換気装置の更新 OA機器や家電の省エネ型への更新 キッチンシンクに節水コマ、節水シャワーヘッドへの交換 効率の悪い旧型のエアコン、空調設備の更新 給湯と暖房： 化石燃料ボイラー、ヒーター機器、蓄熱暖房機、電気温水器から、 潜熱回収型機器への更新、電力ヒートポンプ機器への更新 内窓の設置、窓のトリプルガラスへの交換 屋根裏、小屋裏への断熱材の投入 太陽光発電の設置の検討、EV車の検討 <p>https://nisekomachi.co.jp/ 10</p>	<p>どこで省エネできる？</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務用、ガラスケース等の冷蔵庫を家庭用の高性能冷蔵庫に交換 客室冷蔵庫を高性能品に交換 (! 要注意!) FF式ファンヒータをエアコン(スゴ暖/ズバ暖)に交換 灯油給湯ボイラを潜熱回収型(エコフィール)に交換 灯油給湯ボイラを電気式ヒートポンプ(エコキュート)に交換 LED照明に交換、客室テレビを交換 (! 要注意!) <p>・ 要注意とは? 型を大きくしたら、省エネ型でもエネ消費は増大</p>
--	--

こうした基礎情報に加え、補助金の案内を行った。ここでは、補助対象設備や申請方法についての説明に加え、手引きやQ & Aに記載の範囲を超えて、申請の際に必要なと思われる内容について事前に事務局へ確認した結果を参加者に伝えた。応募期間が1か月未満と短く、一般の方には日常的に触れる機会が少ない申請書類であるため、以下の資料(実際の設備写真やカタログ写真などを活用した)を作成し、申請書類作成に活用できるように説明を行った。また、説明会に参加できなかった事業者から個別の要望があったため、出向いて説明を行った。



⑦ 利用するエネルギーの種類が変わる場合

【エネルギー消費量（原油換算値）簡易計算表】を活用

① 赤枠に電気[kWh]や灯油[L]を入力
 ② 青枠に表示される値を比較して▲10%になるか

エネルギーの種類	単位	数量	原油換算値
石油製品(灯油)	kg	100	100.0
灯油	kg	100	100.0
軽油	kg	100	100.0
重油	kg	100	100.0
液化石油ガス(LPG)	kg	100	100.0
天然ガス	kg	100	100.0
液化天然ガス(LNG)	kg	100	100.0
電力	kg	100	100.0
自家発電	kg	100	100.0
太陽光発電	kg	100	100.0
風力発電	kg	100	100.0
水力発電	kg	100	100.0
地熱発電	kg	100	100.0
太陽熱発電	kg	100	100.0
燃料電池	kg	100	100.0
蓄電池	kg	100	100.0
その他	kg	100	100.0
合計	kg	100	100.0

エネルギーの種類	年度		
	基準	数値	熱量GJ
灯油	kg		
軽油	kg		
A重油	kg		
B-C重油	kg		
石油ガス			
液化石油ガス(LPG)	t		
石炭系液化	kg		
水素ガス	kg		
液化天然ガス(LNG)	t		
可燃性天然ガス	kg		
その他	kg		
電気	kg		
自家発電	kg		
その他	kg		
合計	kg		

- ### ⑧-2 申請時のポイント (2 / 2)
- ⑤ 他補助金と重複申請は可能、いずれかの補助金のみ利用 (※他補助金の条件確認を推奨)
 - ⑥ 採択通知は9月上旬を予定 (観光庁の高付加価値化補助金も9月予定)
 - ⑦ 令和5年12月15日までに支払い・設置を完了させる (令和5年5月17日以降に契約、発注して12月15日までに完了したもの)
 - ⑧ 北海道の予算は10.9億円、0.9億円が事務手数料として、真水で10億円の補助予算がありそう (採択の最小のケースで「10億円÷500万円=200件」)
 ①の点数が勝負になる。高得点のためには、CO2削減割合、CO2削減量、省力化割合、省力化の量などに対して、いくらの補助を申請しているのかが勝負?
 - ⑨ 書類ミスはなくしましょう。できる限りCO2削減、省力化しましょう
 2回目の申請ではなく、1回目に出しましょう

説明会后に2件の事業者から申し込みをいただき、既存設備のエネルギー使用量の確認やエネルギー削減率の算定についてサポートを行った(省エネ診断の項で取りまとめる)。結果として2件ともに補助に採択され、省エネ対策が実行された。

セミナー参加者からの質問と回答

・太陽光は補助金対象となるか？

→今回は今の現状の設備機器に対する対策、または人の稼働を省力化する設備が対象となるため、残念ながら対象外

・複数建物がある場合、建物毎に申請ができるか？

→1事業者1申請となるので、建物毎に事業者／申請者が分かれば複数の申請が可能となる

・個人事業主として宿泊業を営んでいるが、旅館業許可証が妻の名義となっていて、確定申告はご主人名義となっている。申請する名前をどうすればよいか？

→北海道の補助金窓口にすぐに質問し、確約を得てから、申請書類を書くべき

・給水ポンプが対象となるか？ 給水ポンプが不要になれば、一気に電気量削減となる

→確認してみる。※確認後、対象になるとのお返事を得た。数日後に連絡をもらえることになっていたが、連絡がなかった

・新しく導入する設備は既設の設備と同等の能力である必要があるか？

→容量を小さくするか高効率の設備へ入れ替えることで省エネになり、補助対象となる。省エネされた分だけ、大型化すると省エネにはつながらず、対象にならないので注意

・省力化について。今までママさんダンプの利用で人力としていた除雪を、新規に除雪機を導入したことで人工削減になったという場合は、新規導入ということで対象となる？

→省力化は新規導入（もしくは入れ替え）でも対象となる。根拠は訴えたものの自主判断にゆだねられており、そこまで詳しく求められていないが、採択を目指すなら、常識の範囲内が望ましい

・節水は対象外？

→節水は残念ながら対象となっていない（CO2削減のみ）

その他のアドバイス

・導入する設備の設備屋さん、工事屋さんにはすぐに連絡をしたほうが良い。

申請のための期間が短く、見積書（最低2社準備）の準備や、施工（モノを決められた期日までに入れなければならない）、および最終的には年度末に結果報告が必要となるため

- ・ 納入機器が変わる場合、変更申請が必要となる。申請が通らない限り、補助金が下りないことになるため、納期がかかる設備であると、補助金の採択前に入れる、入れないを確定させる必要がある
- ・ ニセコエリアの設備屋さんなど工事や施工の業者さんは忙しくされているため、見積対応などについては、普段付き合いがある会社さんをお願いして対応されると良い
- ・ エネルギー設備については、引き続き北海道への確認を進めていくので、更新された情報が必要なら、お渡しした名刺のニセコまちメールアドレスでも、個人アドレスでも良いので、連絡ください
- ・ また省エネ診断も受け付け可能なので、連絡ください

【再エネセミナー：2023年11月16日実施】

豪雪地帯のニセコ町ではじめて商業用の中型太陽光発電システムが、ニセコミライにおけるソーラーカーポートとして11月末に完成した。この完成を前に、設置が完了した段階で、多くの町民、ホテル等宿泊事業者、ニセコ町役場の方々に太陽光発電を現地で視察し、豪雪地帯対応の太陽光発電の動向について解説を行った。

積雪がない状況でないと太陽光発電が視察できないので、完成直前の11月16日の午後に、ニセコミライ現地に参加の皆さんにはお集まりいただき、太陽光発電の外観を視察し、説明を行った。

その後、ソーラーガレージの中において、今回のニセコミライで採用した2.3mの豪雪にも耐えうる特殊な太陽光発電パネルとその取り付け方法について、作業中の写真を展示しながら、解説した。さらに、自家消費量を高めるための蓄電池についても説明した。



図：例年よりも早かった一度目の降雪の後の雪解けを狙っての太陽光発電のセミナーとなった


(株)ニセコマチ プレゼンツ！

再エネセミナー

ニセコミライに太陽光発電が設置されました！

積雪2.3mにも耐えられるパネルと蓄電池を現地で見ただきながら、再エネ動向のご説明や太陽光設置の疑問にお答えするセミナーを開催します。


太陽光パネル設置工事の専門家にも参加いただくため具体的な設置方法や費用感の相談もできます。



皆様のご参加をお待ちしております！

日程	11/16 (木) 15時～16時30分まで ※小雨決行
場所	ニセコミライ ソーラーカーポート前 (ニセコ町運動公園駐車場)
参加費	無料 どなたでもご参加いただけます。
お申込	不要 直接会場にお越しください。
講師	(株)ニセコマチ 村上敦
問合せ先	E-mail : info@nisekomachi.co.jp TEL : 0136-55-6087

【主催】株式会社ニセコマチ
【協賛】グリーンデスティネーションズジャパン



図：町民、ニセコ町役場、観光事業者を中心に配布した再エネセミナーのチラシ。一社サステナビリティ・コーディネーター協会、Green Destinations Japan にも呼びかけをお手伝いいただいた

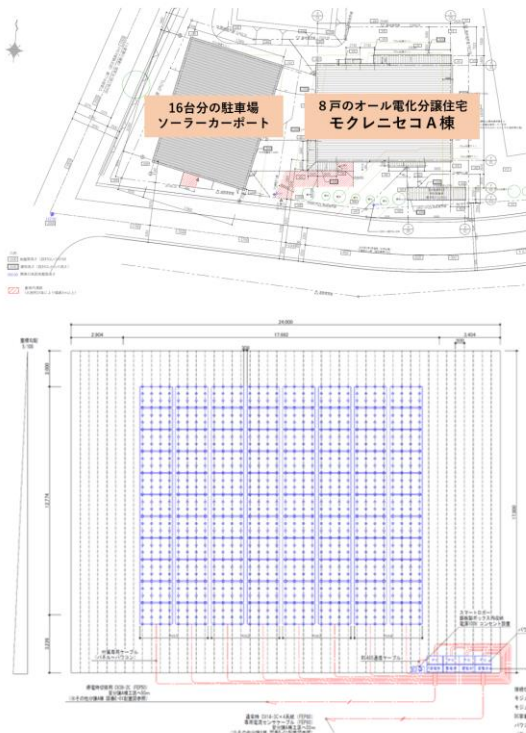


図：駐車場内では、実際の太陽光発電と取り付け時の写真を掲示して、豪雪対応について説明した

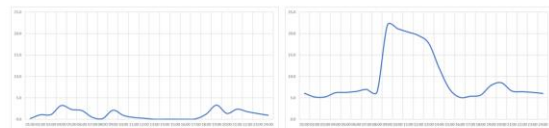
セミナーは、「ニセコ町における太陽光発電」と題したテーマで、輪になった立ち話の形で行った。概要は、積雪に配慮するためどのような設置方式があるのか、それぞれの方式の利点と欠点、および先行してニセコ町と周辺町村で設置されている太陽光発電についての事例報告を行った。

近年の電気料金の高騰を受け、多くの町民、宿泊事業者、役場職員に参加いただき、好評で実施できた。ただし、この中から後述する省エネ・再エネ診断の問い合わせにはつながらなかった。

モクレニセコA棟に付随するソーラーカーポート



- モクレニセコA棟は8戸のオール電化の分譲住宅
- PVと蓄電池に連動して、冷暖房用のエアコンと給湯器（エコキュート）についてはアクティブな制御を行う
- 駐車場の屋根の上には、太陽光発電モジュール88枚を搭載（ハンファQセルズ、Q.PEAK DUO M-G11、35.2kW）
- 強化されたモジュールと取付金具によって、耐雪荷重2.3mまで耐えられる仕様（積雪時は発電は諦める）
- 直流→交流に変換するパワコンは19.8kW（ファーウェイ、SUN2000-4.95KTL-JPL1×4台）
- 蓄電池を60kWh搭載して、日中の電力を貯める（春～秋）、割安な深夜電力を貯める（冬季）（ファーウェイ、LUNA2000-5-NHEO×12台）
- 住宅8戸＋共用部＋駐車場＋EV充電での消費電力量は年間65,200kWhを前提とする
- 太陽光発電の発電量は、PVパネル上に積雪のある12月～3月までをゼロとしたとき、4月～11月までの期間で控えめに推計し、年間29,920kWh（自家消費85%）
- 以下は4月（左）と12月（右）の平均的な電力購入のカーブ
- ニセコ町における課題は電力消費が最大化される真冬に発電が期待できないこと（それでもCO2排出量は半減するが…）



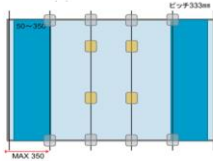
ニセコ町における太陽光発電



豪雪のニセコ町における太陽光発電の設置は以下の4パターンとなる

- ①壁面への垂直設置（駅前のリー不動産のアパートを参照）
課題：良い方で十分な面積が取れるか？
- ②切妻屋根、片流れ屋根での30度以上の斜面設置
課題：最下層のアルミ枠の強化、落雪の除雪・排雪
- ③-1 陸屋根、無落雪屋根には、強化モジュールを設置
課題：費用が掛かる、春先に洗浄が必要
- ③-2 陸屋根、無落雪屋根には、シートモジュール貼付
課題：故障時のメンテ、春先には洗浄が必要
- ④屋上、野立ての両面受光での垂直設置
課題：費用が掛かる、強化された架台必要

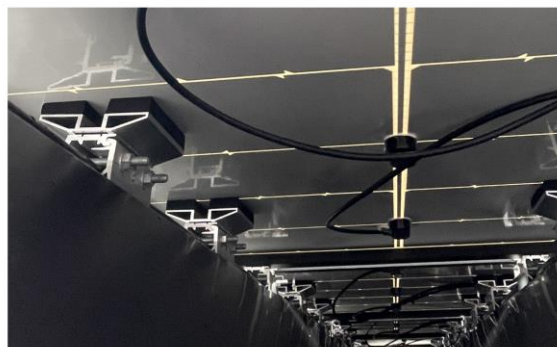
①裏面補強金具写真
⇒寸法下記



ニセコ町における太陽光発電の課題は以下の通り

- そもそも電力需要が最大の冬季には（PV上の積雪のあるなしにかかわらず）発電量に乏しい

それでも高騰する電気代を背景に、未来の子どもたちのために、冬以外の季節における自家消費をメインとして、太陽光発電を設置検討する価値はある！



図：当日、参加者に配布したセミナー資料



図：当日、案内をしたソーラーカーポートの全景

【省エネセミナー、再エネセミナーにおける考察】

今回、両セミナーを開催して感じたことは、町民、町内事業者の分け隔てなく、光熱費、燃料費の高騰にかなり危機感を持たれているということであった。通常、豪雪地帯での太陽光発電の設置、とりわけ既存建物への後付け設置については、設置用の金具の止め方次第で、雨漏り、すが漏りなど建物へのダメージのリスク

もあり、設置費用も本州などとは異なり、普及していないがゆえにまだまだ割高な状況もあるため、敬遠されやすい。にもかかわらず、両セミナーの参加者からは、お手軽にできる多少の省エネ対策ではなく、太陽光発電の導入によって、ご自身の光熱費の状況を根本的に転換したいと望まれていた。

また、内窓設置などの建物躯体への対策にも大きな金額の国の補助が付けられている状況であっても、ボイラ交換によって補助が出る状況であっても、やはり発電源である再エネ、太陽光発電を導入してみたいと希望を持たれている方が大勢いらした。

これは、昨年度までの継続事業の中で、省エネ診断や省エネセミナーをしてきた際の参加者の希望とは異なってきている傾向である。

そのため、後述する「2-② 官民連携による建物環境対策の事前検討制度に伴う優遇措置の調査研究」において、研究成果として提案することとなったニセコ町独自の補助制度が実施された際には、十分にこれを活用する機運は市場には広がっていると思われる。

しかし、これらの対策の推進が困難なニセコ町独自の課題もある。これまで、ニセコ町内、および周辺の電気・設備・建築事業者は、豪雪地域であるというリスクのため、太陽光発電システムの販売・設置を行ってきていない。今回のソーラーカーポートにおける電気工事は町内事業者に依頼することができたが、太陽光発電の設置のみは千歳エリアにある事業者に出張でお願いすることとなった。

今回のセミナーの参加者からも、「太陽光発電を設置したいが、誰に依頼したら良いのか？ ニセコまちに頼めばできるのか？」という質問が多く出た。卵が先か、鶏が先かの議論ではないが、市場で太陽光発電の設置要望の機運があると言っても、まだまだはじまったばかりである。このような状況下では、しっかりとした補助制度などの誘導策を（単年、単発ではなく）複数年度の中期的に提示し、域外の事業者が出張でそれに対応し、市場が確立しつつある状況を踏まえて、域内事業者への積極的な呼びかけなどを継続的に行ってゆき、域内事業者の太陽光発電事業への参入を誘導してゆく必要がある。

2-1-3. 省エネ診断報告（継続事業）

ニセコ町内の既存建物の省エネルギー改修を促進するため、省エネセミナー、再エネセミナーを入り口として、その中で要望があった町民、あるいは町内事業者に対して、無料で省エネ診断を実施した。

R2年度から毎年続けられている継続事業であるが、本年は期待された件数の申し込みはなく、実施した省エネ診断は3件に留まった。本年の省エネ診断は、仕様書では「問い合わせのある限り最大5件まで」という形であったので、3件の実施であっても成果に問題はない。しかし、昨年度から無料で省エネ診断を実施しようとしてもニセコ町内においてその対象者が集まらないという課題は、今年も引き続き残った。

そのため、次年度に継続事業で省エネ診断が続けられるなら、ニセコ町で実施する予定の省エネ・再エネ設備等の補助事業と関連させ、補助金申請の入り口の相談に乗る会のような事業を展開してゆく必要がある。

【R5年度省エネ診断の概要】

省エネ診断は、3件とも小規模な個人事業としてのペンション、宿泊施設の経営者からであった。うち、1件は太陽光発電を設置したいという要望に対して、残りの2件は道の補助金の情報提供と併せた形で行った省エネセミナーでの問い合わせからであった。

まず、大きな成果として、省エネ診断として、省エネ設備更新のアドバイスを行い、機種選定までお手伝いした道の補助金に、診断した2件ともが採択され、実際に設備機器の交換まですることができた。これは、省エネ診断を行う者として、光栄である（多くは紙だけで終わることも多いため）。残念ながら、屋根と壁の耐久性の課題から、1件の太陽光発電の相談、診断については、実際の設置・導入は検討中のままであるが、次年度以降も相談があれば対応してゆきたい。

以下は個人情報になるため、診断の状況写真や具体的な診断内容については記載できないが、診断の流れについて把握できる程度に取りまとめを行う：

【ペンション A 様：診断時期 2023 年 5 月中旬】

A 様から下記依頼をいただき訪問した

A 様（依頼内容）：

観光庁からの補助金を活用して、太陽光、蓄電池、エコキュートなどの導入を

検討している（FF 式ファンヒータからエアコンへの暖冷房の切り替えは実施済み）。屋根・外壁・2階客室をリフォームするにあたり、環境負荷をかけない施設にするためのアドバイスが欲しい。

今年度、屋根、外壁の改修を行う予定（窓、断熱改修も込みで）。昨年度の内装の改修工事の経験から、耐震補強の必要性が出ることを想定し、柱の入替を考慮して見積をしてもらっている。2階の壁の中を確認したのちに詳細な工事内容と見積もりをしてもらう予定。現状、壁に断熱材は入っているが機能していない状態で、屋根は水漏れ（すが漏れ）している。

今後、太陽光など再エネを取り入れ、できるだけ石油燃料を少なくしていきたい。

ニセコまち：

太陽光は乗せた分の重量が加算されるため、南側の屋根に乗せて構造上耐えられるか設計士へ確認が必要となる。建物が古く、構造上難しい条件でありそうなので、どの程度の構造の改修を行い、どの程度、構造上強化されるのかなどの確認も必要。毎年の屋根の積雪状況はどうか？ 落雪はスムーズに行われるのか、結構積もって荷重が建物にかかるのか？

A 様：

結構積もる

ニセコまち：

図面からは屋根の勾配が 20 度以下だと思われるが、いづらか積もった後、どこかのタイミングでこの屋根から落雪しているのは、室内の熱が屋根に伝わり、積雪と屋根材（スレート）の間に水の膜ができて、滑るからだと思われる。

屋根上の積雪への室温の伝達が、太陽光パネルを乗せると間接的になるので、熱が十分に伝わらず、落雪しづらい（つまり、これまで以上の屋根への積雪になる）ことが想定される。

ニセコ周辺でヒアリングや現地確認したところ、設置済みの太陽光パネルはどれも 30～45 度の設置角度となっており、その場合であると最大の積雪量は 50cm 程度であり、それ以上は降っても、落雪するとのことであった。

太陽光パネルの積雪荷重として市場では（多雪地域用として）積雪 2 m のものが販売されている。最近、積雪荷重 2.3m の、ニセコ町の無落雪屋根の積雪対応が可能な製品が販売されたため、ニセコミライでは無落雪屋根に使用し、除雪・排

雪は行わない予定。対象の屋根をどの程度の積雪屋根として想定するのか設計士と相談が必要。もし無落雪に近いとした場合には、太陽光発電もそうだが、建物そのものが、その重量で持つかどうかの確認が重要となる。

A 様：

太陽光パネルを乗せたとしてどの程度の効果があるか？

ニセコまち：

日影が入らない前提で、南向き・仰角 20~30°Cに近い形であれば、ニセコ町では、設備容量 1 kWp で 900~950kWh/年の発電量となる。モジュール 1 枚は通常 400W 程度なので、1kWp とは 2.5 枚（面積にして約 5~6 m²）くらい。

太陽光を導入する際に検討する必要があるのは、売電と自家消費の経済比較である。売電価格は FIT 余剰（家庭用）の場合には、現在 16 円/kWh（10 年間保証、それ以降は現在 8 円/kWh 程度で売電できる見込み）であり、電気を購入する場合は約 40~45 円/kWh である。それゆえ、余剰を出して売電するよりも、できる限り自家消費するほうが経済性は高い。ここの電気使用量を見ると冬場が突出して大きくなっている。電力使用量が減る夏季に売電量が多くなり、冬季に発電量が不足すると経済性は落ちてゆく。

一般的な住宅では 6~7 kW の太陽光を乗せることが多く、自家消費を何も意識せず、普通に暮らしていると 30%程度が自家消費となり、残りを売電に回すといった程度が目安である。

屋根ではなく、壁面を改修するのであれば、南壁面に垂直に太陽光パネルを設置することは、とりわけ積雪のある冬季に有効である。垂直設置の場合、設備容量 1 kWp で 600~800kWh/年くらいの発電量になる（垂直設置だと一般的には 20~30%くらい発電量が下がる）・・・

このような形で、太陽光発電に関する事柄において、素朴な質問に個別に回答してゆくことで、施主のリテラシーを高め、どの太陽光発電設置会社に、どのような趣旨で依頼すればよいのかのあたりを付けていただくのが省エネ診断の重要な対応である。最終的には、設置方法（今回の場合、垂直設置を選択された）、その場合の一般的な投資費用感、発電量と自家消費割合からの経済性の簡易計算などを提示し、具体的な依頼までの道筋がつけられた。

補助制度提供者側（役場側）：税からの財源であるため、公平・公正な補助金採択を担保するための補助要項、および申請書類・確認書類の整備という事柄と、②申請者側（町民、事業者側）：補助要項に条件が多くなればなるほど、せっかく省エネや再エネ導入の意思があっても分かりづらく、使いにくくなる。また、申請書類や確認書類が大量に、複雑になればなるほど申請しづらくなるという事柄は、相反する。

そのため、これらの①と②の両者の意図を十分にくみ取れるような補助制度を制度設計することが重要であるとの認識を、今回の省エネセミナー、省エネ診断の経験から強く感じる事となった。

② 官民連携による建物環境対策（省エネ性能・新エネ導入）の事前 検討制度に伴う優遇措置の調査研究

建物環境対策（省エネ性能・新エネ導入）の優遇措置の制度設計に向けた調査研究を行った。本業務にあたっては、ニセコ町担当者より、これまでの検討資料の提供を受け、検討経緯をヒアリングした上で、省エネ法や他自治体の先進事例を参考に、ニセコ町の新指針となるような制度設計の調査・検討を実施した。

この調査研究の成果として、建物環境対策（省エネ性能・新エネ導入）の優遇措置の素案の報告を随時行い、ニセコ町担当者からのフィードバックを踏まえて、調査研究の内容を取りまとめた。

また、調査報告の中には本制度運用にあたって、必要となる経費（ニセコ町が準備すべき予算）を取りまとめ、年末までにニセコ町担当者に提示した。

2-2-1. 調査研究の概要

【調査研究の手順】

調査研究については、以下のような手順で行った。

1. ニセコ町で検討中の気候変動対策条例において、とりわけその中で、建築物新築時の省エネ・再エネ対策（ニセコスタンダード基準）に対する施主への検討義務と届け出義務が生じるようになるが、その中身であるニセコスタンダード基準の建築について、昨年度の委託業務を振り返りながら、ニセコ町担当者とともに精査した
2. この条例で求められる省エネ新築の普及、および既存建物における省エネ・再エネの導入を促すための普及措置として、優遇政策（とりわけ助成制度）が考えられるが、その制度を構築する際の課題について、取りまとめた
3. 同時に、こうした建物の省エネ化、再エネの導入に対しての補助制度を先行して構築している全国の自治体の事例を調査し、ニセコ町担当者の視点も踏まえながら、ニセコ町で参考にしうる点についての洗い出しを行った
4. 気候変動対策条例で期待される普及量について、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実行を更新している、環境モデル都市第2次アクションプラン（2019～2023年度）、および2023年度に策定途中の脱炭素アクションプラン（素案、2024～2033年度）の中身を調査した
5. 優遇政策を実行する際の課題として挙げられたニセコ町の財源不足を賄うために、環境省が公募している地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先

- 行地域、および重点対策加速化事業) について精査した
6. ニセコ町で期待される取り組みと相性の良い重点対策加速化事業について、その補助要項を読み解き、間接補助に利用すべき内容について検討した
 7. ここまでの検討内容を取りまとめ、ニセコ町であるべき義務制度と優遇制度について、中間報告を行った
 8. 環境省の重点対策加速化事業の補助要項で決められている間接補助の金額について精査し、ニセコ町の実情でどこまでその補助金額で推進がなされるのか経済性について検討し、不足する金額をニセコ町の独自の財源で補う際、推奨される金額を求め、報告した。これはとりわけ自家消費向け太陽光発電の設置、およびニセコスタンダード基準の建築 (ZEH+) に対してである
 9. 上記の一連の調査、検討について本報告書に取りまとめる前に、随時、進捗と調査・検討内容の取りまとめを行い、報告した

【1. ニセコ町気候変動対策条例】

ニセコ町においては、気候変動対策条例の検討が進められている。内容については、昨年度の本委託事業で検討した素案に加えて、エネルギーの情報提供を求める条項を精査した上で 2024 年 6 月議会で提出される予定である。

気候変動対策条例の中で建物に関する概要は、ニセコ町内で新築される建築物 (住宅/非住宅) において、建築主 (施主) は、その建築物のエネルギーの使用の効率性、および環境への配慮に係る性能を評価し、環境への負荷の低減を図るための措置について検討しなければならない検討義務、そして、その検討した内容をニセコ町役場に届け出る義務の 2 本柱で構成されている。

検討内容は、主に建築物の躯体にかかる性能として、断熱外皮性能 Ua 値と一次エネ消費量 BEI などの数値検討、および太陽光発電を基本とした再エネ導入の可能性の検討となる。その際の目安として、ニセコ町では【ニセコスタンダード基準】を例示しており、住宅の場合 Ua 値 $0.28\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下、非住宅の場合は $\text{BEI} \geq 0.8$ 以下を目指すものとしている。再エネの導入における目安はとりわけ数値で設定されていないが、太陽光発電の場合は、自家消費を主体とした設置となるため、住宅用では $6 \sim 8\text{kWp}$ 、非住宅では $30 \sim 35\text{kWp}$ (最大 50kWp) 程度が目安となる。

国の省エネ法の改正によって、すべての建物の新築で、省エネ適合義務化が 2025 年 4 月から開始されるため、どちらにしても建築主はエネルギー性能である Ua 値、BEI の算出を設計段階で行い、適合判定を受けて建築確認申請へと進むことになる。これら一連の検討において、ニセコ町独自の取り決めに到達するのか、

しないのか、到達しないとすれば設計を改善するのか、しないのかなど、建築主が設計者とのコミュニケーションで取り決め、その過程と結果を届け出すことになる。

前年度に本事業では、その内容について精査したが、1年経過した本年度でも、その法的な効能や技術的な要求レベルについて大きな枠組みの変更はなく、本年においても、適当だと判断した。

ただし、こうした取り組みを推進する際、上述した条例のみでは促進の迫力に欠ける。建築主は、国の省エネ法を順守する過程で、エネルギー性能などの数値を算出するが、その値が、ニセコ町が推進したい値に到達していないとしても、工期に余裕がない、金銭的に余裕がないなどの理由があれば、そのままの数値で届出ることが可能であるからだ。もちろん、環境に資する取り組みを行いたいと建築主が望むケースでは、ニセコ町の求めに対応しようという建築主も現れるだろうが、それが大多数になるとは思えない。

したがって、こうしたニセコスタンダード基準の建築の普及促進を行うのであれば、なんらかの形で優遇措置を制度として準備しておく必要がある。その制度設計についての事前検討と調査を本事業で行うことが今回の委託事業の中身となる。

【2. ニセコスタンダード建築の推進のための優遇措置】

市場における建築物の新築において、ニセコ町内でのここ数年の平均的なエネルギー性能は、昨年度の委託事業の中で精査している。30件の事例を分析した結果、住宅の場合の指標である断熱性能値 U_a 値は $0.44\text{W/m}^2\text{K}$ であり、非住宅の場合の BEI は 0.94 であった（1.00 が現行の省エネ法での順守上限であり、その上限に限りなく近い建築が多数派である）。

これらを U_a 値で $0.28\text{W/m}^2\text{K}$ 以下、BEI で 0.80 以下まで市場を誘導するための優遇措置は、大きくは以下のような取り組みが考えられる：

1. この数値に達成する条件で与える補助金
2. この数値に達成する条件で与える固定資産税の減免措置
3. この数値に達成する条件で与える容積率等の緩和
4. この数値に達成する条件で与えるその他の特別な取り組み（例：町長からの表彰や認証とそれに伴い町が実施する別の分野での優遇措置など）

この中で3. の容積率においては、ほとんどのニセコ町内では、そもそも容積

率の設定自体が厳格化されていないので、機能しない。一部のリゾートエリア（準都市計画区域内）では有効に働くかもしれないが、現状のニセコ町では景観条例に基づく住民説明会での開発側と自然保護側の対立構造や多くの町民が開発過多だと考えるようになっている状況では、実施することが困難であることが想定される。

4. の建築に対する優遇ではなく、別の分野での優遇措置を行うケースでは、公共という公平性が求められる部門において、恣意が疑われるような措置を招きかねないため、非常にハードルが高い。

したがって、過去にはニセコ町でも実績がある2. の固定資産税の減免措置、および王道ともいえる1. の補助金で市場を誘導してゆく取組のどちらかが該当することとなる。

この際、2. の固定資産税の減免措置については、1. の補助金を与える制度構築を行った際に、それでも普及促進が行われないケースや、ニセコ町内で需要が著しく大きい賃貸住宅を供給するケースにおいて、追加で、後ほど導入を検討するとして、本委託業務の範囲では、1. の補助金の制度構築についてのみ調査と検討を続けることとする。

社会的に必要と思われる事柄を促進するために、公共の財源を活用して民間・個人に補助金という優遇措置を提供する制度を構築する際に、留意すべきポイントは以下のように取りまとめられる：

1. 市場に一般的な状況で普及している建築物を、資金的なメリットで、より高性能化し、それによってニセコ町の脱炭素目標の到達や温暖化対策を促進するという制度は、世界的にも、国レベルでも、他の自治体でも広く普及しており、現代では社会正義として通用しているため、そもそも補助制度を構築すること自体については問題はないと思われる
2. 資金的なメリットで市場に呼びかけるこの誘導的手法の政策は、分かりやすいので主権者である町民・町内事業者の受け入れがしやすく、行動変容につながりやすい（啓発や教育などと比較して、実効性が担保されやすい）
3. しかし、予算規模でその促進度合いが左右されること（低すぎる補助では促進されない）、一方で、過度な補助は健全な市場環境を害する可能性がある（補助がないと事業が成り立たないなど）
4. 補助を与える行政側、補助をもらう民間側のモラルハザード（倫理観や道徳的節度が低下し、恣意性が生まれる）の課題がある
5. また申請する手続きのコスト、その申請を受け付け、審査・確認する行政側

にも手続きのコストが一定程度かかる。とりわけ補助が活用されない要因は低すぎる財源、補助率である以上に、手続きの煩雑度合いが課題であるケースも多い

【3. 全国のその他の自治体における補助制度の事例】

前述でとりまとめたようなポイントがあることを前提に、全国ではどのような補助制度が用いられているのかを知るために調査を行った。調査する補助制度における対象は、①ZEH、ZEH+などの省エネ建築による住宅の新築への補助、②省エネ改修の補助、③高効率設備導入への補助、④再エネ導入への補助とした。

このうち、②については、自治体が独自で実施している事例は少なく、国交省、経産省、環境省など国が強力な補助金制度（住宅エコリフォーム推進事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業、先進的窓リノベ事業など）を実行しているため、対象外とした。

また①③④についても、東京都が行っている「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」など、強力な独自財源を背景にした補助制度は全国では稀であり、その多くは環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域、および重点対策加速化事業）において、自治体が国から補助を受け、それを財源とした間接補助制度を行っている。

そのため、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域、および重点対策加速化事業）に採択されている中部圏以北の自治体を中心に、どのような間接補助の制度を構築しているのか調査し、データベース化した：

図：全国約30の自治体における補助制度の内容について調査した

①の省エネ型の新築に対する内容を取りまとめると以下ようになる：

■ 建物に対する補助事例（1 / 2）

令和4年(2022年)9月までに**重点加速化事業**に採択された**全国29自治体**について**確認 (+αあり)**
補助額の大きい案件を以下に記載

・鳥取県

(事業名) とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業
(対象) 新築T-G3 Ua値0.23 C値1.0
(補助額) 上限100万円/戸
(財源) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点加速化事業)

・鳥取県

(事業名) 賃貸型健康省エネ住宅モデル支援事業補助金
(対象) 賃貸ZEH+Ua値0.48 C値1.0
(補助額) 上限50万円/戸
(財源) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点加速化事業)

・宮城県仙台市

(事業名) せんだい健幸省エネ住宅補助金 (新築向け)
(対象) 新築Ua値0.23 C値1.0
(補助額) 上限240万円/戸
(財源) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点加速化事業)

■ 建物に対する補助事例（2 / 2）

・福島県

(事業名) ふくしまZEH (F-ZEH) モデル支援事業補助金
(対象) 新築ZEH+体験宿泊会等ふくしまZEHの性能等を情報発信
(補助額) 上限300万円/戸 (事業者向け)
(財源) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点加速化事業)

・神奈川県開成町

(事業名) ゼロエネルギーハウス等導入補助金
(対象) 新築ZEH+太陽光+BATT同時導入
(補助額) 上限203.8万円/戸
(財源) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点加速化事業)

・福島県大熊町

(事業名) 大熊町ゼロカーボン推進補助金 (おおくまゼロカーボン建築物支援事業)
(対象) 新築ZEH+太陽光など (その他ZEH-M、ZEBの制度あり)
(補助額) 上限500万円/戸
(財源) - (確認できず)

④の再エネ導入に対する補助の中でも、いわゆる市民ソーラー（市民出資により財源を集めた中～大規模の太陽光発電事業）についての取りまとめ（役場担当者により調査が希望された）：

■市民ソーラー等に対する補助事例（1/2）

令和4年(2022年)9月までに**重点加速化事業に採択された全国29自治体について確認 (+aあり)**
直接的に市民ソーラーに対して補助する事業は確認できず

以下、市民ソーラーに関連しそうな事業を記載する（全て県・市の事業となり、町での補助事業は確認できず）

- ・**埼玉県** （事業名）県民あんしん共同太陽光発電事業
 （対 象）保育園、自治会館などに太陽光発電と蓄電池を設置、災害時に地域住民へ電力供給する事業を行う市町村、法人、団体（住民対象停電訓練等を年1回実施）
 太陽光3.5kW以上、BATT4.0kWh以上
 （補助額）1/2、上限120万円
 （財 源）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）（要確認）
- ・**神奈川県 小田原市**
 （事業名）地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（ソーラーシェアリング）
 （対 象）ソーラーシェアリング事業のための設備整備費用（国実施要領別紙2の2(2)イ(+)を満たすこと）
 （補助額）1/2
 （財 源）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）
- ・**大阪府 河内長野市**
 （事業名）太陽光発電設備導入事業(PPA)
 （対 象）単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者によるPPA事業
 （補助額）25円/kWh、上限2,000万円（要確認）
 （財 源）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）

■市民ソーラー等に対する補助事例（2/2）

- ・**宮城県** （事業名）第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業
 （対 象）オンサイトPPA・ファイナンスリースにより太陽光(50kW以上)・BATTを導入する事業者
 （補助額）太陽光5万円/kWh、BATT6万円/kWh 上限500万円
 （財 源）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）（要確認）
- ・**鳥取県**
 （事業名）鳥取スタイルPPA・VPP推進支援事業
 （対 象）PPA事業者に対するシステム整備費(家庭の屋根貸し太陽光発電)
 （補助額）計量・通信機器(上限5万円/戸)、BATT1/2(上限20万円/戸)、損害保険加入(上限1万円/戸)、
 パワコン1/2(上限5万円/戸)、利子補充(上限2%・200万円/年)※パワコン・利子は要確認(資料により異なる)
 （財 源）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）（要確認）
- ・**鳥取県 鳥取市**
 （事業名）公共施設におけるPPA事業
 （対 象）地区公民館9館への太陽光設置（構築・保守は事業者負担）
 （補助額）電力使用分を事業者から購入（固定価格20円/kWh）、余剰分は事業者が売電
 （財 源）脱炭素先行地域
- ・**全国**
 （事業名）みんなのおうちに太陽光（アイチューザー(株)が全国で展開）
 登録・購入・施工までトータルサポート、V Dによる価格低減
 購入プラン：太陽光のみ、太陽光+BATT、BATTのみ

補助制度における不正申請に対する対策事例についての取りまとめ（役場担当者により調査が希望された）：

■ 不当な申請に対する対策例

・ 神奈川県 小田原市（要綱）

領収書・完成写真の報告、同一年度内に同一の補助金不可、暴力団排除－県警への情報確認、財産処分の制限

多くの自治体で要綱等に記載あり

・ 鳥取県（交付要綱）

- ・ 「とっとり健康省エネ住宅認定制度」による認定が必要
- ・ ZEHの認定が必要
- ・ 県産材の産地証明書が必要

（参考）環境共創イニシアチブ

（交付要綱）

- ・ 補助事業の全部もしくは主たる部分を第三者に委託することはできない（許可が必要）
- ・ 補助事業を委託する場合、履行体制を公表しなければならない
- ・ 交付決定の内容、条件に従って事業を遂行することを命ずることができる
- ・ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合、補助金の返還を命ずることができる（加算金あり）

（交付規定）

- ・ 補助事業の経理について調査、指導、報告を求めることができる
- ・ 補助事業の遂行及び収支の状況について、遂行状況報告書を提出させることができる
- ・ 補助事業の完了により相当の収益が生ずる場合、補助金の全部又は一部を納付させることができる
- ・ 実績報告の審査後に補助金支払いとなる

①の省エネ型の新築に対する補助申請について、設備を導入する補助申請よりも技術的な知見が必要になると思われたため、どの部署で申請を受け付けているのか調査した（役場担当者により調査が希望された）：

■ 役場における担当部署

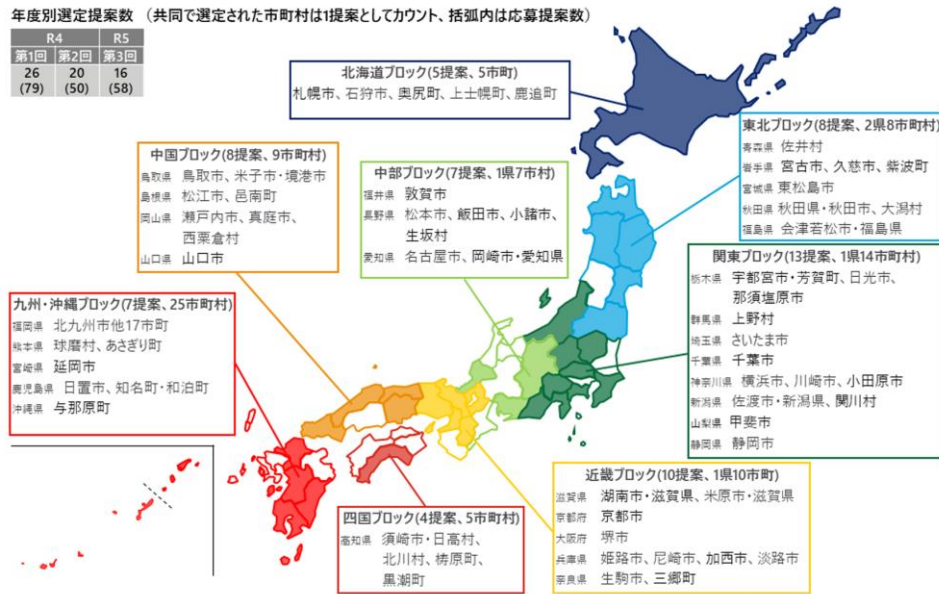
令和4年(2022年)9月までに重点加速化事業に採択された全国29自治体について確認（+aあり）

ZEH等に対する補助金を設定している自治体を抽出

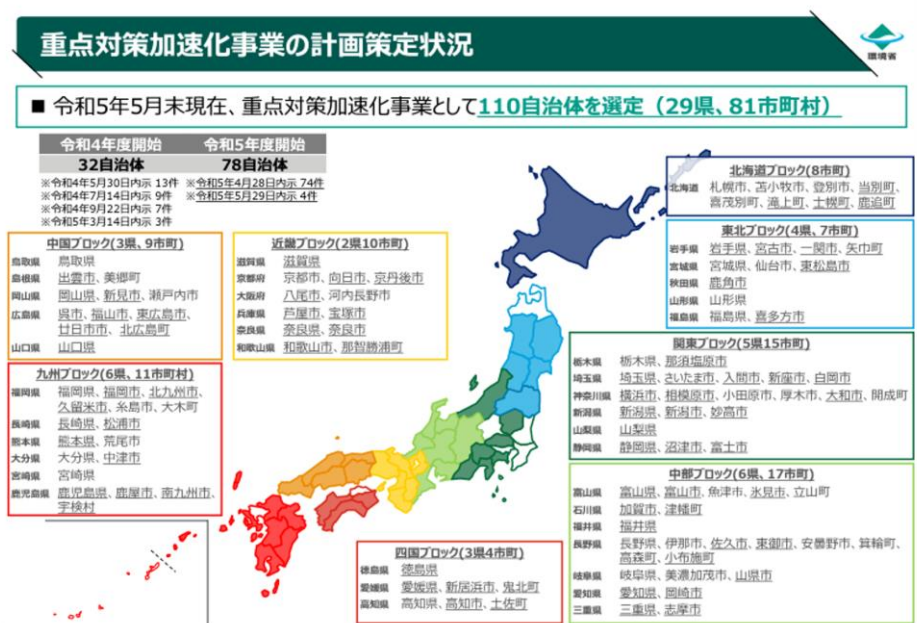
（自治体名）	（補助金を担当する部署名）
・ 北海道 札幌市	都市局 市街地整備部 住宅課（（一財）北海道建築指導センター「エコリフォーム事務局」）
・ 北海道 登別市	市民生活部 環境対策グループ
・ 宮城県 仙台市	環境局 地球温暖化対策推進課
・ 山形県 山形市	環境部 環境課 地球温暖化対策係
・ 福島県	生活環境部環境共生課（委託先：一般財団法人ふくしま建築住宅センター 本部 事業担当）
・ 神奈川県 開成町	企画政策課ゼロカーボンシティ創成班
・ 鳥取県	生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 企画担当
・ 宮崎県	環境森林部 環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当
・ 福島県 大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係

上記自治体では、補助金を担当する部署のほかに建設行政を担当する部署がある

(参考1) 脱炭素先行地域 第3回までに選定された自治体



(参考2) 重点対策加速化事業 選定自治体 (令和5年5月末時点)



参考：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について (出典：環境省)

【4. 補助制度によって期待される導入量について】

気候変動対策条例を策定することになった起因は、地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の実行を更新している、環境モデル都市第2次アクションプラン (2019～2023年度) である。ここでの取り組み【1-9 建築物の低炭素化を促進

する条例の制定】では、この条例が制定されることで、建築物の新築における省エネが初年度は5%、2年目は10%、3年目は20%、4年目以降は30%の効果があり、住宅・非住宅を合算した4年間の累計で414t-CO₂/年の削減になるとされている。

より具体的な指標としているのが2023年度に策定途中の脱炭素アクションプラン（2024～2033年度）である。ここでは、ニセコスタンダード基準の新築が、平均的な年間住宅新築数50戸／非住宅新築数30件のうち、条例策定後の2024年度に10戸／2件、2年目に20戸／5件、3年目に30戸／10件、4年目に50戸／30件と、4年目以降はこれがスタンダードになる道筋が描かれ、2030年度までに3,671t-CO₂/年、脱炭素化が達成される2050年までに6,041 t-CO₂/年を見込んでいる。

いずれにしろ、条例策定と同時に、①のニセコスタンダード基準に準じるZEH+などの省エネ建築新築への補助制度の導入で市場を喚起し、4～5年程度で、市場においてニセコスタンダード基準による建築を文字通りスタンダードにしようという計画になっている。

また、脱炭素アクションプラン（2024～2033年度、素案）においては、③高効率設備導入への補助、④再エネ導入への補助においても、目標値を設定している。

高効率設備ではとりわけ、ニセコ町では一般的なFF式ファンヒータからエアコンによる暖房へ／同時にニセコで一般的な灯油ボイラによる給湯をエコキュートに入れ替えする前提で補助制度が構築されたなら、初年度はそれぞれ10件/10件、2年目は20件/15件、3年目は30件/20件、4年目以降は50件/30件と入れ替えてゆくことで、2030年までに444t-CO₂/年の削減量を見込んでいる。

再エネ導入については、自家消費を主目的とした家庭用太陽光発電が毎年50件（7kW×50戸＝350kW）、非住宅建築の建物に産業用の太陽光発電が毎年30件（30kW×30件＝900kW）ずつ、導入されることを前提としている。これは、脱炭素化を目指すための再エネ最大化シナリオを採択したためであり、50戸・30件というのは、ニセコ町における新築の平均的な数と同数である。この取り組みによって2030年までに約4,500t-CO₂/年を見込んでいる。

いずれも意欲高い目標値であるが、ニセコ町が掲げる脱炭素のためには、必要不可欠な取り組みとしてバックキャストから計画数値が得られている。ここに記された「量」すべてを補助金の対象にしなければならないわけではないが、ニセコ町が目指す目標を達成しようとするなら、これに近似したレベル感での「量」の促進を考慮した上で、補助制度を検討、構築してゆく必要がある。

【5. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金／重点対策加速化事業】

脱炭素を目指す計画にあるような迫力ある「量」と「スピード」で、市場に対して十分に刺激する形で、補助を行ってゆこうと考えたとき、ニセコ町の財政規模や財源では限界がある。そのため、国の有利な財源を活用することが必須である。全国の自治体ですでに事例調査したように、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち、重点対策加速化事業に応募し、採択を得て、その大きな財源を複数年間、間接補助の財源にすることが考えられる。以下に重点対策加速化事業について概要を記す：

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)

【令和6年度予算(案)】	42,520百万円 (35,000百万円)	環境省
【令和5年度補正予算額】		13,500百万円

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ② 重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(GX)

民間利益型自営線マイクログリッド等事業への支援

(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(GX)
対象事業	<p>脱炭素先行地域づくり事業</p> <p>○脱炭素先行地域に選定されていること(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)</p> <p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域利益型) 地域の再エネテラールを最大活用した再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマシシステム等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等</p>	<p>重点対策加速化事業</p> <p>○再エネ発電設備を一定以上導入すること(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)</p> <p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定</p> <p>②地域共生・地域利益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築、改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既設住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>①～⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。</p>
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること	○脱炭素先行地域に選定されていること
交付率	原則 2/3	2/3～1/3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>	



図：環境省による地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の説明資料

当初、2023年夏～秋にかけて調査・検討した際は、R5年度の当初予算での募集要項であったが、2024年2月下旬から3月4日にかけて、新たに交付概要や要項、募集要領が修正されたため、この報告書ではできる限り、最新の情報を記す。

令和6年度重点対策加速化事業の採択を行うための要領では、交付限度額について、1計画あたり都道府県は15億円、指定都市・中核市・施行時特例市は12億円、その他市区町村は10億円となっている（ニセコ町は最大10億円）。申請する自治体は、この交付額上限以下を申請年度＋概ね5年間で活用する事業計画を立案し、その事業計画の内容如何で交付対象の自治体が決められる仕組みである（令和6年度向けの公募では選定が概ね30枠、そこに300を超える自治体が応募するという情報があり、自治体で有利に、自由に、大きな金額が使える交付金であるため、非常に注目度の高い制度となっている）。

重点対策加速化事業は、①自治体の公共施設における脱炭素に資する取り組みと、②町内の個人・事業者が脱炭素に資する取り組みに対する間接補助とに分けられて、計画される。R5年度まではその他の市町村は15億円を上限として、かつ、②の間接補助には最大5億円までしか活用できなかったが、応募自治体が急増している背景から、交付限度額が10億円に減額され、①公共利用と②間接補助との割合には制限がなくなった。

応募に際しては、事業計画の概要を記した文章（ワード15ページ程度）、事業期間（初年度＋概ね5年間）に行う事業一覧と事業費、交付金の使用用途、CO2削減量など一式を記載する一覧表（エクセル）、事業概要を記したポンチ絵（パワーポイント1枚）を準備し、その他、添付書類をつけて環境省に送付する。今回は2024年3月4日～15日が応募受付期間であり、ニセコ町も応募した（結果は4月下旬～5月上旬に内示、その後、交付金額の確定・調整などを経て、事業化を開始できる）。

こうした一連の手続きに間に合うように、本委託事業では、8月には補助内容について精査の上取りまとめをして、9月に中間報告、その後、役場内での調整・意思決定を経て、10月には補助内容を一旦確定した。その後、11月には補助対象の事業の「量」と「実行年度」、「金額」を仮設定、12月にはニセコ町予算編成のために、そこまでの調査検討業務の内容を報告するという流れで行われた。

以下には、補助内容の取りまとめ、および「量」と「実行年度」、「金額」についての概要を記す。

これらの前提条件を踏まえた上で、ニセコ町の場合、初年度+概ね5年間で10億円の交付金内で、公共が直接利用する金額を除いた分、以下のような事業に対して間接補助が利用できる（大分類）：

- ア 屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電（FIT/FIP 利用不可）
- イ 地域共生・裨益型の再エネ
- ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時の ZEB 化誘導
- エ 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- オ ゼロカーボンドライブ
- カ その他

37 ページにわたる要項の中で、ニセコ町脱炭素補助制度に該当しないもの、相応しくないものをまずは以下の観点で除外した：

- ・ イについては、地域の景観や自然を阻害せず、暮らしの営みや課題解決に役立つ再エネ導入であり、想定される対象が、ため池などにおけるフロート型の太陽光発電、地域共生型の風力発電やバイオマス発電、バイオマスボイラ等に限定されており、ニセコ町では具体的なプロジェクト構想がないため、検討からは除外した
- ・ 水素燃料に関する事業、自営線を敷設してのマイクログリッド事業、自動運転の公共交通導入についても、ニセコ町では導入の検討が短期の計画上で現時点ではないため、除外した
- ・ 業務ビルの ZEB 化関連については、ニセコ町の気象条件では要項に該当する ZEB 化（Nearly ZEB 化）にするのはハードルが著しく高いため除外した（冬季の日射が少ない、冬季の暖房エネ需要が著しく高いため）
- ・ 集合住宅向けの ZEH-M 導入、車載蓄電池（EV）、EV 充放電設備、EV バス等の導入については、国／国交省が提供している補助内容、補助率と変わらないため、ここでわざわざニセコ町が補助制度を構築する必要がないとして除外した
- ・ 住宅向けの建物躯体や開口部の省エネ改修については、国／国交省・環境省・経産省が提供している補助制度があり、同時に社会整備交付金を活用したニセコ町独自の補助制度が既存であるため、除外した

残りの交付対象について、1つずつその補助事業項目、補助率、条件等を精査してゆき、中間とりまとめの段階で、以下8点のような補助メニューにすることを推奨した（括弧内は重点対策加速化事業の要項における補助率）：

ニセコ町脱炭素補助制度の対象一覧

1. 自家消費型の太陽光発電の建物への設置（補助率：公共 1/2、事業者 5 万円/kW、個人 7 万円/kW）
2. 上記 1.とともに設置する自家消費割合向上のための蓄電池（補助率：2/3。ただし家庭用 14.1 万円/kWh、業務用 16.0 万円/kWh の導入費用を上限とする）
3. 上記 1.とともに設置するエネルギーマネジメントシステム（補助率 2/3）
4. 業務用建物における高効率空調機器の導入（補助率：1/2。FF 式ファンヒーターや化石燃料ボイラを撤去した改修のみに利用される前提）
5. ZEH+（ニセコスタンダード基準）の戸建て住宅の新築（補助率：100 万円/戸）
6. 住宅における高効率空調機器の導入（補助率：1/2。FF 式ファンヒーターや化石燃料ボイラを撤去した改修のみに利用される前提）
7. 住宅における高効率給湯機器の導入（補助率：1/2。化石燃料ボイラを撤去した改修のみに利用される前提）
8. EV カーシェアの導入（100 万円/台）

【8. 対策の経済性の検討と補助金額についての精査】

上述した 8 点において、1. および 5. については、導入のイニシャルコストがニセコ町の特長上、東京を中心とする全国の平均値より割高になる可能性があり、十分に補助制度での普及促進が見込まれるのか懸念が生じた。また、5. については、その証明（ZEH+であり、外皮性能 Ua 値で 0.28W/m²K 以下であることを第三者が証明する BELS などの証書の発行）をする必要があり、追加の費用が発生する。

そのため、それらの市場における価格を調査し、国が認める補助率／補助額だけでニセコ町で十分に普及するのか、それとも、追加の上乗せとして、ニセコ町の財源を活用して、協調補助を乗せないと普及に至らないのかの調査を行った。

補助なし	③										④⑤の低い方				①イニシャル費用の20%							
	PV容量 kWp	蓄電池容量 kWh	PV設置価格 税込込み万円	PV補助額 万円/件	PV補助額 万円/件	蓄電池価格 税込込み万円 家1/台	蓄電池補助額 万円/件	蓄電池補助額 万円/件	確定補助額 万円/件	合計補助額 万円/件	最終投資費用 万円/件	メンテナンス 万円/20年間	PV発電能力 kW/kWh・年	PV発電能力 kWh/年	自家消費割合 %	自家消費 電力/kWh	充電 電力/kWh	購入 電力価格 円/kWh	充電価格 (FITなし) 円/kWh	自家消費に よる経済効果 万円/年	イニシャル 費用回収年数 年	
ケース①	8	10	323.6	0.0	0.0	149.2	0.0	0.0	0.0	0.0	472.8	34.6	1,050	8,400	50%	4,200	4,200	45.0	8.0	22.3	23.2	
ケース②	8	10	327.5	0.0	0.0	149.2	0.0	0.0	0.0	0.0	416.7	33.3	1,050	8,400	50%	4,200	4,200	45.0	8.0	22.3	18.7	
ケース③	50	100	1,626.6	0.0	0.0	1,271.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2,898.2	579.6	1,050	52,500	75%	39,375	13,125	40.0	0.0	157.5	18.4	
交付金補助のみ	③										④⑤の低い方				①イニシャル費用の20%							
ケース①	8	10	323.6	7.0	56.0	149.2	49.7	15.5	155.0	49.7	105.7	367.1	73.4	1,050	8,400	50%	4,200	4,200	45.0	8.0	22.3	14.5
ケース②	8	10	327.5	7.0	56.0	149.2	49.7	15.5	155.0	49.7	105.7	311.0	52.2	1,050	8,400	50%	4,200	4,200	45.0	8.0	22.3	14.0
ケース③	50	100	1,626.6	5.0	250.0	1,271.6	423.9	19.0	1,900.0	423.9	673.9	2,224.3	444.9	1,050	52,500	75%	39,375	13,125	40.0	0.0	157.5	14.1
交付金+初PV 回線工事	③										④⑤の低い方				①イニシャル費用の20%							
ケース①	8	10	323.6	14.0	112.0	149.2	49.7	15.5	155.0	49.7	161.7	311.1	62.2	1,050	8,400	50%	4,200	4,200	45.0	8.0	22.3	14.0
ケース②	8	10	327.5	14.0	112.0	149.2	49.7	15.5	155.0	49.7	161.7	255.0	51.0	1,050	8,400	50%	4,200	4,200	45.0	8.0	22.3	13.5
ケース③	50	100	1,626.6	10.0	500.0	1,271.6	423.9	19.0	1,900.0	423.9	923.9	1,974.3	394.9	1,050	52,500	75%	39,375	13,125	40.0	0.0	157.5	12.5

図：太陽光発電の経済性のシミュレーション

まずは、豪雪対応の自家消費型の太陽光発電の設置費用についてである。ここでは、①②家庭用では8kW、③事業用では低圧最大値の50kWについて、蓄電池を合わせた形で、太陽光発電設置では道内で実績と高い評価のある企業に見積もりを依頼した（ニセコ町内に設置することを前提に）。

家庭用においては、①切妻屋根での斜面設置と②無落雪の平屋根設置において、それぞれ見積もりを取得した。③事業用ではRC建築等で屋上のある無落雪屋根とした。

その結果、①家庭用では切妻屋根の場合、足場をかける必要があったとして工事費込みで約41万円/kW、②足場の必要がなく、パネル設置の取り付け金具も容易なシステムが活用できる無落雪屋根の場合に約34万円/kW、③ホテルや公共施設のようなRC造の屋上に事業用のパネルを設置したとして、約33万円/kWという結果になった。ニセコミライにおけるソーラーカーポートへの設置のケースでもそれに類似した価格であったため、これを適当とみなした。

ここから、それぞれの太陽光発電システムがニセコ町の日射量で発電を行い、それを自家消費した時に、電気を外から購入せず、回避できる経済価値を45円/kWh（家庭）、40円/kWh（事業者）とし、またFITを活用しない前提で余剰する太陽光発電の売電価値を8円/kWh（家庭：現状のFIT切れの太陽光からの売電価格の平均）、0円/kWh（事業者：販売手続きが困難で売電することを諦めなければならない可能性が高い）として、経済性のシミュレーションを行った。その際、家庭用では10kWh、事業用では100kWhの蓄電池を同時に導入することとした（蓄電池なしでは、発電量の過半が自家消費しきれず、売電に回されてしまうため）。

通常、太陽光発電の投資効果を図る際には、複利の利回り換算で6%程度、IRR（内部収益率）で5%程度は確保しないと、その投資リスク（天災や機器の故障、それ以外の不確定要素）はペイしないと言われている。この数値を投資回収年に置き直すと12年が目標になる（投資した分が、発電によって毎年回収される価値で元を取るまでの年月）。

今回の経済性のシミュレーションの結果、そもそも補助が一切ない条件でニセコ町に設置した場合、初期投資のイニシャルコストが、発電によって得られる経済的効果で除すると、その回収に①のケースで約21年、②③のケースで約18～19年必要となることが分かった（太陽光発電の一般的な耐用年数は25年間）。これでは、設置費用の大幅な価格低下が行われたい限り、普及促進がなされない（かつ、ニセコエリアでは工事費、設備費など建設関連の費用はうなぎのぼりの上昇傾向を示しており、大量普及がしない前提で、太陽光発電だけ価格低下が自

然に行われることを期待するには無理がある)。

また、重点対策加速化事業の補助額（事業者5万円/kW、個人7万円/kW）を考慮すると、①のケースで約16～17年、②③のケースで約14年程度必要になる。

そのため、追加の上乗せ補助が必要となると判断し、重点対策加速化事業の補助額と同額上乗せだった場合を想定した（事業者5+5=10万円/kW、個人7+7=14万円/kW）。その結果、①のケースで約14年、②③のケースで約11～12年程度になった。このレベルの補助を実施するとき、行きすぎた補助にはならず（補助金受給者が儲かりすぎない）、また市場に対してこの補助制度が利用されない（補助金申請を誰も行わない）事態も回避されると思われる。

現状のニセコ町では、ニセコ町内、および周辺事業者において太陽光発電の設置を精力的に実施しているところがないため、当面は千歳や札幌エリアの事業者に主に依頼することになり、出張費等の追加費用がかかるため割高な状況である（今回の見積もり依頼事業者も同様）。こうした補助制度が出現し、ニセコエリアの事業者が太陽光発電事業の設置に乗り出し、ノウハウや事業量を構築したら、その普及とともに数年でこの追加の上乗せ補助は必要なくなることが想定される。それまでの期間、ニセコ町が独自の財源の確保して、自家消費型の太陽光発電の設置を推進する必要があることをニセコ町役場に報告した。

次に、従来型のニセコ町での平均的な戸建て住宅を新築で計画しているケースにおいて、ニセコスタンダード基準（ZEH+に準じる）に性能向上をするために必要な費用についてである。過去数年間の平均的な外皮性能（断熱性能）は、ニセコ町においてはUa値で0.44W/m²Kである（昨年度の事業における調査から）。これを外皮性能Ua値で0.28W/m²Kに向上させるためには、①屋根裏・小屋裏と床・基礎断熱の向上（厚みを増やす）、②壁断熱の性能向上（厚みは同じでも中に充填する断熱材の性能を向上させる）、③高断熱トリプルガラス樹脂サッシの導入（ダブルのガラスでは到達しない）、④高性能な玄関ドアの導入といった建物躯体に関しての性能向上が必要とされ、その性能向上に応じて、気密処理をより注意深く行う必要がある。これに対しては、地域工務店等の事業者へのヒアリングで、ニセコ町の平均的な戸建て住宅（延床面積30～35坪程度）においては、おおよそ300～350万円程度必要だと分かった。

さらに、ZEH+基準（と追加してUa値0.28W/m²Kのニセコスタンダード基準）にするためには、FF式ファンヒータではなく高効率エアコンによる暖房方式にすること、給湯は化石燃料ボイラではなくエコキュート（高効率ヒートポンプ）

にする必要がある。これらの設備は、従来型設備よりも高価であり、エコキュートにおいては室内に貯湯槽を設けなければならないため、追加でのコストが 50～80 万円ほど必要になる。

また、こうした設計にするとき、ZEH+住宅（ニセコ町の場合、Nearly ZEH+）であることを証明するために、BELS などの証書を第三者に発行させるために、エネルギー計算を含む発行手続きに 10～30 万円、設計上の手間暇の増加が設計者によるが数十万程度追加が必要となる。

合計では 450～550 万円程度のコストアップとなる（太陽光発電の設置と HEMS 設置もマストではあるが、これらは別途、上述した補助金が適用できるので、ここでは試算に含まない）。

そのため、国が設定している定額 100 万円／戸では、その補助率は 1/4～1/5 にしかならず、普及促進されるとは思えない。そのため、補助率で 1/3 程度になるように、戸あたり 50 万円の上乗せ補助を独自に設定し、総額 150 万円程度にすることが望ましい。これも、このニセコスタンダード基準がニセコエリアで標準化され、一般的になってゆく過程で差額が縮小するため、数年内に市場価格・状況を再調査して、補助額の再設定をすることが必要となる。

最後に導入速度とその量についての検討である。脱炭素アクションプランの素案から、脱炭素目標に必要な導入量を割り出した。しかし、その量を全量補助する前提であると、重点対策加速化事業の交付金の上限額である 10 億円が一瞬で使用されてしまう。そのため、補助率の調整をしながら促進度合いを見極め、この限られた財源で促進するため（市場を作ってゆくため）にもっとも効率が良いと思われる量とその速度を以下のように設定した：

	2024 初年度	2025 1年目	2026 2年目	2027 3年目	2028 4年目	2029 5年目
①	7件, 49kW	15件, 105kW	15件, 105kW	30件, 210kW	30件, 210kW	30件, 210kW
②	3件, 99kW	6件, 198kW	6件, 198kW	8件, 264kW	8件, 264kW	8件, 264kW
③	7件, 70kWh	15件, 150kWh	15件, 150kWh	30件, 300kWh	30件, 300kWh	30件, 300kWh
④	3件, 180kWh	6件, 360kWh	6件, 360kWh	8件, 480kWh	8件, 480kWh	8件, 480kWh
⑤	7件	15件	15件	30件	30件	30件
⑥	3件	6件	6件	8件	8件	8件
⑦	0件	0件	0件	2件	4件	6件
⑧	5戸	5戸	10戸	20戸	20戸	20戸
⑨	5件	10件	15件	20件	30件	30件
⑩	5件	10件	15件	20件	30件	30件
⑪	0台	0台	0台	1台	2台	3台

※枠内は件数と導入量 (kW、kWh など)

※2～3年目に補助内容を再精査し、3～4年目以降の補助額・項目を修正・追加・削除など行う

- ①：自家消費型の家庭用 7kW の太陽光発電（補助額：個人 7 + 7 万円/kW）
- ②：自家消費型の事業用 33kW 太陽光発電（補助額：事業者 5 + 5 万円/kW）
- ③：①と併せた 10kWh の蓄電池（補助率：2/3。家庭用 14.1 万円/kWh の導入費用が上限）
- ④：②と併せた 60kWh の蓄電池（補助率：2/3。業務用 16.0 万円/kWh の導入費用が上限）
- ⑤：①と併せたエネルギーマネジメントシステム（補助率 2/3、家庭用）
- ⑥：②と併せたエネルギーマネジメントシステム（補助率 2/3、事業用）
- ⑦：業務用建物における高効率空調機器の導入（補助率：1/2。化石ヒーターや化石ボイラを撤去前提）
- ⑧：ZEH+（ニセコスタンダード基準）の戸建て住宅の新築（100+50 万円/戸）
- ⑨：住宅における高効率空調機器の導入（補助率：1/2。化石ヒーターや化石ボイラを撤去前提）
- ⑩：住宅における高効率給湯機器の導入（補助率：1/2。化石ボイラを撤去前提）
- ⑪：EV カーシェアの導入（100 万円/台）

2-2-2. 調査研究の結果の取りまとめ

【ニセコ町であるべき建物環境対策（省エネ性能・新エネ導入）の優遇措置】

ニセコ町において、気候変動対策条例が施行され、脱炭素目標に取り組んでゆく際に、重要な補助制度について、ここまで記したように、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち、重点対策加速化事業を利用した場合に、どのような形が考えられるのかを調査研究した。

この補助制度によって、2029年度までに太陽光発電は2,176kW導入され、CO2排出量の削減は、年間1,054t-CO2になる。これに太陽光発電の自家消費割合を向上させる取り組みである蓄電池やエネルギーマネジメントを導入、高効率設備を導入、ニセコスタンダード基準の住宅を促進、EVカーシェアを導入する効果を加えると、毎年1,800t-CO2を超える削減が期待される。

これらの枠組みを検討したうえで、2023年12月までに、R6年度（2024年度）に、補助制度を施行するとして、必要となる予算を概算で試算し、ニセコ町役場担当者に報告した：

1. 家庭用の自家消費型の太陽光発電の導入補助（7戸×7kW×{環境省7万円+ニセコ町7万円} ≒700万円）
2. 事業者用の自家消費型の太陽光発電の導入補助（3件×33kW×{環境省5万円+ニセコ町5万円} ≒1,000万円）
3. ニセコスタンダード基準（ZEH+）の新築住宅促進補助（5戸×{環境省100万円+ニセコ町50万円} ≒750万円）

【補助制度の要綱案の提案】

それでは、この補助制度が形作られるとして、どのような補助要綱をニセコ町では整備する必要があるだろうか。以下に、全国の他の自治体を参考にしながら、環境省の重点対策加速化事業の要項を踏まえた上で、ニセコ町の補助制度の要綱の素案を作成した。

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付要綱（タイトルは仮、素案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を目的とし、対象事業に要する経費に対し、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に係る、事務手続等の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1)個人対象：ニセコ町内に新築される又は既に設置されている戸建住宅（居住を主目的とした専用住宅）の居住者で、自然人を対象とする。
- (2)民間事業者対象：ニセコ町内に新築される又は既に設置されている建物の所有者又は使用者又は管理者又は販売者で、法人又は法人に類似する団体等を対象とする。ここには建物に関連しないEVカーシェア事業者も含まれる
- (3)BELS：建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証。
- (4)ニセコスタンダード基準：「ニセコ町気候変動対策推進条例」及び「ニセコ町気候変動策推進条例施行規則」で定められた戸建住宅の外皮平均熱貫流率が $0.28\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下を満たす基準。

(対象事業)

第3条 この要綱において、補助対象事業とは、当該年度に実施する次の各号のいずれかの事業とし、別表に定める要件に該当するものをいう。

- (1) 自家消費型の太陽光発電設備
- (2) (1)に付随する蓄電池・エネルギーマネジメントシステム
- (3) 高効率空調設備（エアコン）
- (4) 高効率給湯設備（自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート等））
- (5) 新築戸建て住宅（ニセコスタンダード基準、及び Nearly ZEH+水準を満たすもの）
- (6) EVカーシェア

(個人対象の補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本補助金対象である本町内の戸建住宅に住所を有する者（第14条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町内のその住宅に転入する者を含む。）であること。
- (2) 自己が所有しない本補助金対象の戸建住宅に居住する者の場合は、本補助金交付対象設備設置承諾書（別記第●号様式）により当該戸建住宅の所有者の承諾を

得ていること。

(3) 本補助金対象の戸建住宅の所有者及び居住者が本町の徴収する税又は料（本町外の者であれば、現に住所を有する市町村税）を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付を同年度中に受けたことがある者、又は本補助事業の対象になる住宅又は設備等に対して、類似した別の補助金を重複して利用する者は、補助金交付対象者とししないものとする。

（民間事業者対象の補助金交付対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 本町内の建物に本補助金の対象設備を新設する場合の事業者、又は対象設備の設置された本町内の建物に新規に対象設備を取替設置する場合の事業者、又はカーシェアリング事業を営んでおり、本町内のカーシェアリング事業に供するEVを新車で購入する場合の事業実施者であること。

(2) 本補助金の対象が本町内の建物に付随する設備の場合、その建物を自己で所有していない場合は、本補助金交付対象設備設置承諾書（別記第●号様式）により当該建物の所有者の承諾を得ていること。

(3) 本補助金交付対象者が本町の徴収する税又は料を滞納していないこと。又は本町内に登記されていない場合は、現に住所を有する市町村税又は料を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が事業者内にいないこと。及び暴力団、及び暴力団員と取引、契約、借金、部屋の賃貸など行っていないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる経費は、別表に掲げる費用とする。

（補助金の額）

第7条 この補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請期間)

第8条 補助金の交付申請期間は、当該年度の●月●日までの間とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本補助金交付申請書（別記第●号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 申請者の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書（世帯全員のもの）又は事業者の場合は登記簿謄本

(2) 建物に関する場合は工事を行う家屋の建物登記事項証明書又は固定資産（家屋）所在証明書

(3) 補助対象事業に係る見積書の写し

(4) 建物に関する場合は施工前又は施工後の設計図書など図面で事業内容が分かるもの

(5) 補助対象事業によって得られる省エネ効果の計算書及び CO2 排出量削減の推計計算書

(6) 戸建住宅の新築の場合はエネルギー性能がわかる性能証明書（BELS）

(7) 既存建物の設備取替、設備新設に関する場合は施工前の工事箇所の写真

(8) 申請者の納税証明書（住民税、住民法人税、建物に関する場合は固定資産税）

(9) 個人対象の場合、本町において納税している補助金交付対象者及び補助対象者の同居の家族は、納税状況等確認同意書（別記第●号様式）を提出することにより前号の納税証明書を提出したものとみなす。

(10) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、本補助金交付（不交付）決定通知書（別記第●号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(事前着手)

第11条 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施（契約・発注行為）しようとする場合において、本補助金事前着手届（別記第●号様式）を町長に提出し、承認を受けたときは、この限り

でない。

(変更等の承認申請)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、第9条の申請内容に変更が生じたときには、本補助金交付変更届（別記第●号様式）に変更に関する書類を添えて、速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 計画変更等による補助金の額の変更が生じた場合は、予算の範囲内において変更することができる。

(中止の届出)

第13条 補助金交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、本補助金事業中止届兼補助金交付辞退届（別記第●号様式）を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助金交付決定者は、事業完了後30日以内又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに、本補助金事業完了実績報告書（別記第●号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 事業に係る契約書及び領収書の写し

(2) 既存建物の設備取替に関する場合は工事完了箇所の写真、戸建て住宅の新築の場合は建物の全景、窓・ドアの断熱性能が分かるような箇所、工事中の断熱材投入箇所、暖房・給湯設備の写真、EVカーシェアの場合は導入された車両の車検証の写し

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の報告書が期限までに提出できないときは、補助金交付決定者は補助金を受領する資格を失う。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 町長は、前条の確定をしたときは、本補助金額確定通知書（別記●号様式）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、額の確定日から15日以内に本補助金交付請求書(別記第●号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 町長は、前条に規定する請求を受けた場合において、補助金交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(協力)

第18条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 自家消費型の太陽光発電設置の場合、太陽光発電による発電電力量及び建物の消費電力量及び自家消費割合に対しての年次報告の提供

(2) その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)実施要領における各種データの提供、及び今後、国等から各種データの追加要請があればその提供

(3) 町が進める脱炭素推進施策に関する情報提供

2 申請者は、前項の調査について、町長から協力を要請された場合は、これに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第19条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、該当補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

(1) 本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により本補助金の交付の決定又は本補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、本補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第1項の規定による取消しをする場合、第10条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第20条 町長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるも

のとする。

2 前項の規定により、本補助金の返還の命令を受けた者は、指定された期日までに本補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 本補助金の交付を受けた者は、補助対象期間（対象設備の耐用年数）において、補助事業により取得した設備を設置した建物、又は新築の戸建て住宅、又はEVシェアカーを本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し（廃棄を含む。）又は担保に供する場合は、本補助金財産処分承認申請書（別記第●号様式）を町長へ提出し承認を受けること。

第21条 町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を本補助金財産処分審査結果通知書（別記第●号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(補助対象期間終了後の廃棄)

第22条 補助対象期間（対象設備の耐用年数）を経過した後の対象設備の廃棄等については、補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等が、自らの責任で適切に処分しなければならない。

2 補助金交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW以上の太陽光発電設備の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

3 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW未満の太陽光発電設備の場合、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられているとおり、必要な経費を見込んだ事業計画の策定に努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

4 蓄電池の廃棄等については、必要な経費を見込んだ事業計画の策定に努めること。蓄電池には消防法上の危険物に該当する物質が使用されているため、使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について機器の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

【廃棄・回収方法の明記例】

「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(関係書類の保管)

第23条 補助金の交付を受けた者は、交付金について経理を明らかにする関係書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間又は取得財産等について第20条で定める処分制限期間を経過しない場合においては保存しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(雑則)

第25条 この要綱に定めのない事項については、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号）を準用するものとする。

附則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付要綱別表（素案）

■ 共通事項

- (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、対象外とする。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）実施要領の交付要件を満たすこと。

No.	対象	補助要件
1	自家消費型の太陽光発電設備	(1) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
		(2) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電し、その設置された建物で消費された電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「30%以上（個人対象）」「50%以上（民間事業者対象）」であること。
		(3) 最大でも 10kW（個人対象）、50kW（民間事業者対象）の低圧接続の可能な設備であること。
		(4) 第三者所有型である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入としないこと。
		(5) 付帯設備である蓄電池及びエネルギーマネジメントシステムを可能な限り導入すること。
		(6) 電気事業法等の関係法令を遵守し構築、運用すること。
		補助対象
		(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) パワーコンディショナー (4) その他付属機器（接続箱、開閉器、配線等） (5) 工事費
		補助額
		対象経費の 14 万円/kW 以内（個人対象） 対象経費の 10 万円/kW 以内（民間事業者対象） ※太陽光発電出力は太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点第 3 位を切り捨てた値とする。

No.	対象	補助要件
2	蓄電池	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること (4,800Ah・セル相当の kWh 未満を家庭用、以上を業務用とする)。</p> <p>(2) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 第三者所有型である電力購入契約 (PPA モデル) 又はリース契約での導入としないこと。</p> <p>(5) 性能表示基準、安全基準は環境省の「重点対策加速化事業」の実施要領に基づくこと</p>
		補助対象
		<p>(1) 設備本体</p> <p>(2) その他付属機器 (計測・表示装置等)</p> <p>(3) 工事費</p>
		補助額
		<p>蓄電池の価格 (円/kWh) の 1 / 3 以内 (上限: 下記価格の 1 / 3 以内)</p> <p>※家庭用: 14.1 万円/kWh (工事費込み・税抜き)</p> <p>※業務用: 16.0 万円/kWh (工事費込み・税抜き)</p>
No.	対象	補助要件
3	エネルギー マネジメント システム	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>(2) 平時に省エネ効果 (運用改善によるものを含む) が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。</p>
		補助対象
		<p>(1) 設備本体</p> <p>(2) 計測機器 (ソフトウェア等も含む)</p> <p>(3) 工事費 (地中化設備も含む)</p>
		補助額
		対象経費の 2 / 3 以内

No.	対象	補助要件
4	高効率設備 (エアコン)	<p>(1) 従来の暖房設備に対して 30%以上 CO2 削減効果が得られるエアコン機器であること。新築に設置する場合は、ニセコ町で一般的な FF 式灯油ファンヒータを従来の暖房設備とみなすこと。</p> <p>(2) 既存の建物に設置する場合、従来の暖房設備は撤去の上、適切に廃棄すること。</p> <p>(3) 住宅に設置する設備とし、戸あたり最大 3 台以下にすること。</p> <p>※当初は住宅のみ。途中でこの (3) 項を変更して、事業者も使えるようにするか要検討</p>
		補助対象
		<p>(1) 設備本体</p> <p>(2) 工事費</p>
		補助額
		対象経費の 1 / 2 以内
No.	対象	補助要件
5	高効率設備 (エコキュート)	<p>(1) 従来の給湯設備に対して 30%以上 CO2 削減効果が得られるエコキュート機器であること。新築に設置する場合は、ニセコ町で一般的な灯油ボイラを従来の給湯設備とみなすこと。</p> <p>(2) 既存の建物に設置する場合、従来の給湯設備は撤去の上、適切に廃棄すること。</p> <p>(3) 住宅に設置する設備とし、戸あたり最大 1 台までにすること。</p> <p>※当初は住宅のみ。途中でこの (3) 項を変更して、事業者も使えるようにするか要検討</p>
		補助対象
		<p>(1) 設備本体</p> <p>(2) 工事費</p>
		補助額
		対象経費の 1 / 2 以内

No.	対象	補助要件
6	新築戸建て住宅 (Nearly ZEH+水準、かつニセコスタンダード基準)	(1) ニセコスタンダード住宅の基準 (Ua 値 0.28W/m ² K 以下) を満たす新築の戸建て住宅であること
		(2) 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) において、Nearly ZEH+の認定を受けていること
		(3) 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅) の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。
		(4) 交付対象は、事業実施主体 (新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。) が常時居住する住宅であり、専用住宅であること (住宅の一部に店舗や事務所等の非住居部分がある場合は、建物全体が住宅用のニセコスタンダード基準、および非住宅用のニセコスタンダード基準である BEI ≤ 0.8 の両者を満たすこと)。
		(5) エネルギーの使用状況に関する調査・分析のため、ニセコ町に対して必要な情報提供に協力すること。
		補助対象
		新築戸建て住宅
		補助額
		150 万円/戸
No.	対象	補助要件
7	EV カーシェア	<p>(1) EV 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書 (グリーン電力証書又は再エネ電力由来) クレジット) の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>(2) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車であること (「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)</p> <p>※「CEV 補助金」との併用は不可。</p> <p>(3) 次の (a) (b) のいずれかを満たすカーシェア事業であること。</p> <p>(a) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。</p> <p>(b) カーシェア事業として環境省から事前に承諾を得たものであること。</p>

		補助対象
		電気自動車購入費
		補助額
		上限 100 万円／台 ※車体価格の 1 / 3 の方が低い場合、その額を上限とする

【事前検討の調査研究のまとめ】

今回は、ニセコ町の脱炭素目標のため、どのような補助制度が構築されれば有効なのかの制度設計の調査検討を行った。このタイミングで環境省が地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の実施自治体を募集していることは、非常に幸運だった。これ以外、その他の間接補助に柔軟に利用できる国等の財源は現状では見当たらなかったためである。

本年の調査研究は、昨年度から開始されたニセコ町の建物の省エネ・再エネ導入における施策の制度設計の集大成でもある。昨年度にはムチの施策としての条例策定の調査検討を行い、本年度はそれを推進するためのアメの施策としての補助制度の調査検討を行った。この両者が車輪の両輪となり、ニセコ町内でより一層の省エネ建築、および再エネが導入し、普及されるという制度設計は、全国の自治体に類を見ない模範的な取り組みである。

とりわけ補助制度は、年次によって、その社会的な背景が変化し、申請件数が増減するものである。そのため、リアルタイムで申請状況を把握し、数か月のリードタイムで素早く補助金交付要綱別表の記載内容（金額や条件等）を改善し、ニセコ町にとって望ましい市場環境を形作ることが重要である。

③ 多様な連携に向けた普及促進活動、人材育成

2-3-1. ニセコミライに関連したイベントの実施

多様な連携に向けた普及促進活動、住民連携・コミュニティ活動プラットフォームの構築に向けて、まちづくり会社である株式会社ニセコまちが主体となり、令和5年度は以下の通りイベントを企画・開催した。

(1) ニセコミライでのイベントの開催

2023年6月4日「ニセコミライでえだ豆を植えよう♪」

- 概要：春頃からニセコミライの農園を少しずつ整備し、畑の最初の作物となるえだ豆の種を植えるイベントを開催。地域の農家さんや、新規就農した地域おこし協力隊OBにも、事前の土づくりや当日の種まき作業でご協力いただいた。また、夏のイベントで製作するベンチの下準備として、以前のイベントで伐倒し乾燥させておいたトドマツの丸太の皮剥ぎ作業も行った。
- 参加者：30名

2023年7月15日「パークゴルフ大会『第2回ニセコまち杯』」

- 概要：イベントを企画、準備したが、当日の天候不良により中止とした。

2023年8月27日「ニセコミライでベンチを作ろう！」

- 概要：以前のイベントで伐倒し乾燥させておいたトドマツを活用し、ニセコミライの広場に設置するベンチの製作を行った。同じトドマツの丸太を使い、地域のチェーンソーアート経験者である木下氏らに依頼をし、実演見学も行った。また、6月4日のイベントで種まきを行ったえだ豆が収穫の時期を迎えていたため、収穫作業も行い、畑でえだ豆を茹でて実食した。
- 参加者：12名

2023年10月29日「ニセコミライの農園で秋のお楽しみイベント♪」

- 概要：ニセコミライの畑で事前に育てておいたサツマイモの芋掘りと焚き火での焼き芋を行った。来年度の種まき用に残しておいたえだ豆を事前に乾燥させておき、イベント当日に種の収穫も行った。ニセコ駅前がハロウィンカボチャで装飾されていた時期だったため、関係者からハロウィンカボチャを譲っていただき、参加した子どもたちにカボチャにペイントを施してもらっ

た。

- 参加者：35名

2024年1月28日「ニセコミライで雪遊び！イベント」

- 概要：ニセコミライの第1工区の敷地を活用し、雪あそびのイベントを開催した。前回開催時にご好評をいただき、今年も開催に至った。除雪で溜まった雪山を活用してソリ滑りを行ったり、カマクラづくりやトンネル掘り、雪のオブジェ作り、色水を使った雪上のお絵描きなどをして楽しんだ。
- 街中で自由に雪遊びができる場所が少ないため、参加された方々は喜ばれているようだった。今後も開催してほしいとの要望をいただいた。
- 参加者：20名

■イベント周知に使用したチラシ：



6/4 えだ豆種まきイベント



7/15 パークゴルフ大会
(開催中止)



8/27 ベンチづくりイベント



10/29 秋のお楽しみイベント



1/28 雪あそびイベント

■ イベント開催・出展の様子：



6/4 えだ豆の種まき



6/4 トマトの皮剥ぎ



8/27 トマトでベンチづくり



8/27 えだ豆を収穫し実食



9/24 イベントでのパネル出展



10/29 畑でサツマイモ掘り



10/29 ハロウィンカボチャの
ペイント



2024/1/28 雪山でソリ滑り



2024/1/28 カマクラづくりや雪
上での色水遊び

(2) その他普及促進活動

2023年9月24日「NISEKO WOOD PARK」でのパネル出展

- 概要：ニセコ町内で開催された、木や森に親しむイベント「NISEKO WOOD PARK」にて、ニセコミライでの森づくりに関するパネル出展を行った。2022年2月に開催した「新月伐倒・葉ガラシ見学会」と同年9月に開催した「ニセコの森 間伐見学会」の様子を写真と文章で紹介。
- 本年8月に開催したベンチづくりやチェーンソーアートの実演見学に関する資料も追加掲載し、実際にチェーンソーアートで製作したウサギのアート作品等も展示した。展示した木製ウサギの名前募集も行ったところ、会場に来ていたたくさんのお子どもたちが名前の候補を挙げてくれた。

2-3-2. ニセコミライに関連した人材育成、視察受入

多様な連携に向けた普及促進活動、人材育成活動の一環として、まちづくり会社である株式会社ニセコまちが主体となって、令和5年度については、以下の通り、修学旅行及び各種企業や団体の視察受入を実施し、代表的な事例について以下の通り実施日と対象団体を取りまとめた。

なお、この他にも（1）におけるパートナーシップ登録制度を念頭においた企業視察の受入や折衝も実施を行うなど、幅広く普及促進活動を実施した。

No.	年月日	視察・学校名等
1	4月24日	東京／女子聖学院中学校（オンライン・修学旅行前の事前学習）
2	5月18日	函館／青柳中学校（修学旅行）
3	6月1日	札幌／宮の森中学校（修学旅行）
4	6月6日	ニセコ高校（GSTCカリキュラム）
5	6月19日	北海学園大学（事前視察）
6	6月21日	韓国／順正大学（視察）
7	7月21日	筑波大学NipCAプロジェクト（研修）
8	7月21日	苫小牧港開発（視察）
9	8月29日	錦江町（視察）
10	9月2日	東洋大学大学院PPP専攻（視察）
11	9月8日	鹿島建設・オオバ（視察）
12	9月20日	札幌／北海学園大学（研修）
13	9月21日	日本経済研究所（視察）
14	9月21日	北海道／苫前中学校（修学旅行）
15	10月12日	札幌／開成中学校（研修）
16	10月17日	北海道／大樹町（議員視察）
17	10月18日	広島／近大付属高校（修学旅行）
18	10月18日	アフリカ（JICA）
19	12月1日	北海道／中富良野町（町長等視察）
20	1月19日	ニセコ高校（総合学習課題：ニセコのまちづくりについて）

④ EV を活用したシェアリングサービスの構築検討

【業務内容】

ニセコ町においては、タクシーを含む地域公共交通の充実が大きな地域課題となっている。同時に、現状では成人1人が1台のマイカーを所有し、移動することが多くのケースで当たり前になってしまっているが、都市部からの移住者、高齢化によるマイカーを持ちきれない状況など、様々な観点で、マイカー所有を代替する選択肢を多様に提供することは有意義である。

町内の住み替え需要だけではなく、数多くの移住者の定住化を図ろうとするニセコミライにおいて、EV カーシェアリング事業を実施するための調査研究、および実証実験を行った。

調査研究にあたっては、イニシャルコストやランニングコストの面から検討を行い、結果を取りまとめた。実証実験に使用する車両は1台とし、リースでの導入とした。

2-4-1. カーシェアリング実証の概要とその趣旨、事業の目的について

SDGs モデル街区のニセコミライにおいては、2023 年度に最初の建築工事が行われ、11 月にソーラーカーポートが完成している。今後は、ここで得られた太陽光発電の余剰電力（建物内では消費しきれない日中の発電電力）を活用し、EV（電気自動車）に充電することで、化石燃料を使わない移動が可能となる。

また、ニセコミライにおいては、成人の居住者1人に1台の駐車場を整備する予定はなく、1つの世帯に対して、1～1.5台の駐車場を、可能な限り最低限、整備する方針である。このことから、セカンドカーとして、マイカーを所有しないで、共有の車が便利に、安価に活用できる方策を準備しておく必要がある。

これは新しい住民がニセコミライへ入居した後に（ニーズがあるから）整備するのではなく、入居前にそのサービスがあることを前提として、（マイカー／セカンドカーを所有しない）ニーズを生み出すことが肝要である。

それゆえ、本業務では、ニセコミライへの入居直前の2023年度にEVを活用したカーシェアリングサービスの構築を検討し、実際にリースでEV車を導入、そしてカーシェアリングサービスを実験的に提供してみることで、まちづくり会社におけるカーシェアリング提供の可能性について検討してゆく。

2-4-2. 構築検討と実証実験の状況

【カーシェアリング事業の構築の事前検討】

カーシェアリングサービスは、「個人間型カーシェアリング」と「レンタカー型カーシェアリング」に分別される。前者は個人の車を共同使用するもので馴染まないため、今回は後者の「レンタカー型カーシェアリング」で事業を行うことにした。

レンタカー型カーシェアリングは自家用自動車有償貸渡（レンタカー事業）の一形態であり許可が必要になる。申請にあたっては、自動車の選定や車両の貸出方法等に加え、欠格事由に該当しないこと、2年以内に自動車運送事業者経営類似行為により処分を受けていないこと、十分な賠償を行い得る自動車保険に加入すること、会社への定款への記載などが必要になる。

後述するカーシェアリングサービス会社が持つ知見などを活用しながら行政書士と共に許認可を取得し、事業体制構築を進めた。

【カーシェアリングサービスの手法と、サービス会社との提携の検討】

カーシェアリングサービスについては株式会社スマートバリューが提供する patto を導入することにした。検討にあたってはシステムを利用せず自社のエクセル等で自社管理する方法、その他日本市場で確立している3社のサービス会社の提案を踏まえて検討した。

システムを利用せずエクセル等で自社管理する方法については、予約管理や鍵の受け渡し、および料金の徴収に弊社内の職員を介在させる必要があり、人的コストが多くかかるため効率的でないという結論に至った。

3社のサービス会社の提案については、ニセコミライでは当初入居者が少なく、段階的に増加していくことから、イニシャルコストおよびランニングコストを小さくしたうえで、将来の拡張性があるものを選定していくことを重視した。また、社用車としても活用でき、利用率を高める対策が可能かどうかも重要視した。

複数社の提案を比較した中で patto は初期費用およびランニングコストが安く、全国的に展開されているサービスであるため拡張性があることが魅力的だった。加えて、スマートフォンがキーになり、鍵の受け渡しなどに人を介在させる必要もなく、管理コストが低減される点もメリットである。

さらに利用率向上のため、無料ポイント付与により、利用を促すことができる仕組みがあるのも魅力的であり、最終的には patto を導入することとした。

【EV車の選定】

豪雪地帯であるニセコ町におけるEVカーシェアリングサービスでは、利用者が常時マイカーを利用しない前提であり、雪道に不慣れな不特定多数者も乗車するとの観点から、①スタックに強い四輪駆動車、②積雪のある道や凹凸のある道路でも比較的運行しやすい車高の高いSUV、という上記2点がEV車種の選定においては重要であると議論した。

しかし、③日本国内で通常に販売されているEV車種、④ニセコ町からそれほど遠くないところでメンテ・整備・修理が受けられる体制、⑤カーシェアリングサービスの仕様に対応しているEV車種（スマホでドアの開け閉めができるなどのキー不要での利用が確立している）といった3点において、大きな課題があることが分かった。

①②の観点から議論の俎上に上がった車種は、以下の通りであるが、ことごとく③④⑤の観点で問題が生じた：

- ・ 日産自動車 アリア B6 4WD (720万円～)：
2023年初夏の当時は前輪駆動車のみで、四駆の販売受付が停止中だった。納車時期が不明。また割高な価格設定も躊躇した理由
- ・ トヨタ bZ4X G 4WD (620万円～)：
2023年初夏の当時は国内の販売戦略が不透明で、納車時期が不明
- ・ スバル ソルテラ ET-SS (670万円～)：
2023年初夏の当時は国内の販売戦略が不透明で、納車時期が不明
- ・ テスラ Model3 デュアルモーターAWD (660万円～)
販売店が道内になく、整備・メンテの際に大きな課題があった。充電や仕様が特殊なため、カーシェアの仕様で対応していなかった
- ・ ヒョンデ IONIQ 5 Voyage AWD (550万円～)
札幌、石狩、帯広のみにサービス店があり、整備・メンテの際に大きな課題があった
- ・ BYD ATTO3 今のところ前輪駆動車のみ (450万円～)
価格的に最もパフォーマンスがあり、札幌に販売店を設け、戦略的に拡張してゆくというお話をいただいたが、SUVでありながら、四駆の設定が今のところない状態

これらの状況から、最終的には、③④⑤の条件を最大限に優先することにして、①②の条件は断念せざるを得なかった。ニセコ町でも役場など、このエリアでも

普及が行われている日産リーフ（バッテリー62kWh）を選択した。その際、降雪・積雪量が最大化する1～2月は、積雪の状況等を鑑みて、個別に利用停止日（予約を受け付けないようにブロックする）を設けることで、当面は対応することにした。

なお、仕様書の通り、EV車は購入ではなく、リースを選択することにし、維持管理や修理等のサービスへのアクセスの容易性を重視し、近隣の倶知安町にある販売店で整備ができるよう配慮して契約した。

【実証実験の概要】

EVの導入が、納車の関係で予定していた9月から遅れ、11月となった。EVの導入後、まずは弊社内でEVの利用に慣れ、各種の充電や利用における課題などのあぶり出しを行った。同時に、カーシェアリングサービスの利用者においては、EV、およびカーシェアを利用したことがない方が大半であると想定されたため、各種の検討を行って、利用の手引きを作成した。

①充電について：

EVにおいては電気を充電する必要がある。ニセコミライにおけるソーラーカーポート（設置予定場所）では3kWの充電コンセントを準備した。ただし、11月末にはソーラーカーポート自体が完成し、引き渡しは受けたものの、隣に建設された分譲住宅（モクレニセコA棟）と一括受電契約をする予定であったため、2月1日の分譲住宅の完成までは、工事用電源しか引けておらず、当面は受託者であるニセコまちがEV充電の残量が少なくなる度に、外部に充電に出かけてゆくという運用を取らざるを得なかった。

3月現在では、夜間（22時～8時）においてソーラーカーポートでの充電が可能となっている。日中は、一括受電している分譲住宅のエコキュート（電気ヒートポンプ式の給湯器）がお湯の炊き上げを行うため、受電のデマンドが上昇するのを避けるため、太陽光発電の余剰電力があるときのみ充電される仕様となっている。

導入した日産リーフは、バッテリー容量が62kWhもあるため、日常のカーシェア利用では、利用の最中に追加での充電を行う必要性はほぼない。ただし、利用直前までカーシェア利用をした他者がバッテリーを大幅に減らすなどの利用をした際には、途中での充電の必要性は出てくる可能性がある。その際には、どこで、どのように充電するのかの取扱説明書と近隣の急速充電のスポットの場所についての説明書を作成して、車内に置いた。

ご利用方法 <<急速充電器 CHAdeMO>>

チャージ・洗車について

メーターが残り30%を切りましたら、次のお客様のためにチャージのご協力をお願いします。
※1度の充電に30分お時間を頂戴いたします。

チャージ(充電)について

チャージの際、車内バイザーポケットにあります「チャージングカード」がご利用いただけます。
ご協力を頂きましたら、左記QRコードよりフォーム申請いただく事で割引クーポンを差送いたします。
「CHAdeMO」設置場所は別紙をご参照ください。
※利用料金として使用いただける「30分」の割引クーポンとなります。

チャージ方法

- ブレーキをかける
- セレクトレバーをPにする
- ライトがついている場合は消す
- パワースイッチを「OFF」にする
- 充電リッドをあげ急速充電器の充電コネクタを挿す
- 充電器本体の手順に従い、充電を開始する
- 充電が終了するまで待つ(30分)
- 急速充電コネクタを車内バイザーの位置に戻す
- 車体側の中パタとリッドを閉じる

- 充電機の種類により操作方法が異なります。車内のチャージングカードに従って充電を行ってください。
- 充電中に車から離れた際は必ずドアロックをお願いします。
- 急速充電機に不具合が生じ充電ができない場合は充電機に記録されており、管理者へ連絡をお願いします。



洗車について

シェアカーは定期的にスタッフがメンテナンスを行なっておりますが、車の目立つ場合は、洗車カードを利用して洗車することができます。※洗車場所：ホクレン(ニセコ・倶知安)

チャージングカード



洗車カード



立替払いの清算はご遠慮いただいております。車内の「チャージ・洗車カード」以外のお支払いは、お客様の負担となりますのでご注意ください。
対象外の充電器やガソリンスタンドの場合、チャージ・洗車ができませんのでご注意ください。
Pattoのシェアカー以外への利用が発見した場合、対象費用のご請求及び会員資格の取消等を行います。

近隣の急速充電スポット CHAdeMO

ニセコ駅前温泉 綺羅の湯

利用可能時間：24時間
30分充電目安：15% (20kW)



ラッキー 倶知安店

利用可能時間：9:00~20:00
30分充電目安：15% (25kW)

※注意事項
営業時間内のみ



北海道日産 倶知安店

利用可能時間：24時間
30分充電目安：30% (44kW)



札幌日産 倶知安店

利用可能時間：10:00~17:00
30分充電目安：30% (44kW)

※注意事項
営業時間内のみ
セルフチャージ不可



図：充電方法についての利用チラシと近隣の補充電が可能な場所の告知（車内に設置した取り扱い説明書から）

EVシェアカー 簡単チャージガイド

ニセコミライ ソーラーカーポート (普通充電)

EVカーのチャージ方法のご案内となります。
皆様が快適にご使用いただけますよう、ご利用後のチャージにご協力ください。
※チャージ用ケーブルはドラックへ収納されております

- エンジン（パワースイッチ）をOFFにする
- チャージ用ケーブルを駐車場後部設置のコンセントへ繋げる
- 開閉ボタンにて充電口の蓋を開け、右側の普通充電ポートへ接続する
- 正面中央部、充電インジケータが青く点灯すれば充電開始

ケーブルと後部コンセント



充電口開閉ボタン（ハンドル右側）



右側オレンジ色のポートへ接続



青点灯で充電スタート



※太陽光を利用する為、時間帯により充電が開始されない場合があります
故障ではございませんので、ご了承ください

CHAdeMO利用 (急速充電)

CHAdeMOとはEV用急速充電器の商標となります



「チャージカード」を利用することで、急速充電を無料で行う事が出来ます
急速充電をご利用後は右記QRコードより申請を行ってください
次回ご使用いただける30分割引クーポンを付与いたします（充電時間に30分要するため）
※近隣のCHAdeMO設置場所は別紙をご参照ください

- エンジン（パワースイッチ）をOFFにする
- カードを使用し、充電器の案内に従い操作する
- 開閉ボタンにて充電口の蓋を開け、左側の急速充電ポートへ接続する
- 正面中央部、充電インジケータが青く点灯すれば充電開始

※チャージカードはCHAdeMOでのみ使用できます。
※充電機の種類により操作方法が異なります。

チャージングカード・洗車カードは車内バイザーポケットにごございます




洗車について ※ホクレンSS限定(ニセコ・倶知安・蘭越)

定期的にスタッフがメンテナンスを行なっておりますが、車の汚れ目立つ場合は、洗車カードを利用して洗車することができます。
上記ガソリンスタンドにて、洗車機をご利用ください。

注意事項

- 立替払いの清算はご遠慮いただいております。
- 車内の「チャージ・洗車カード」以外のお支払いは、お客様の負担となりますのでご注意ください。
- 対象外の充電器やガソリンスタンドの場合、チャージ・洗車ができませんのでご注意ください。
- Pattoのシェアカー以外への利用が発見した場合、対象費用のご請求及び会員資格の取消等を行います。

図：ソーラーカーポートにおける充電方法についての利用チラシと近隣での補充電、および洗車についての説明書（車内に設置した取り扱い説明書から）

②e-pedal について：

EV 専用車、もしくは e-Power 車（駆動は完全に電動化され、電力供給を車内に搭載されたガソリン発電機で補う車種）においては、e-pedal というモードが存在する。これは、一般的なハイブリッド車などでブレーキを踏んだ減速時に充電を行うだけでなく、アクセルを離す度合いで自動的にブレーキがかかり、充電を始めることで、より多くの回生ブレーキの効果を生み、電費を向上させ、ワンペダルでの快適な走行を可能とした仕様である。

ただし、多くの利用者はアクセルを離すとブレーキがかかってしまう仕様に混乱してしまう可能性が考えられることから、この e-pedal についても注意喚起を促す取扱説明書を作成し、車内に設置した。

《e-pedal(Eペダル)について》

e-pedal（以下 Eペダル）とは、

「アクセルペダルを放した時に自動制御でブレーキがかかるシステム」

となっております。
シングルペダルでの操作を可能にし、信号待ちの停車時など、シフトをドライブのままでもブレーキを踏んでおく必要はありません。

EペダルのON/OFFの切り替えはボタン一つで簡単に切り替えをすることが可能となっております。

下記の表示を参考にお好みで使い分けください。

【Eペダルの確認・切り替え方法】



図：e-pedal の取り扱い説明書（車内に設置した取り扱い説明書から）

③カーシェアリングサービスへの登録と予約、利用について：

以上のような車体の利用方法についての不定期利用者がいる前提での準備を行い、この EV をカーシェアリングサービス（株式会社スマートバリュー「patt」）に登録を行った。利用者は、全国で提供されている patt に利用者登録をまずは行う必要がある。これは以下の手順で実施される：

1. ご自身のスマートフォンに「patt」のアプリをインストールする
2. 新規登録を選択し、基礎情報（携帯電話番号、名前、住所、性別、メールアドレス、先の携帯以外の緊急連絡先、職業）、精算時に引き落としされるクレジットカード情報、運転免許書情報について、設定指示に従い登録を行う
3. 実証実験中は、利用料金が発生しないためのポイントを付与しているため、そのポイントの登録を行う（以下のチラシ参照）

加えて、以下のようなチラシを作成し、設置場所であるソーラーカーポートの周辺エリアの方々に戸別配布した。12月～1月までの間は、期間限定でポイントを付与する形（5,000円分までのカーシェア利用は無料）でお試しでの利用を募った。

環境にやさしい EVカーシェアリングサービス START!!

ガソリン代も無料！
ちよつとした買い物、ちよつとした送り迎え

この度ニセコミライにて、EVを使ったカーシェアリングサービスの実証実験を始めます！ご利用には下記①QRコードより『Pattoアプリ』のご登録が必要となります。また、今回下記②の『登録フォーム』へPatto IDをご登録いただきました方全員にシェアカーでご利用いただける『ポイント5000円分』を付与させていただきます！

皆様にお使いいただきその結果をもとにより良いサービスとなるよう考えておりますのでよろしくお願い申し上げます！

【ご登録までの流れ】

①

シェアカーのご利用、ご登録詳細は下記アプリのインストールをお願いします

アプリ内の指示に従い、登録完了まで約3分！

登録料は無料となります

②

限定キャンペーン
登録でポイントプレゼント

ご登録フォームは
こちら

QRコードを読み込んでいただき、Patto IDとお名前のご入力をお願いいたします

《実施期間》 12月20日 ~ 1月31日
※ポイント付与はご登録後毎週水曜日となります。
お時間を頂戴する場合がございます。ご了承ください。

《初期費用》 無料(①,②の登録ともに)

《付与ポイント》 **5000pt**
※シェアカーにて5000円分ご利用いただけます

ニセコ町字富士見168-1
株式会社ニセコマチ事務所正面
駐車位置

数分から数時間まで
是非お試しください！

《お問い合わせ》
(株)ニセコマチ (担当:宮坂・日野浦)
TEL : 0136-55-6087
MAIL : info@nisekomachi.co.jp

図：EVカーシェアの告知のチラシ

また、同時並行で都市部からの移住者でもある地域おこし協力隊の隊員にも告知を行い、ポイントを付与する形でお試しでの利用を募った。この実証は2023年12月～3月初旬まで行い、利用者にはアンケートに回答してもらうこととした。

カーシェアリングを予約する際は、以下のような簡便な流れとなる：

アプリのホーム画面 → 近隣の利用可能な車が表示 → 車を選択し予約画面へ



予約日時、ポイント、金額を確認

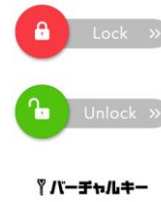
→ 貸渡約款への承認

→ 予約の完了



予約したカーシェアリング利用時は以下のような流れとなる：

予約時間に車に近づき → 車の状況確認後、 → キー不要でEV車を利用
 アプリを立ち上げる アンロックして車内へ ドアの開閉もスマホで
 延長および終了はここから



終了を押し返却手続き → ライトの消灯 → 窓、ドアミラーの確認 →



モーターの停止 → 下車 → スタンドを戻して、返却完了





図：ソーラーカーポートに設置されたカーシェアと充電コンセント



図：車体側の充電差込口、充電中の表示、充電ケーブル

2-4-3. 実証実験結果の取りまとめ

【EV カーシェアリングサービスの実証実験と結果】

ニセコミライへの入居者がまだ存在しない中で、近隣のさくら団地、および新幹線の工事関係者（事務所／宿泊所）、地域おこし協力隊へのチラシの配布と声かけを積極的に行ったものの、①アプリをスマホに入れて、クレジットカードや免許証の登録を含めた利用者登録すること、②マイカーを所有している人がほぼすべてあり、お試しのためにわざわざ機会を作らなければならないことの2点が大きな障害となり、実験対象者を不特定多数者から得られることはできなかった。

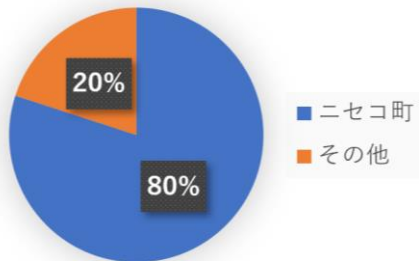
そのため、受託者である株式会社ニセコまちの知人・関係者等に依頼を行い、機会を作ってEVカーシェアの体験を行ってもらうこととなった。最終的には十数名の方に実証実験に参加していただいた。また利用の際は、以下のチラシからアンケートへの回答をお願いし、10名の方から回答を得た。



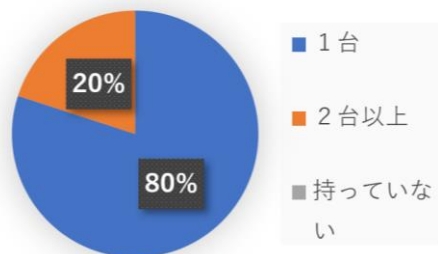
図：アンケートご協力へのお願いのチラシ（車内に設置）

アンケートの回答者の背景、機会、評価は以下のようなものとなった：

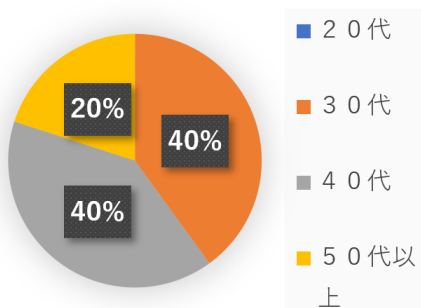
住まい



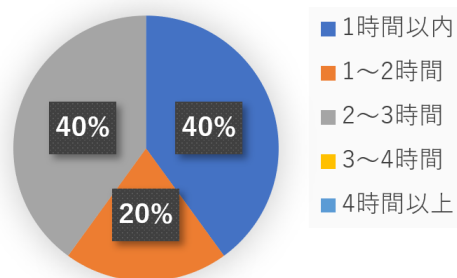
車の所有台数



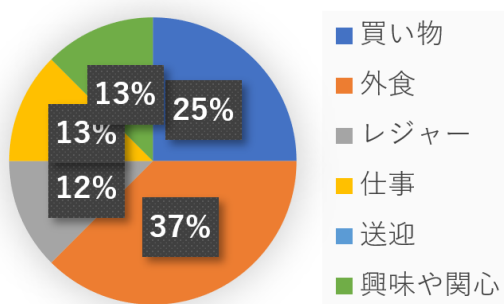
年代



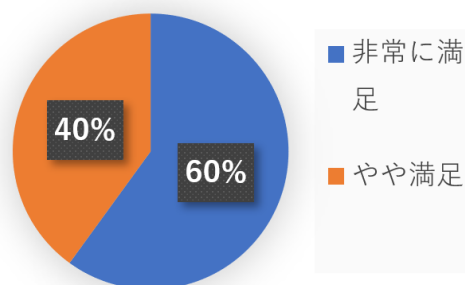
利用時間



利用目的



乗り心地



とりわけ自由回答欄に記載いただいた実証実験により得られた意見と課題について、以下に取りまとめを記す：

参考意見

- ・ アプリがシンプルで使いやすい
- ・ 満足しました
- ・ 快適に使えました。町民に広く普及しますように
- ・ e-pedal に慣れるまで多少時間がかかったが HV より静かな走行音に驚きました。とても満足です

解決済みの課題

- ・ ウォッシャー液が無くなった
→ウォッシャー液を補充。今後は定期的な補充を確認すること
- ・ 近隣の充電場に限りがあるので充電が多いと有難い
→ソーラーカーポートでの充電方法の工夫によって初期対応
- ・ 車の機能や充電の説明書がどこにあるか分かりやすくなっていると安心
→車内保管場所（ダッシュボード内）が明確に分かるように助手席正面にシールで記載し、表示した

解決が現時点では不可能な課題、利用者の要望

- ・ 予約時に充電量が分かると良い
→patto のサービス提供側の仕様の為、対応ができない。とくに日産リーフに関しては、対応 API が搭載されておらず、データ取得に許可が降りない為現時点では対応ができない。また利用者には利用時予約ではなく、事前予約者が多く、取得できるデータは予約時でのデータとなる。それでは利用時とは異なる為、今後も機能追加を行う予定はないとのこと
- ・ 利用時間の 15 分前から解錠可能と案内があったが、利用終了時刻には全く猶予が無いのでしょうか？ 5~10分くらい余裕があってもいいのかなと思いました
→patto のサービス提供側の仕様の為、対応ができない。利用者がバッファを持てるよう、利用時間が近づくと通知は行われるが、超過時間に関しては1分単位で追加料金が発生する。提供サービスの性質となる
→延長をして、そのタイミングで対応してもらえない。ポイント付与など検討し、余裕を持った予約をすることに誘導する流れを作ることは今後の課題。予約時間をギリギリにしても、まだ後ろに余裕があるという流れを一旦作ると、返却が遅れ、次の利用者が待ちぼうけになる可能性が高まり、オペレーションとしても調整するのは困難
- ・ 利用できる場所や台数が増えると利用しやすいと思います。また、四駆だと冬でも安心して利用できます
→上述したように、現段階では四駆+SUV の選択肢が限られていた。ニセコミライにおいては、次の2台目のカーシェアから対応したい
- ・ 解錠する際、Bluetooth はオンになっていたが中々接続されなかった。設定画

面から改めて接続オンにした所、解錠された。その後の接続は問題なかった
→現時点では接続困難は再現性がなく、原因が不明。今後、頻発するようならメーカー、patt 側に応相談

→patt 側へのヒアリングでは、利用前までにイヤホンなど別の目的で Bluetooth を利用していた場合やその時の環境によって起こりうる可能性があるとのこと。その際は携帯側の on/off を入れ直しなどで対応可能。万が一、それでも修正が聞かない場合はコールセンターへ TEL し指示に従う

- ・ ノートの e-power が乗りやすくてよかった。充電を考えると札幌などでの買い物に気軽に使うのは難しいと思いました

→そもそもカーシェアで札幌まで「気軽に」買い物に行く想定ではない（マイカーやレンタカーではなく、カーシェアは近距離公共交通手段の一つという位置づけで、遠距離はバスや鉄道で、近距離ではカーシェアでという棲み分けで機能する、かつそうした価格設定であるため）

→本実証実験で活用したリーフ 62kWh バッテリー搭載車の場合、満充電時での走行可能距離が約 450km（公式）である。冬季の天候・走行路により電費は左右され、ニセコの冬場において満充電時の走行可能距離は約 330km とインパネには表示される。ニセコから札幌までの往復距離は約 180km + α である為、4月～11月の期間、ソーラーカーポートが日中稼働（8～22時）し、ほぼ常時、満充電で利用開始となれば対応が可能

→また、充電量に不安が生じる際は、車内へ搭載しているチャージングカード（利用者無料）を使用し、CHAdeMO での急速充電を行ってもらうような運用としている。その際にかかる時間（約 30 分）に関しては、チャージ協力へのフォーム申請を行えば次回利用時に使用できる 30 分無料クーポンが付与される。この申請先は利用ガイド内へ記載あり

【EV カーシェアリングサービスの実験結果から得られた考察、所感】

当初から想定はしていたが、入居者がいない条件で、実験を行うことは、その対象者を得る点で大きな苦労があった。しかし、とりわけ 2024 年 12 月に完成予定の賃貸住宅が入居を迎える前の 2023 年度に実証実験を行い、一通り、運用を試し、課題のあぶり出しが行えたことは大きな成果であった。とりわけニセコミライにおける 1 棟目の賃貸住宅（1LDK×10 戸）においては、マイカーに依存していないと言われる比較的若い世代で、都市からの単身移住定住者も入ることが予想されており、市街地に隣接するという好立地と、都会的なライフスタイルもあって、

マイカーを所有しないで、EV カーシェアを利用されるケースを期待している。これは、脱炭素の推進の上でも、駐車場だらけにしたくないニセコミライの開発方針の上でも、次年度以降の事業継続が楽しみな状況である。

また、ニセコミライでは比較的高額な分譲マンションを除き、賃貸住宅においては、屋根なしの野ざらしでの駐車場を整備する予定にしている。その際、EV カーシェアはソーラーカーポートへの設置が予定されているため、とりわけ積雪時には、他のマイカー利用との比較で優位性が高まる。

ニセコ町では同時並行で、商工観光課を窓口として、カーシェアの大手のタイムズモビリティ株式会社が実証実験を行っている。具体的には夏季の実証として、2023年7月～10月の4か月間、町民センター（2台）と駅前（1台）が提供された。また、冬季の実証として2024年2月～4月の2か月間、町民センター（1台）が設置されている。これは、町民利用と併せて、観光客の需要の調査という意味合いもあり、本委託事業での実証実験とは目的がやや異なるが、こうしたサービスが人口わずか5,000人程度の農村で複数、同時進行で実施されているのは興味深い。個人の「所有」から共同での「共有」へのシフトは、環境負荷軽減に加え、限られた資源を有効に活用する手法として、あるいはつながりを生みコミュニティ形成につながるものとして、持続可能な地域づくりの実現への役割が期待されているからだ。とりわけまちづくりの理念として、先人が残した「相互扶助」を掲げ、有島武郎の農地解放で歴史的に生じた「コモンズを共同で運用・活用する」ことが、現代において果たす役割は何かというポイントは、単に車を借りるという点以上にまちづくりの場面では重要視する必要がある。

また、EVを太陽光発電で主に充電し、購入される電力も脱炭素電力を活用するという方針のソーラーカーポートの実現が、この大豪雪地帯のニセコ町で実施されたことも成果である。交通を脱炭素型に移行するためには、さらなる公共交通の充実、自転車や徒歩の交通促進と並んで、太陽光発電+EVの普及がとりわけマイカーに移動を頼る農村部では必須なためである。

EVの充電においては、実証実験を通じて、大きく以下の2点が課題となった：

1. EVカーシェアリングを予約し、当日に車に赴くまで、バッテリーの残容量が分からない（短距離では気にする必要はないが、中長距離の前では不便である）。

今回の実証実験における利用頻度からは、前の予約者がEVカーシェアを利用した後に、次の利用者に開放する予約可能時間まで、どれだけの時間を空

けておくべきか（もしくは空ける必要がないのか）の検証ができなかった。ただし、短時間での利用であれば、62kWh のバッテリー総容量自体に大きな余裕があり、冬季であってもそこまで神経質にならなくても、利便性の阻害にはつながらないことは示唆された

2. EV カーシェアリングのバッテリー残容量が少なかったり、長距離を走行したとき、近隣の市町村には頼みの綱である急速充電ポストの数がまだまだ少なく、充電速度もそれほど早くないため、精神的な圧迫感がある。

弊社内で実証実験期間中、まだソーラーカーポートの充電電源が開通していなかった際、外部で給電を行ったが、40%程度の残容量から 60%程度まで充電するのに30分強必要となった（冬季1月の充電速度22kWh/h。急速充電の性能表示は44kWh/hであったが、氷点下5°Cの状況下ではその半分のスピードだった）。急速充電の性能表示で20kWh/h程度である駅前綺羅の湯の充電ポストや倶知安町の大型スーパーでの充電では、かなり長い時間滞在しないと満足な補充にならず、近隣の道の駅ビュープラザなどでの100~150kW級の充電インフラ（テスラでは最低限の水準）の整備が面状に広がることに期待したい

なお、3kWのソーラーカーポートでの基礎充電においては、冬季もその出力である3kWh/h前後の速度で充電することが継続して観察されているため、心配された極端な温度低下（-10°Cレベル）による充電速度の減少には至らなかった。このようなEVに関するノウハウが、サービス提供者に蓄積されてゆかないと、利便性ある良好なサービス展開は難しいため、貴重な体験ができた。

なお、関係者や実証実験利用者からは、採用するEV車種について、四駆でないことの指摘が非常に大きかった。バッテリーが車体下部に積まれ、安定性は確保されているとはいえ、重量のある車で、社内での厳寒期における試乗時にも、大雪やアイスバーンなどの悪条件の際に、町内の主要な道路の坂道で一度止まったら上がれないかもしれない感じにスリップしたという報告も上がった。国内では特殊条件であるがゆえに市場の要求が小さいことを理由に、国産メーカーからは販売は後回しにされている現状が早期に改善され、価格も非常に割高な設定が多いため、低価格化と普及という2つの事柄が促進されることに期待したい。

次年度以降も、この車両で実証実験を継続し、ニセコミライの住人の数が一定程度合い増加してきた後には、四駆のEVカーシェアの導入の実現を目指してゆきたい。